

北薩地域森林計画書

(北薩森林計画区)

計 画 期 間

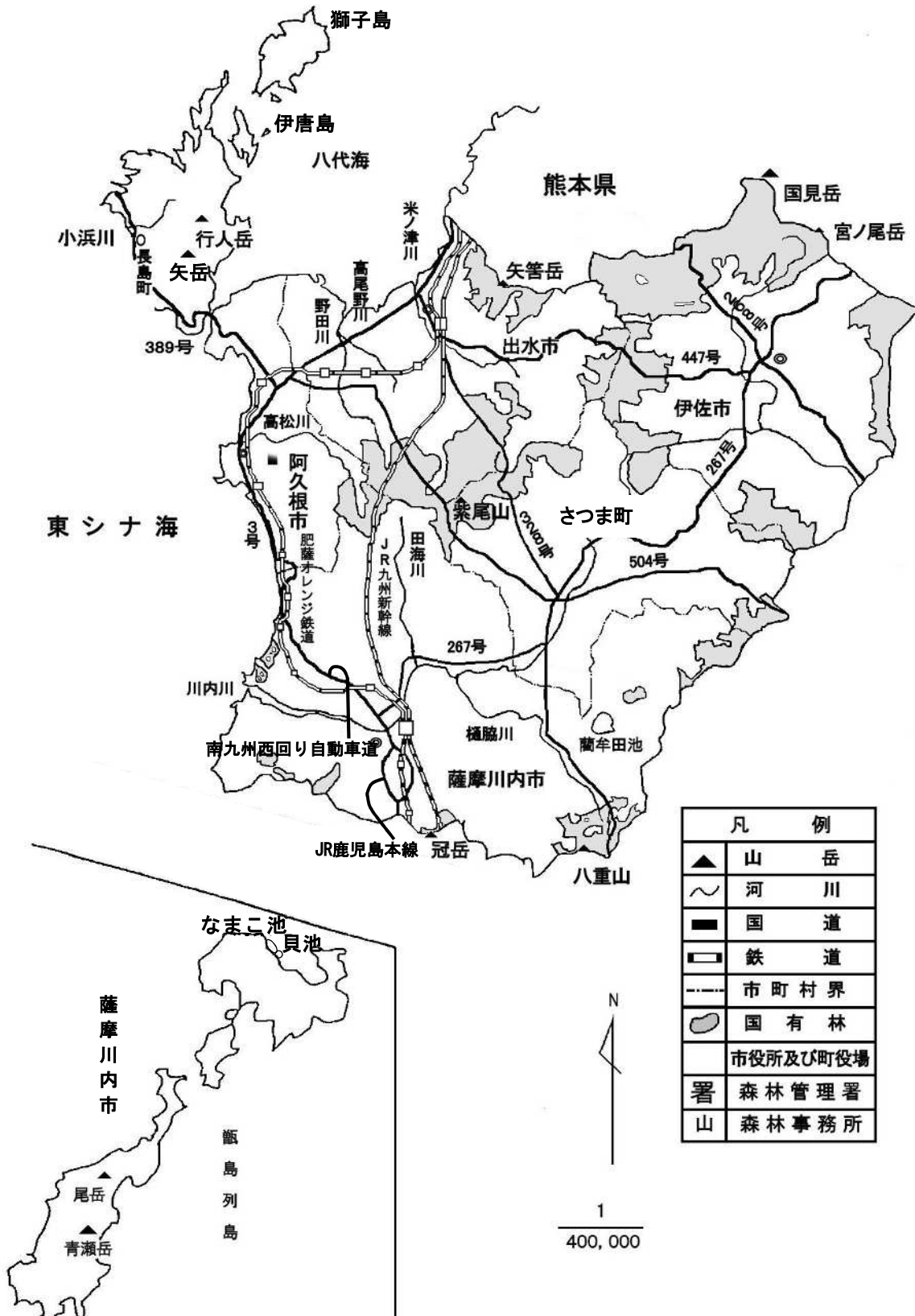
令和 7 年 4 月 1 日

令和 1 7 年 3 月 3 1 日



鹿 児 島 県

北薩森林計画区位置図



目 次

I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け	1
(2) 自然的背景	2
(3) 社会的・経済的背景	2
(4) 民有林の概況	3
(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向	7

2 前計画の実行結果の概要及びその評価	9
---------------------	---

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴	11
(2) 計画樹立の基本的な考え方	12

II 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域	15
------------------	----

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針	16
(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	18

2 その他必要な事項	18
------------	----

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針	19
(2) 立木の標準伐期齢に関する指針	20
(3) その他必要な事項	20

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する指針	21
(2) 天然更新に関する指針	22
(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針	23
(4) その他必要な事項	23

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針	24
(2) 保育の標準的な方法に関する指針	24
(3) その他必要な事項	25

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針	26
---	----

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準 及び当該区域における施業の方法に関する指針	29
(3) その他必要な事項	29

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方	30
(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方	31
(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの 基本的な考え方	31
(4) 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の 基本的な考え方	32
(5) 路網の規格・構造について	32
(6) 林産物の搬出方法等	32
(7) その他必要な事項	32

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の 合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に 関する方針	33
(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針	33
(3) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	34
(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	34
(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針	35
(6) その他必要な事項	35

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	36
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及び その搬出方法	38
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	38
(4) その他必要な事項	38

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針	38
(2) 保安施設地区の指定に関する方針	38
(3) 治山事業の実施に関する方針	39
(4) 特定保安林の整備に関する事項	39
(5) その他必要な事項	39

3 鳥獣害の防止に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に 関する方針	39
(2) その他必要な事項	39

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項	
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	40
(2) 鳥獣害対策の方針（3に掲げる事項を除く）	40
(3) 林野火災の予防の方針	40
(4) その他必要な事項	40
第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	
(1) 保健機能森林の区域の基準	41
(2) その他保健機能森林の整備に関する事項	41
第6 計画量等	
1 間伐立木材積その他の伐採立木材積	42
2 間伐面積（参考）	42
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	42
4 林道の開設及び拡張に関する計画	42
5 保安林の整備及び治山事業に関する計画	
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	51
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	51
(3) 実施すべき治山事業の数量	56
6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき 森林施業の方法及び時期	57
第7 その他必要な事項	
1 保安林その他制限林の施業方法	58
2 その他必要な事項	67

注 本計画書の表において、「0は四捨五入により1に満たない数値」,
「－は数の0（値なし）」の場合に用いている。

(附) 参考資料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積	70
(2) 地況	70
(3) 土地利用の現況	73
(4) 産業別生産額	74
(5) 産業別就業者数	74

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表	75
(2) 制限林普通林別森林資源表	79
(3) 市町村別森林資源表	81
(4) 所有形態別森林資源表	83
(5) 制限林の種類別面積	85
(6) 樹種別材積表	87
(7) 特定保安林の指定状況	87
(8) 荒廃地等の面積	87
(9) 森林の被害	88
(10) 防火線等の整備状況	88

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数	89
(2) 森林経営計画の認定状況	89
(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況	89
(4) 森林組合及び生産森林組合の現況	90
(5) 林業事業体等の現況	92
(6) 林業労働力の概況	93
(7) 林業機械化の概況	95
(8) 作業路網等の整備の概況	96

4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

(1) 森林より森林以外への異動	97
(2) 森林以外より森林への異動	97

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等	98
(2) 分期別期首資源表	99

6 その他

(1) 持続的伐採可能量	103
(2) 用語の解説	103

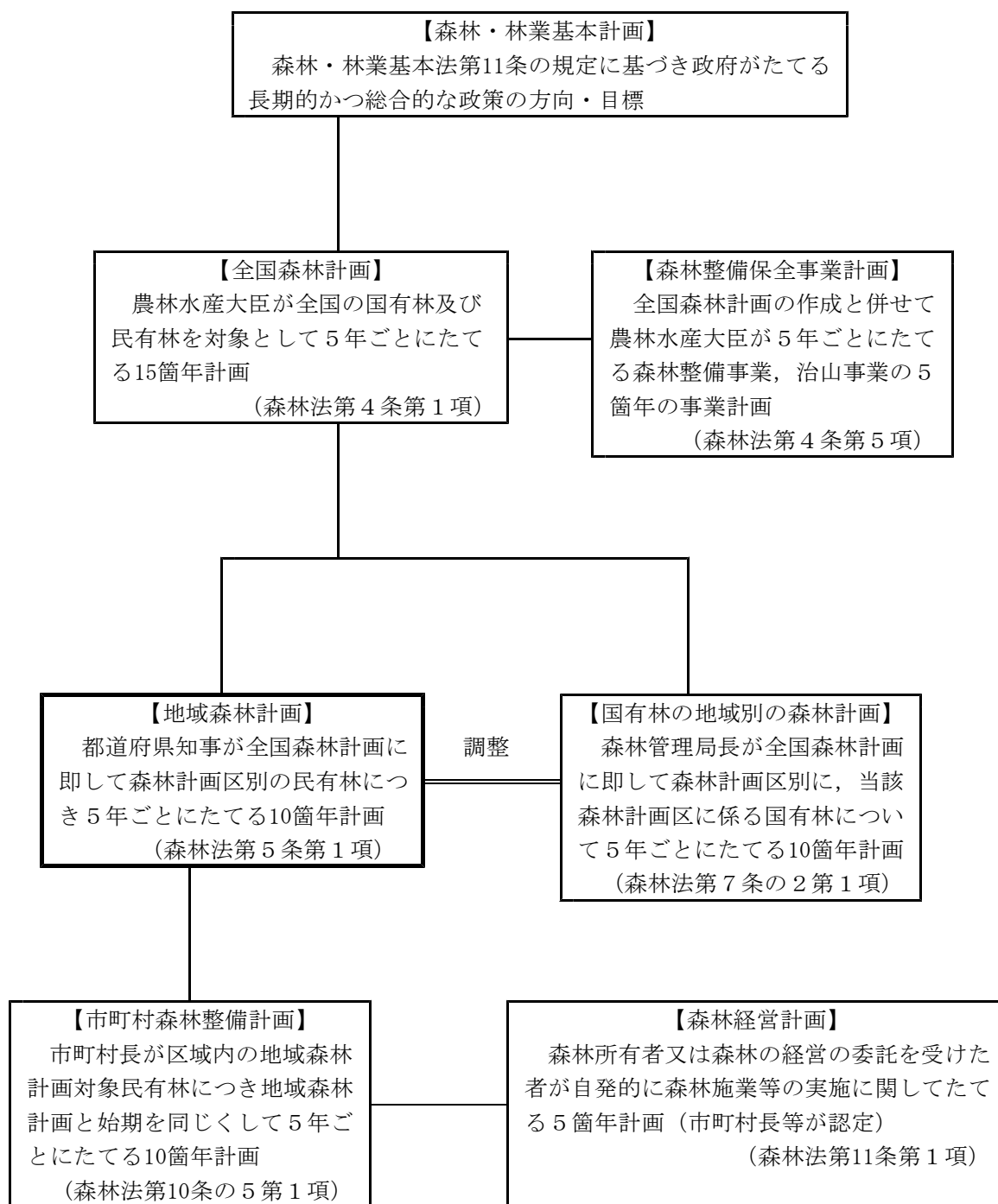
I 計画の大綱

1 森林計画区の概況

(1) 計画の位置付け

本計画は、森林法第5条の規定に基づき、知事が、全国森林計画に即し5年ごとにたてる10年間の計画で、北薩森林計画区の民有林について定めるものであり、計画期間は令和7年4月1日から令和17年3月31日までの10年間である。

森林計画制度の体系



(2) 自然的背景

ア 位置及び面積

本計画区は、県北西部に位置しており、甑島など東シナ海や八代海に臨む島々を有し、川薩・出水・伊佐地区を包括する4市2町で構成されている。

区域面積は、195,983haで、鹿児島県総面積918,627haの21%となっている。

イ 地勢

本計画区の北部には、熊本県と境をなす矢筈岳(687m)、国見山(969m)、宮ノ尾山(877m)の山系が連なり、中央部には、紫尾山(1,067m)を主峰とする紫尾山系が東西に、南部には、鹿児島市と境する八重山(677m)の山系が連なっている。また、長島の矢岳(402m)、行人岳(394m)、下甑島の尾岳(604m)、青潮岳(510m)等がある。

河川は、熊本県球磨郡の白髪岳を源にする川内川が伊佐、宮之城盆地を流れ、十曾川、樋脇川、田海川等の支流と合流しながら東シナ海へ注ぎ、河口には川内平野が広がっている。また、紫尾山系を源とする高松川が東シナ海へ、野田川、高尾野川、米之津川が八代海に注ぎ、河口には広大な出水平野が形成されている。

主な湖沼としては、蘭牟田池、なまこ池、貝池がある。

ウ 地質及び土壌

地質は、紫尾山系を中心として東西に広がる四万十層群と、その周辺に広く分布する輝石安山岩に大別され、ところどころにシラス、角閃石安山岩で構成されている。

また、川内川の流域沿いに沖積層、出水平野に沖積層と扇状地堆積物、獅子島に御所浦層群、下甑島及び紫尾山頂付近の一部に花崗岩が見られる。

土壌は、伊佐市、さつま町(旧宮之城町)、出水市(旧高尾野町)に分布する黒ボク土壌を除き、ほとんどが褐色森林土壌である。

エ 気候

本計画区は、川内川中流域の伊佐市(旧大口市)及びさつま町(旧宮之城町)を中心とする内陸性気候から沿岸地域の温暖な気候にわたっており、地域により気温の差は大きい。令和5年の年平均気温及び降水量は、薩摩川内市(川内)で17.9℃、2,239mm、阿久根市で18.3℃、2,154mm、伊佐市(大口)で16.4℃、2,632mmである。

(3) 社会的・経済的背景

ア 土地利用

総面積は195,983haであり、そのうち森林面積は133,022haで、森林率は68%である。このうち、民有林(森林法第2条で規定する民有林)は、100,337haで森林面積の75%を占めており、国有林は32,685haで25%となっている。

農地面積は12,527haで総面積の6%となっている。

イ 人口

人口は、令和2年の国勢調査によると218,068人で、県の総人口1,588,256人の14%を占めている。また、人口密度は111人/km²となっている(県全体173人/km²)。

ウ 交通

本計画区は、ＪＲ九州新幹線、ＪＲ鹿児島本線及び肥薩おれんじ鉄道のほか、南九州西回り自動車道、国道３号（出水市～薩摩川内市～鹿児島市）、267号（伊佐市～さつま町～薩摩川内市）、268号（水俣市～伊佐市）、328号（鹿児島市～さつま町～出水市）、389号（長島町～阿久根市）、447号（出水市～伊佐市）及び504号（鹿屋市～霧島市～さつま町～出水市）を幹線として、これに縦横に連絡した県道、市町道が陸上交通網を形成している。

また、甕島においては、高速船が川内港、フェリーが串木野新港と連絡している。

エ 産業

令和３年度の純生産は9,370億円で、県純生産５兆8,627億円の16%となっている。

純生産の産業別構成比は、第３次産業63%、第２次産業32%及び第１次産業５%となっている。

林業の純生産は29億円で、第１次産業純生産の６%であり、県全体の林業純生産107億円の27%である。

（４）民有林の概況

ア 民有林の現況

本計画区の地域森林計画対象森林面積は、県全体439,977haの23%に当たる100,333haである。

林種は、人工林50,757ha（51%）、天然林39,159ha（39%）、竹林7,174ha（7%）及びその他3,243ha（3%）となっており、人工林率は県平均の43%と比べて若干高くなっている。

蓄積は、28,249千 m^3 で、県全体121,172千 m^3 の23%である。また、ha当たりの蓄積は、人工林452 m^3 、天然林135 m^3 で、県平均の人工林477 m^3 、天然林144 m^3 と比較すると若干低くなっている。

樹種別の面積構成比は、人工林ではヒノキが54%を占め、次いでスギ42%、クヌギ3%、マツ1%等となっている。

また、天然林ではその他広葉樹が99%等となっている。

所有形態別の面積構成比は、公有林16%、私有林84%で、公有林の内訳は、県有林9%、市町有林91%である。また、私有林の内訳は、個人有林72%、共有林10%、会社有林7%、その他11%となっている。

森林面積の種類別の構成比は、普通林が71%、制限林が29%となっている。

イ 森林資源の推移

森林資源を前計画と比較すると、面積で64ha減少し、蓄積で1,185千m³増加している。

単位 面積：ha 蓄積：千m³ 束数：千束

区 分	令和 2 年		令和 7 年		前期との対比	
	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積	面 積	蓄 積
総 数	100,397	27,064	100,333	28,249	△64	1,185
針 葉 樹	49,938	21,630	49,143	22,759	△794	1,130
広 葉 樹	41,134	5,434	40,774	5,490	△360	55
竹 林	7,214	(3,128)	7,174	(3,116)	△40	(△13)
未立木地等	2,028	－	3,157	－	1,129	－
更新困難地	83	－	85	－	2	－

- (注) 1 竹林の蓄積は()書き束数で示し、総数には含まない。
 2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。
 3 未立木地等には、伐採跡地を含む。

ウ 森林の有する諸機能の状況

森林の有する機能別の森林面積についてみると、水源涵養機能^{かん}の高度発揮が要請される森林は70,915haで、川内川をはじめとする各河川の流域に存在している。

山地災害防止機能の高度発揮が要請される森林は72,044haで、市街地、集落周辺に存在している。

生活環境保全機能の高度発揮が要請される森林は2,969haで、海岸地、市街地、集落周辺等にあり、防風、大気の浄化等の機能を発揮している。

保健文化機能の高度発揮が要請される森林は17,655haで、雲仙天草国立公園、甕島国立公園、川内川流域、蘭牟田池及び阿久根県立自然公園を中心に分布している。

木材等生産機能の発揮が要請される森林は68,457haで、紫尾山系を中心に全域に広がっている。

単位 : ha

区 分	面 積
水 源 涵 養 機 能 ^{かん}	70,915
山地災害防止機能	72,044
生活環境保全機能	2,969
保 健 文 化 機 能	17,655
木 材 等 生 産 機 能	68,457

(注) 機能別の森林面積は重複している。

エ 保安林の現況

保安林の面積は、本計画区対象森林の19%に当たる19,093haで、種類別にみると水源かん養保安林77%，土砂流出防備保安林6%，土砂崩壊防備保安林4%，その他13%である。

単位 面積：ha 比率：%

区分	水 源 かん養	土 砂 流 出 防 備	土 砂 崩 壊 防 備	飛砂 防備	防 風	潮害 防備	干害 防備	魚つき	航行 目標	保 健	風致	計
面積	15,087	(140) 1,023	(18) 658	115	46	(1) 60	1,343	(1) 170	25	(313) 564	1	(474) 19,093
比率	77.1	5.9	3.5	0.6	0.2	0.3	6.9	0.9	0.1	4.5	0.0	100.0

(注) 1 上段の()書きは、記入欄の左側の制限林と重複する面積で、外数である。

2 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

3 比率については、重複指定保安林を含む面積割合である。

資料：森林経営課

オ 伐採、造林の推移

(ア) 伐採の推移

過去5箇年の民有林の伐採材積は、針葉樹1,380千m³、広葉樹154千m³、計1,534千m³となっており、年平均は307千m³で、県全体の伐採材積の22%である。

また、主伐面積は、針葉樹1,719ha、広葉樹1,046ha、計2,765haで、年平均は553haであり、県全体の22%である。

単位 面積：ha 材積：千m³ 比率：%

区 分	針 葉 樹				広 葉 樹		計	
	主 伐 面 積	材 積			主 伐 面 積	材 積	主 伐 面 積	材 積
		計	主伐	間伐				
令和元年度	380	300	206	94	194	29	574	329
令和2年度	279	265	157	108	255	37	534	302
令和3年度	426	329	243	86	247	36	672	365
令和4年度	317	248	181	67	146	21	463	270
令和5年度	316	238	184	54	205	30	522	268
計	1,719	1,380	971	409	1,046	154	2,765	1,534
年平均(A)	344	276	194	82	209	31	553	307
県平均(B)	1,853	1,322	1,049	273	682	104	2,536	1,425
比 率 (A/B)	19	21	19	30	31	30	22	22

(注) 1 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

2 主伐面積は、伐採材積及び伐採照査の結果により推計したものである。

資料：森林経営課、かごしま材振興課

(イ) 造林の推移

過去5箇年の造林面積は、再造林804ha、拡大造林88ha、計892haとなっており、増加傾向にある。また、県全体の造林面積の20%である。

単位 面積：ha 比率：%

区 分	造 林 面 積			樹 種 別 面 積			
	総 数	再造林	拡大造林	総 数	ス ギ	ヒノキ	その他
令和元年度	141	120	21	141	106	3	32
令和2年度	160	137	23	160	124	6	30
令和3年度	164	153	11	164	145	8	11
令和4年度	201	187	15	201	184	8	10
令和5年度	225	207	18	225	209	0	17
計	892	804	88	892	768	24	100
年平均 (A)	178	161	18	178	154	5	20
県平均 (B)	889	855	34	889	828	6	56
比 率 (A/B)	20	19	51	20	19	81	36

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

カ 林道の整備状況

過去5箇年の林道開設延長は1,228mで、年平均246m開設されており、令和5年度末の総延長は、985,906mとなっている。

また、林道密度は県平均6.7m/haに対し10.1m/haである。

単位 延長：m 密度：m/ha

区 分	林 道 開 設 延 長	林 道 密 度
令和元年度	540	10.1
令和2年度	391	10.1
令和3年度	76	10.1
令和4年度	100	10.1
令和5年度	121	10.1
計	1,228	—
年 平 均	246	—
現在までの総延長	985,906	—
県 全 体	2,931,085	6.7

(注) 林道密度の算出に用いた森林面積は、平成28年度の民有林林道等整備計画策定時の面積(97,334ha)である。

資料：かごしま材振興課

(5) 木材加工・流通施設の状況及び林産物の生産動向

ア 木材加工・流通施設の状況

木材流通施設は、令和5年度末で素材市場が1市場ある。令和5年度の素材取扱量は57千 m^3 で県全体の12%となっている。

また、木材加工及び高次加工施設については、令和5年度末で製材工場等が35工場、プレカット工場が2工場となっている。

単位 事業所，構成比・比率：%

区 分	製 材 工 場				チップ工場	
	総 数	75kW未満 (小規模工場)	75～300kW (中規模工場)	300kW以上 (大規模工場)	専 業	兼 業
北薩計画区	29	19	9	1	6	(2)
(A) 構成比	100	66	31	3	-	-
県 全 体	98	56	29	13	20	(12)
(B) 構成比	100	58	30	12	-	-
比率 (A/B)	30	34	31	8	30	17

(注) チップ工場の()書きは製材工場の内数である。

資料：県森林・林業統計（令和5年11月），かごしま材振興課

イ 林産物の生産動向

(ア) 素材

過去5箇年の素材生産量は、針葉樹1,405千 m^3 ，広葉樹141千 m^3 ，計1,546千 m^3 で，年平均309千 m^3 であり，県全体の24%である。

単位 千 m^3 ， 比率：%

区 分	民 有 林			国 有 林			合 計		
	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹	計
令和元年度	222	24	246	77	-	77	298	24	323
令和2年度	189	35	224	53	-	53	243	35	277
令和3年度	263	34	297	62	-	62	325	34	359
令和4年度	197	20	217	75	-	75	272	20	292
令和5年度	191	28	219	76	-	76	268	28	296
計	1,062	141	1,203	343	-	343	1,405	141	1,546
年平均 (A)	212	28	241	69	-	69	281	28	309
県平均 (B)	1,019	93	1,112	179	-	179	1,198	93	1,291
比率 (A/B)	21	30	22	38	-	38	23	30	24

(注) 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：県森林・林業統計(令和5年11月)，かごしま材振興課

(イ) 特用林産物

主要な特用林産物は、たけのこ、しいたけ、竹材、えのきたけ、木炭であり、過去5箇年の生産量及び生産額は、たけのこが18,368トンで53億5千8百万円、しいたけが752トンで8億4千7百万円、竹材が2,571千束で6億7千8百万円、えのきたけが1,770トンで4億6千2百万円、木炭が1,441トンで3億2千4百万円となっている。

なお、総生産額は、年平均16億1千3百万円で県全体の40%である。

単位 比率：％

区 分 単 位	た け の こ		し い た け		竹 材	
	生 産 量 t	生 産 額 百万円	生 産 量 t	生 産 額 百万円	生 産 量 千束	生 産 額 百万円
令 和 元 年	3,608	1,194	184	172	557	146
令 和 2 年	4,932	1,051	156	173	538	141
令 和 3 年	2,984	910	145	156	543	143
令 和 4 年	3,933	1,243	155	188	463	123
令 和 5 年	2,910	960	113	158	471	125
計	18,368	5,358	752	847	2,571	678
年平均 (A)	3,674	1,072	150	169	514	136
県平均 (B)	4,923	1,447	866	918	598	158
比率 (A/B)	74.6	74.1	17.4	18.4	86.0	85.8

区 分 単 位	え の き た け		木 炭		そ の 他	合 計
	生 産 量 t	生 産 額 百万円	生 産 量 t	生 産 額 百万円	生 産 額 百万円	生 産 額 百万円
令 和 元 年	433	102	293	70	78	1,763
令 和 2 年	378	109	293	70	71	1,615
令 和 3 年	238	56	289	64	72	1,402
令 和 4 年	375	90	286	60	94	1,798
令 和 5 年	347	104	280	59	79	1,486
計	1,770	462	1,441	324	395	8,064
年平均 (A)	354	92	288	65	79	1,613
県平均 (B)	1,216	317	331	75	1,091	4,006
比率 (A/B)	29.1	29.1	86.9	86.9	7.2	40.3

(注) 1 ししいたけは「原木生しいたけ」「原木乾しいたけ」「菌床生しいたけ」「菌床乾しいたけ」の計である。

2 その他は、その他きのこ類、山菜類、花木類等である。

3 四捨五入の関係で計と内訳の計は一致しない場合がある。

4 集計は暦年である。

資料：森林経営課

2 前計画の実行結果の概要及びその評価

前計画（令和2～11年度）における前期5箇年分（令和2～6年度）の計画量と実行結果（令和元～5年度）、概要等については次のとおり。

（1）伐採立木材積

主伐については、森林資源の充実や木材需要の高まりなどにより増加しているものの、計画量を下回った。

間伐については、木材生産の形態が主伐へ移行したことなどにより、計画量を下回った。

単位 計画，実行：千m³，実行歩合：％

区 分	伐 採 立 木 材 積								
	計 画			実 行			実行歩合		
	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数	主伐	間伐	総数
総 数	1,374	575	1,948	1,125	409	1,534	82	71	79
針葉樹	1,178	575	1,752	971	409	1,380	82	71	79
広葉樹	196	－	196	154	－	154	79	－	79

（2）間伐面積（参考）

木材生産の形態が主伐へ移行したことなどにより、計画量を下回った。

単位 計画，実行：ha，実行歩合：％

間 伐 面 積		
計 画	実 行	実行歩合
5,532	3,529	64

（3）人工造林・天然更新別面積

人工造林については、年々増加傾向にあるものの、計画量を下回った。

天然更新については、伐採量が計画を下回ったことや天然更新の未完了の箇所が多かったことなどにより、計画量を下回った。

単位 ha，実行歩合：％

総 数			人 工 造 林			天 然 更 新		
計 画	実 行	実行歩合	計 画	実 行	実行歩合	計画	実行	実行歩合
3,306	1,496	45	1,190	892	75	2,116	604	29

（4）林道開設又は拡張の数量

地域の要望等を踏まえながら、優先度の高い路線から開設，拡張を行ったが，計画を下回った。

単位 計画，実行：m，実行歩合：％

区 分	開 設 延 長		
	計 画	実 行	実行歩合
開 設	120,000	1,228	1
拡 張	80,185	7,137	9

(5) 保安施設の数量

ア 保安林の指定又は解除の実績

水源の涵養や山地災害の防止を目的に保安林の指定を推進したが、計画を下回った。

単位 計画，実行：ha，実行歩合：％

区 分	指 定			解 除			備 考
	計画	実行	実行歩合	計画	実行	実行歩合	
水源涵養 のための 保安林	262	99	38	—	1	—	
災害防備 のための 保安林	284	66	23	—	5	—	
保健 風致の 保存等のため の保安林	155	—	—	—	0	—	
計	701	165	24	—	6	—	

イ 保安施設地区の指定

計画及び実績なし

ウ 治山事業

地域の要望等を踏まえながら、優先度の高い地区から事業を実施したが、計画を下回った。

単位 計画，実行：地区，実行歩合：％

種 類	計 画	実 行	実行歩合
治山事業施行地区数	54	37	69

(6) 要整備森林の施業の区分別面積

計画及び実績なし

3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

(1) 森林・林業・木材産業の特徴

北薩地域においては、充実した森林資源を背景に、森林組合や素材生産業者による活発な木材生産が行われており、素材市場や製材工場への原木供給のほか、川内港を利用した木材輸出や木質バイオマス発電施設、県内唯一の製紙工場への原材料供給などに取り組んでいる。

再造林については、伐採から造林までの一貫作業による省力化や伐採者と造林者との連携による再造林の実施体制づくり、林福連携による苗木生産などに取り組んでおり、令和5年度の再造林面積は207haで、年々増加傾向にある。

また、豊富な竹林資源を生かし、川薩・出水地区を中心にたけのこの産地化が図られており、日本一早い「早掘りたけのこ」の生産が盛んである。

ア 森林の特徴

(ア) 本計画区民有林は、総土地面積の51%であり、そのうち北薩地域振興局管内に9割、始良・伊佐地域振興局管内に1割の森林が分布している。

(イ) 紫尾山系を中心にスギ・ヒノキを主体とした人工林化が進められ、人工林率は51%と県平均43%を上回っている。これらの豊富な森林資源を背景にまとまりのある森林・林業地帯が形成されている。

また、モウソウチク林が県全体の53%を占めている。

(ウ) 地形が急峻で、土砂の崩壊及び流出の危険性があることから、森林の山地災害防止機能の高度発揮が求められている。

(エ) 雲仙天草国立公園、甕島国定公園、川内川流域、蘭牟田池及び阿久根県立自然公園に加え、優れた自然景観を活かした生活環境保全林や市町民の森等が各地に整備され、自然散策やレクリエーション等自然とのふれあいの場として利用されている。

イ 林業の特徴

(ア) 素材生産量は、年平均309千 m^3 で県全体の24%を占め、うち民有林における生産量は、針葉樹が212千 m^3 で県全体の21%、広葉樹が28千 m^3 で県全体の30%を占めている。

素材生産業者は52業者で、路網と高性能林業機械を組み合わせた作業システムを導入するなど、素材生産の効率化・低コスト化に向けた取り組みが行われており、年間取扱量が5千 m^3 を超える生産規模が大きい事業体が38%（20業者）となっている。

(イ) スギ・ヒノキ人工林が本格的な利用期を迎え、木材生産の形態は主伐が7割を占めており、年平均伐採量は307千 m^3 で県全体の22%となっている。

なお、主伐後の年平均再造林面積は、161haで県全体の19%となっており、近年増加傾向で推移している。

(ウ) 林道を中心に林業生産基盤の整備が図られており、林道延長は986kmで整備率は61%となっている。

(エ) 特用林産物については、豊富な竹林資源を生かし、川薩・出水地区を中心にたけのこの産地化が図られており、日本一早い「早掘りたけのこ」の生産が盛んで、たけのこの年平均の生産量は3,674トンで、県内の75%を占めている。

また、しいたけや竹材、えのきたけ、木炭などが生産されている。

ウ 木材産業の特徴

(ア) 木材流通は、素材市場が 1 市場あり、熊本県との県境に位置することから、県外への原木流通の重要な拠点となっている。

令和 5 年度の素材取扱量は 57 千 m³ で、県全体の 12% を占めている。

また、川内港から東アジア等への木材輸出のほか、木質バイオマス発電施設への原材料供給が行われている。

(イ) 木材加工は、令和 5 年度末で製材工場等が 35 工場、プレカット工場が 2 工場あり、地域材等を製材・加工し、住宅資材等として県内外へ供給している。

また、県内唯一の製紙工場があり、地域の木材や竹材のチップを利用した紙製品の供給を行っている。

(2) 計画樹立の基本的な考え方

北薩地域森林計画の樹立に当たっては、本県の森林・林業・木材産業に関する目指すべき姿とその実現に向けた施策の推進方針等を示した「鹿児島県森林・林業振興基本計画（鹿児島県、平成 31 年 3 月改定）」との整合性を図るものとし、地域の特徴等を踏まえ、次の基本的な考え方に基づき各計画事項を定める。

ア 計画の対象とする森林の区域

森林法第 2 条に規定する民有林のうち、自然的・社会的・経済的条件及びその周辺の地域における土地利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる森林を除く森林を対象とする。

イ 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、「持続可能な森林経営」を達成し得るよう、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針を定める。

また、森林の有する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を行うため、「災害に強い森林づくり指導要綱（林務水産部 平成 8 年 8 月）」に基づいた適切な施策を実施する。

ウ 森林の立木竹の伐採に関する事項

森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、伐採、特に主伐に関する標準的な方法や、主伐時期に関する指標として樹種別の標準伐期齢の指針等を定める。

エ 造林に関する事項

伐採跡地については、裸地状態を早期に解消して公益的機能の回復・維持を図るとともに、適確な更新を確保するため、人工造林及び天然更新の標準的な方法や伐採跡地の更新すべき期間に関する指針等を定める。

オ 間伐及び保育に関する事項

人工林の一部では森林資源が成熟しつつあるものの、一方で間伐が必要な森林も多くあることを踏まえ、森林の質的向上と健全性の維持が図られるよう森林の状況に応じて適時に施業を行うことが必要である。そのため、間伐及び保育の標準的な方法に関する指針等を定める。

カ 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の有する公益的機能の高度発揮が求められる森林の区域については、「公益的機能別施業森林」として、複層林施業や長伐期施業等の多様な森林整備を促進する必要がある。また、木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、「木材生産機能維持増進森林」として路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することが必要である。このため、公益的機能別施業森林等の区域の基準や森林施業の方法に関する指針等を定める。

キ 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するための整備に関する基本的な考え方を示す。

また、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及・定着を図る。

ク 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

森林経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進、森林施業の共同化の促進、林業就業者対策、機械化、加工・流通施設の近代化等の条件整備についての方針を定める。

ケ 森林の土地の保全に関する事項

樹根及び表土の保全その他林地の保全に留意すべき森林として、水源かん養、土砂流出防備等の保安林を指定するとともに、土地の形質の変更に当たって留意すべき事項を定める。

コ 保安施設に関する事項

保安林については、森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標と基本方針に即し、森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備の方針を定める。

治山事業については、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項に即し、災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽、本数調整伐等の森林整備や溪間工、山腹工等の治山施設の整備の方針を定める。

サ 鳥獣害の防止に関する事項

鳥獣別に鳥獣害防止区域の基準及び当該区域内において対象となる鳥獣（以下「対象鳥獣」という。）被害の防止方法に係る方針を定める。

シ 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

松くい虫などの病虫害や対象鳥獣以外の鳥獣害等の被害対策の方針，森林火災の予防方針について定める。

ス 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

森林の保健機能を高度に発揮する必要がある森林について，森林施業の標準的な方法，施設整備の指針等を定める。

セ 計画量等

全国森林計画に即し，イに定める「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標」を実現するため，森林資源の構成状況，地域の特性等を考慮しながら，鹿児島県森林・林業振興基本計画を踏まえて各計画量を定める。

ソ その他必要な事項

法令により伐採などの施業について制限を受けている森林（以下「制限林」という。）の所在及び施業方法について示す。

Ⅱ 計画事項

第 1 計画の対象とする森林の区域

表Ⅱ－１ 市町別の地域森林計画対象森林面積

単位：ha

市 町 名		面 積	備 考
総 数		1 0 0 , 3 3 3	
北 薩 地 域 振 興 局	薩摩川内市	4 3 , 0 5 1	
	旧川内市	1 5 , 4 2 8	
	旧樋脇町	3 , 6 3 8	
	旧入来町	3 , 9 2 3	
	旧東郷町	5 , 7 0 0	
	旧祁答院町	4 , 7 4 4	
	旧里村	1 , 2 2 6	
	旧上甕村	3 , 0 1 6	
	旧下甕村	4 , 7 8 2	
	旧鹿島村	5 9 4	
	さつま町	1 5 , 7 2 6	
	旧宮之城町	7 , 7 8 1	
	旧鶴田町	3 , 9 6 9	
	旧薩摩町	3 , 9 7 5	
	阿久根市	6 , 7 1 3	
	出水市	1 2 , 6 3 2	
	旧出水市	9 , 4 5 7	
	旧野田町	1 , 0 8 7	
	旧高尾野町	2 , 0 8 9	
	長島町	7 , 2 9 2	
	旧東町	4 , 5 5 3	
	旧長島町	2 , 7 3 9	
	小 計	8 5 , 4 1 3	
始良・ 伊佐 地域 振興局	伊佐市	1 4 , 9 2 0	
	旧大口市	1 0 , 6 2 1	
	旧菱刈町	4 , 2 9 9	
	小 計	1 4 , 9 2 0	

(注) 1 地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林とする。(森林法第5条で定義された森林)

2 本計画の対象とする森林は、森林法第10条の2第1項の開発行為の許可、同法第10条の7の2第1項の森林の土地の所有者となった旨の届出及び同法第10条の8第1項の伐採及び伐採後の造林の届出の対象となる。

ただし、上記開発行為の許可については、保安林及び保安施設地区の区域内並びに海岸保全区域内の森林、伐採及び伐採後の造林の届出については、保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。

3 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加など自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施及び森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。

そのため、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源^{かん}の涵養、山地災害の防止・土壌の保全、快適環境の形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全並びに木材等生産の各機能が十分に発揮されるよう、適切な森林施業の実施や林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害被害・野生鳥獣被害の防止対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

これらの森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針を表Ⅱ－２のとおりとする。

表Ⅱ－２ 森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針

森林の有する機能	森林の整備及び保全の目標 (望ましい姿)	森林の整備及び保全の基本方針
水源 ^{かん} 涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林	○洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件及び社会的条件、県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ○ダム等の利水施設上流部において、水源涵養^{かん}の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進することを基本とする。
土山 壊地 保災 全害 機防 能止 機能 ／	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林	○災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。 ○集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止及び山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止工・土留工等の施設の設置を推進することを基本とする。

機快 能適 環 境 形 成	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林	○地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備及び大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業並びに適切な保育・間伐等を推進することとする。 ○快適な環境の保全のための保安林の指定及びその適切な管理、防風・防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健 レ 機 能 エ	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林	○県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなど多様な森林整備を推進することとする。 ○保健等のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
文 化 機 能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林	○美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 ○風致の保存のための保安林の指定及びその適切な管理を推進することとする。
保生 全物 機多 能様 性	原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林、または、陸域・水域にまたがり特有の生物種が生育・生息している溪畔林	○属地的に生物多様性の機能の発揮が求められる森林については、既存の森林構成を維持することを基本とした保全を図ることとする。 ○野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
機木 能材 等 生 産	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林	○木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化及び機械化を通じた効率的な森林の整備を推進することを基本とする。

(注) 森林の有する多面的機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や渇水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待されるときに必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

また、これら機能以外に森林の有する多面的機能として地球環境保全機能があるが、これについては二酸化炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性の無い機能であることに留意する必要がある。

(2) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等は、表Ⅱ－３のとおり定める。

表Ⅱ－３

単位 面積：ha

区 分		現 況 (令和7年4月1日現在)	計 画 期 末 (令和17年3月31日)
面 積	育成単層林	50,727	50,561
	育成複層林	214	745
	天然生林	49,392	49,027
森林蓄積 m ³ /ha		282	289

(注) 1 四捨五入の関係で面積の計と地域森林計画対象森林面積は一致しない場合がある。

2 育成単層林・育成複層林・天然生林の区分

期待する機能の発揮に向けた森林への誘導については、育成のための人為^{注1}の程度、単層・複層という森林の階層構造に着目し、以下の育成単層林・育成複層林・天然生林ごとに示す。

(1) 育成単層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

(2) 育成複層林

森林を構成する林木を帯状もしくは群状または単木で伐採し、複数の樹冠層^{注2}を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

(3) 天然生林

主として自然に散布された種子などにより成立し、維持される森林^{注3}。例えば、天然更新によるシイ・カシ等からなる森林。

注1：「人為」とは、目的に応じ、植栽，更新補助(天然下種更新のための地表のかき起こし・刈払い等)，芽かき，下刈，除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

注2：「複数の樹冠層」とは、一定の範囲または同一空間において、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生ずるもの。

注3：「天然生林」には、未立木地，竹林等を含む。

2 その他必要な事項

森林の整備及び保全に当たっては、森林情報を適確に把握することが必要であることから、航空レーザ測量等による高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備に努めるとともに、森林GISの効果的な活用を図る。

第3 森林の整備に関する事項

1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

伐採の方法は、森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材需要の動向、森林の構成等を勘案して定めることとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに法令により立木の伐採に制限がある森林においては、その森林ごとに制限に沿った施業を行うものとする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとする。特に、生物多様性保全上重要な役割を担う雲仙天草国立公園、甕島国定公園並びに川内川流域、蘭牟田池、阿久根県立自然公園のほか、希少野生動植物やクマタカ等生態系上位種の生息地等周辺での施業について配慮することとする。

さらに、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等に努めるものとする。

適正な森林の更新や林地の荒廃を防止するため、伐採時における路網計画・作業システム・作業跡地の処理・森林土壌の保全について留意し、実施に当たっては、「森林伐採・搬出・更新の手引き（環境林務部 平成24年2月）」を参考にすることとする。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として伐採に関する事項を定めるものとする。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

立木の伐採（主伐）の標準的な方法は、市町村森林整備計画において立木の伐採（主伐）を行う際の指針として定めるものとする。

ア 立木竹の伐採のうち主伐は、更新を伴う伐採であり、その方法は、皆伐又は択伐による。

イ 森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採箇所間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度（20m）の幅を確保するものとする。また、伐採対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

ウ 伐採に当たっては、伐採後の確実な更新を図るため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して行うこととする。特に、自然条件が劣悪なため、皆伐による方法では更新を確保できない森林については、択伐によるなど適確な更新が図られるよう配慮することとする。なお、伐採後の更新を天然更新による場合には、気候、地形、土壌等の自然条件、周辺の伐採地の更新状況を勘案して更新が可能と見込まれる林分を対象とし、天然稚樹の生育状況、母樹の保存及び種子の結実等に配慮することとする。

エ 林地の保全、台風害等の防止、落石等の各種被害の防止、雲仙天草国立公園等の風致景観の維持並びに溪流周辺及び希少野生動植物の生息地等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

オ 育成複層林に誘導するための主伐に当たっては、「鹿児島県の長伐期施業の手引

き（林務水産部 平成16年10月）」を参考に、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、構成樹種及び林分構造等を勘案して行うこととする。

カ 「主伐時における伐採・搬出指針」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、伐採・搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮することとする。

（ア）皆伐

皆伐は、主伐のうち択伐以外のものをいう。

気候、地形、土壌等の自然条件及び下流域の人家等への影響など公益的機能の確保の必要性も考慮して伐採面積を設定するものとし、伐採に制限がない森林であっても、1箇所当たりの伐採面積は20ha以下とすることが望ましい。併せて、伐採箇所の分散に配慮するとともに、伐採跡地の適確な更新を図るものとする。

また、表土の流出を防止するため、必要に応じて柵工を設けることとする。

（イ）択伐

択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・群状・帯状として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものである。

その割合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう残された森林について一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

（２）立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、地域の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して表Ⅱ－４を参考に市町村森林整備計画に定めるものとする。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討するよう努めるものとする。

なお、標準伐期齢は、当該林齢に達した時点での立木の伐採を義務づけるためのものではない。

表Ⅱ－４ 主要樹種ごとの標準伐期齢

地 区	樹 種（年）					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
北薩森林計画区一円	35	40	30	40	10	20

（３）その他必要な事項

特になし

2 造林に関する事項

造林については、裸地状態を早期に解消して、公益的機能の回復・維持を図るため、更新すべき期間内に行うものとし、その方法については、気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請を考慮し、人工造林又は天然更新によるものとする。

なお、人工造林においては、成長に優れた苗木とともに花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽等に努めるものとする。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として造林に関する事項を定めるものとする。

（１）人工造林に関する指針

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア 人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の樹種の選択の指針として定めるものとする。

造林すべき樹種は、適地適木を基本として、地域の気候、地形、土壌等の自然的条件、造林種苗の需給動向、木材の利用状況並びに既往の造林実績等を勘案して選定する。また、多様な森林を造成する観点から、広葉樹や郷土樹種を含め様々な樹種を検討するものとする。

なお、成長に優れたエリートツリー等の特定苗木や花粉の少ない苗木による造林を推進するため、その増産に努めるものとする。

表Ⅱ－５－１ 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ、その他有用樹種
-----------	-----------------------

イ 人工造林の標準的な方法に関する指針

人工造林の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

（ア）人工造林の植栽本数に関する指針

植栽本数は、既往の植栽本数及び施業の省力化の観点から、表Ⅱ－５－２を目安として市町村森林整備計画に定めるものとする。

表Ⅱ－５－２ 主要樹種ごとの植栽本数 単位：本／ha

樹 種	植 栽 本 数
スギ・ヒノキ	1, 5 0 0 ～ 3, 0 0 0
クヌギ	2, 0 0 0 ～ 4, 0 0 0

（注）低密度（1,500本／ha）植栽の実施に当たっては、樹冠の閉鎖が遅れ梢殺（ウラゴケ）の増加が懸念されることなどから、「鹿児島県育林技術指針（林務水産部 令和5年7月一部改正）」の留意事項を参照するものとする。

(イ) 人工造林の標準的な方法の指針

a 地ごしらえの方法

地ごしらえは、雑草木の地被物を全面的に刈り払い、植え付け場所の両側に筋状に整理する。筋の方向は、緩傾斜の場合は等高線状に、急傾斜の場合は傾斜の方向に整理する。

また、伐採・搬出時に用いる林業機械を地ごしらえ等に活用し、伐採跡地において植生が繁茂しないうちに植栽を終わらせる一貫作業システムの導入により、再造林の効率化や低コスト化に努めるものとする。

b 植え付けの方法

普通苗の植え付けは、植え穴をおおむね30～40cm四方、深さ30cm程度とし、苗木の根をよくほぐして丁寧に植える。

また、低密度植栽の導入等による施業の効率化や、植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用にも努めるものとする。

c 植え付けの時期

普通苗は2月上旬から3月中旬までの春植えを標準としているが、コンテナ苗は幅広い時期に植え付けが可能である。

植え付けの時期については、自然条件等に応じて適切に選定するものとする。

ウ 伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

伐採跡地の人工造林をすべき期間は、市町村森林整備計画において人工造林を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持並びに森林資源の造成を図るため、皆伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内、択伐による伐採跡地においては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間に植栽するものとする。

エ その他

複層林化を図る場合の樹下植栽については、「複層林施業の要点（林務水産部平成4年3月）」を参考にすることとする。

(2) 天然更新に関する指針

前生樹の生育状況、母樹の存在等の森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件も踏まえ、天然力を活用することにより、適確な更新が図られる森林において行うものとする。

ア 天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

対象とする樹種は、地域における既往の有用広葉樹を主体に将来高木と成りうる樹種（以下「更新対象樹種」という。）とする。

表Ⅱ－6－1 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	タブノキ、カシ類、シイ類 等の更新対象樹種
ぼう芽による更新が可能な樹種	タブノキ、クスノキ、カシ類、シイ類 等

イ 天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

天然更新補助作業は、下層植生、自然条件、前生樹等を勘案し、天然下種更新の場合、稚樹の発生・生育が不十分な箇所において、必要に応じて、刈り出し、地表かき起し、植込み等を行う。ぼう芽更新の場合、更新対象樹種のぼう芽枝の発生状況を確認し、必要に応じて芽かきや植込み等を行うこととする。

また、期待成立本数及び天然更新すべき立木の本数は、表Ⅱ－６－２のとおりとする。

表Ⅱ－６－２

単位：本／ha

樹種	期待成立本数（注１）	天然更新すべき立木の本数（注２）
上記更新対象樹種	６，０００ ※	２，０００

（注） １ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の伐採跡地において、天然更新すべき本数の基準となるもので、更新対象樹種の５年生時点での期待される成立本数

２ 天然更新をすべき期間内に更新対象樹種が立木度３以上となる本数

※出典：林業技術ハンドブック（社団法人全国林業改良普及協会 平成10年7月）
第10章 広葉樹人工造林の実行

ウ 伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、市町村森林整備計画において、天然更新を行う際の指針として定めるものとする。

森林の有する公益的機能の早期回復及び維持を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に天然更新を完了するものとし、更新が完了していないと判断される場合は、植栽等により確実に更新を図るものとする。

エ 天然更新の完了基準

天然更新の完了確認は「鹿児島県天然更新完了基準（林務水産部 平成19年８月）」に基づき更新調査を行い、更新対象樹種の稚樹、幼樹、ぼう芽枝等のうち、樹高が０．５m以上、ha当たりの密度が２，０００本以上確認された場合に天然更新が完了したものとする。

（３）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、林床や地表の状況、病虫害及び鳥獣害などの発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況等の観点から、天然更新が期待できない森林については、個々にその森林を植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定めるものとする。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、市町村森林整備計画において定めるものとする。

（４）その他必要な事項

特になし

3 間伐及び保育に関する事項

森林の立木の生育促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して定めるものとする。

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、森林の整備及び保全の目標その他森林の整備に関する基本的事項等を踏まえ、次の事項を指針として間伐に関する事項を定めるものとする。

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、間伐を行う際の指針として定めるものとする。

間伐は、植栽木の生育が進み、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた林分において、主に目的樹種の一部を伐採する方法であって、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行うものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」に基づき、森林の現況、経営手法並びに生産目標に応じて開始時期、間伐方法及び間伐率等を定め行うものとする。また、施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入の検討に努めるものとする。

なお、「スギ・ヒノキ人工林育林管理システム（林務水産部 平成18年11月）」より一定の条件で算出したものを目安として表Ⅱ－7に示す。

表Ⅱ－7 間伐シミュレーション

樹 種	区 分	間 伐 時 期				間伐の方法
		初 回	2回目	3回目	4回目	
ス ギ	見込林齢 (年)	18	25	36	53	初回：曲がり木、被圧木、被害木等を伐採する。 2回目以降：残存木の均質化、配置に重点を置く。
	樹 高 (m)	10.4	12.8	16.1	20.1	
	本数間伐率 (%)	27	26	26	27	
	残存本数 (本)	1,971	1,459	1,080	789	
ヒノキ	見込林齢 (年)	22	34	48		
	樹 高 (m)	9.5	12.6	15.7		
	本数間伐率 (%)	27	28	26		
	残存本数 (本)	1,971	1,420	1,051		

(注) シミュレーションは、次の条件で実施した。①地位は中、②長伐期施業、③収量比数0.8程度の林分を0.7程度まで落とす、④間伐率は25～30%、⑤植栽本数は3,000本、⑥初回間伐前の本数は2,700本、⑦木取り方法を勘案し間伐時期を補正。

(2) 保育の標準的な方法に関する指針

保育の標準的な方法は、市町村森林整備計画において、森林の保育を行う際の指針として定めるものとする。

実施に当たっては、「鹿児島県育林技術指針」を目安とするが、画一的に行うことなく、局地的気象条件、植生の繁茂状況等及び林木の競合状態に応じて実施時期及び方法を定め行うものとする。

〔下刈り〕

下刈りは、植栽木の速やかで健全な成長を確保するために、周囲の雑草木類を刈り払うものであり、作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法を選定して行う。また、一般的には造林木の高さが雑草木類の最多葉層高の1.5倍以上になるまで実施する。通常年1回、原則として5～9月に実施するが、雑草木類の繁茂が著しく造林木の成長に悪影響を及ぼすような場合（特に2年目、3年目）には、2回刈りを行う。

〔つる切り〕

つる切りは、植栽木へのつる類の巻きつきや覆いかぶさりによる幹折れや幹曲がりを防ぐことを目的として行うものである。つる類の繁茂状況に応じて実施するが、下刈りが終わってから除伐までの間に2回程度実施するのが一般的で、実施は、根茎の貯蔵養分が少なくなる6～7月頃が適期である。また、つる切りの方法としては、切り離し、掘り取り、薬剤処理などがある。

〔除伐〕

除伐は、下刈り終了後の林冠がうっ閉する前の森林において、植栽木と競合する他の樹木を除去し、植栽木の健全で速やかな成長を促す作業である。なお、目的外樹種であっても、その生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用な樹木は保存し育成しても差し支えない。

除伐は、10～15年生くらいの間に1回ないし2回実施する。

1回目…林冠がうっ閉し始めた頃、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種を除去

2回目…1回目から3～5年経過後、被圧木、曲がり木、二股木、被害木及び育成目的外樹種のほか、収穫予定木以外の主林木の一部を除去

〔枝打ち〕

枝打ちは、無節性の高い優良材の生産を目的として、植栽木の生育過程において下方の不要な枝を切り落とす作業である。また、幹形を修正して完満な材の育成、複層林等における林内光環境の改善、病虫害の予防・被害軽減の二次的な効果もある。

実施に当たっては、材としての生産目的を考慮し、製品表面に節が出ないよう適期に繰り返し行うことが肝要で、生育期は樹皮が剥げやすく材に変色が発生するため4～10月は避け、11月～3月の生育休止期に行う。

なお、詳細については、「枝打ち技術指針（林務部 昭和56年3月）」を参照する。

また、複層林における下刈り、つる切り、除伐についても上記に準じて行い、ぼう芽更新を行った林分については、ぼう芽状況等を考慮し、必要に応じて芽かきを行う。

（３）その他必要な事項

特になし

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

森林の整備及び保全に関する基本的な事項で示す「森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標並びに基本方針」のうち、特に公益的機能の高度発揮が求められ、森林の樹種構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を「公益的機能別施業森林」とする。

林木の生育が良好で、木材として利用する上で良好な樹木により構成されている森林であって、林道等の基盤整備が適切に行われている森林の区域については、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とする。

なお、公益的機能別施業森林及び木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、重複も可とし、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めるものとする。

市町村森林整備計画においては、森林整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項を踏まえ、施業の方法に関する指針を基本として、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を定めるものとする。

また、保安林及び保安施設地区並びに自然公園など法令により立木の伐採に制限がある森林については、その森林ごとに制限に沿った森林施業を行うものとする。

(1) 公益的機能別施業森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

公益的機能別施業森林においては、県土の保全や自然環境の保全・形成等の公益的機能の維持増進を図るため、区域の基準及び森林施業の指針を次のとおりとする。

区域の基準については、全ての区域に共通して、各公益的機能の高度発揮が求められている森林を基本とし、森林の分布状況、自然条件、地域の要請等から見た一体的な森林整備の観点^{かん}を踏まえて定めるものとする。また、水源涵養機能維持増進森林においては、森林の分布状況を踏まえ林班単位等で面的に、その他の森林においては、原則、属地的な区域で設定するものとする。

なお、この場合において、各公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域が重複するときは、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるものとする。

また、森林施業の方法については、市町長が地形・地質を勘案して皆伐の上限面積を設定するなど独自に施業方針を定めても差し支えない。

ア 区域の設定の基準

(ア) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養機能維持増進森林）

- a ダム集水域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林
- b 水源かん養保安林など法令により水源涵養機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(イ) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林）

- a 山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林
- b 土砂流出防備保安林など法令により、山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮を目的として施業等に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(ウ) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

- a 県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、潮害等の気象災害を防止する効果が高い森林
- b 飛砂防備保安林、潮害防備保安林など、法令により快適環境形成機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- c 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林

(エ) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む））

- a 観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林
- b 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する森林
- c 保健保安林、風致保安林、自然公園など法令等により保健機能の高度発揮を目的として施業に制限が設けられている森林
- d 市町の森などレクリエーションの森として指定されている森林
- e 森林の自然条件、森林資源の内容及び地域の要請等から見て、保健機能等の維持増進を図るための森林施業を一体的に推進することが望ましいと認められる森林
- f 原生的な森林生態系や希少な生物種が生息・生育する森林など、地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林

ただし、生物多様性保全機能については、伐採や自然攪乱等により時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であることから、原生的な森林生態系など属地的に発揮されるものを除き、区域設定は行わないものとする。

イ 施業の方法に関する指針

(ア) 水源涵養機能維持増進森林

伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、1箇所当たりの皆伐面積の縮小化・分散化、伐期の延長を基本とする森林施業を推進するとともに、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。

特に、標高が高い地域、傾斜が急峻な地域、降水量の多い地域、短時間に強い雨の降る頻度が高い地域や大面積の伐採が行われがちな地域等においては、気象条件等の自然条件を考慮し、伐採面積の規模の縮小を図るものとする。

(イ) 山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林、快適環境形成機能維持増進森林、保健文化機能維持増進森林（生物多様性保全機能を含む）

上記で示した山地災害防止・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健文化機能の各機能の維持増進を図るべき森林において、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うことを基本とする。

それ以外の森林については、地形・地質等も考慮した上で、複層林施業、もしくは、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においても各公益的機能の確保が図られる場合は、小面積かつ分散による長伐期施業（標準伐期齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業）を推進し、裸地の縮小・分散を図るものとする。

加えて、各機能の維持増進を図るべき森林における施業については、下記の点に留意することとする。

- a 山地災害防止・土壌保全機能の維持増進を図るべき森林においては、下層植生や樹根の発達、林木の旺盛な成長を確保するための適切な保育・間伐等を推進する。
- b 快適環境形成機能の維持増進を図るべき森林においては、求められる効果に最も適合した森林の姿になるよう、樹種の選定や立木の密度等を配慮した更新、下枝の着生状態や葉量の保持等に配慮した保育、間伐等を推進する。
- c 保健文化機能の維持増進を図るべき森林においては、森林の現状や自然条件、地域の要請等も考慮した上で、地域住民と都市住民との連携による里山林等の整備、企業やNPO、緑の少年団等の参画による森林の整備を推進する。

また、地域独自の景観等が求められる森林において、風致景観の優れた森林の維持又は造成を図るために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、それぞれの風致景観の維持・向上を目的とした森林施業を推進する。

原生的な森林生態系、希少な生物種が生育・生息している森林など属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林においては、既存の森林構成の維持を基本とし、必要に応じて天然力を活用するとともに、野生生物の生息・生育状況なども考慮し、天然生林や針広混交の育成複層林の維持・誘導、植生の復元等を図る。

なお、複層林施業、長伐期施業の具体的な施業方法については、「鹿児島県の長伐期施業の手引き」を参考にする。

(2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準及び当該区域における施業の方法に関する指針

ア 区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域については、林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域を「木材等生産機能維持増進森林」として設定するものとする。

また、この区域のうち特に効率的な森林施業が可能な森林の区域を設定できるものとし、その基準を以下に示す。ただし、市町村森林整備計画において、地域の実情を踏まえ加除し、基準を定めることができるものとする。

- (ア) 人工林を中心とした森林
- (イ) 災害が発生する恐れのない森林
- (ウ) 林地生産力が高い森林
- (エ) 傾斜が比較的緩やかな森林
- (オ) 林道等や集落からの距離が近い森林

さらに、設定する区域が公益的機能別施業森林の区域と重複する場合には、それぞれの森林の公益的機能の発揮に支障がないよう留意することとする。

イ 施業の方法に関する指針

森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進し、加えて生産目標に応じた伐採方法や伐期を選定し、植栽による確実な更新を図ることで、木材等林産物を持続的・安定的かつ効率的に供給するものとする。

特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うものとする。

(3) その他必要な事項

特になし

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

林道等の路網については、傾斜等の自然条件、伐採や造林等の事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」に区分し、それぞれの役割に応じて適切に組み合わせるとともに、導入する作業システムに対応した路網の整備を行うものとする。

(1) 林道及び林業専用道の整備に関する基本的な考え方

林道及び林業専用道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であり、特に林道については、山村の生活環境の整備等にも資することから、計画的な整備を促進する。

整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良く、将来にわたり育成単層林として維持する森林等を主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送等への対応の視点を踏まえて推進し、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、コスト縮減に留意しつつ、野生生物の生息・生育状況等も考慮し、周辺環境との調和を図る。

また、林道、林業専用道の整備に関する基本的な考え方については、次のとおりとする。

ア 林道

森林の適切な整備や保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するための幹線であり、また、地域林業の振興等に重要な役割を果たす恒久的公共施設である。

整備に当たっては、開設コストの縮減及び開設期間の短期化による開設効果の早期発現に努めるほか、不特定多数の者の利用が見込まれることから、交通安全施設等の設置など往来車両等の安全確保を図るものとする。

イ 林業専用道

主として特定の者が森林施業のために利用する恒久的公共施設であり、幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて森林施業の用に供する道である。規格・構造は普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワード等林業用車両の輸送能力に応じた必要最小限のものとする。

整備に当たっては、地形・地質の面から十分な検討を行い、規格・構造の簡素化を旨として、おおむね30度以下の斜面に開設することを基本に、できるだけ地形に沿うものとし、詳細は「鹿児島県林業専用道作設指針（環境林務部 令和3年4月）」によるものとする。

表Ⅱ－8 林道・林業専用道の現状

単位 延長：km

区 分	路 線 数	延 長
林 道	3 4 3	9 4 1
うち林業専用道	—	—

（令和5年度末現在）

(2) 森林作業道の整備に関する基本的な考え方

森林作業道は、間伐をはじめとする森林整備、木材の集材・搬出のため林業機械の走行を想定した道であり、地形に沿うことで作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な構造とする。

整備に当たっては、計画段階において市町村森林整備計画等各種計画と調整を図りつつ、伐木造材や集材等の作業に使用する機械の種類、性能、組み合わせを考慮し、森林内での作業の効率性が最大となるよう配置する。

なお、地形・地質、気象条件はもとより、水系や地盤の深さなどの地下構造等を資料等により確認すると共に、道路、水路などの公共施設や人家、田畑などの有無、野生生物の生息・生育の状況なども考慮する。

また、森林作業道作設オペレーター研修修了者等による低コストで耐久性のある路網の整備を進めるものとし、詳細については、「鹿児島県森林作業道作設指針（環境林務部 令和4年4月）」によるものとする。

(3) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進していく上で重要な要素となっている林業生産性や労働生産性の向上を図るため、施業の集約化を推進するとともに、高性能林業機械等も用いた低コストで効率的な作業システムによる施業の普及・定着を図る。

その際、地形・地質、森林の状態などの自然条件や、森林の所有形態、事業体の経営方針、経営規模、木材加工業の状況等を勘案しつつ、表Ⅱ－9－1を参考に、路網と高性能林業機械等を組み合わせた最適な作業システムを導入することとする。

なお、導入に当たっては、林地の保全や労働安全の確保に十分留意することとする。

また、地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安については、表Ⅱ－9－2のとおりとする。

表Ⅱ－9－1 高性能林業機械を主体とした作業システムの例

区 分	作 業 システム	最大到達距離 (m)		作業システムの例			
		林道・林業 専用道から	森林作業 道から	伐 採	木寄せ ・集材	枝払い ・玉切り	運 搬
緩傾斜地 (0～15°)	車両系	150～ 200	30～75	ハーベスタ チェーンソー	グラップル	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15～30°)	車両系	200～	40～ 100	ハーベスタ チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	300	100～ 300	チェーンソー	スイングヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30～35°)	車両系	300～	50～ 125	チェーンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系	500	150～ 500	チェーンソー	スイングヤーダ タワーヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急 峻 地 (35°～)	架線系	500～ 1500	500～ 1500	チェーンソー	タワーヤーダ	プロセッサ	トラック

(注1) 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。

(注2) 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。

表Ⅱ－９－２ 地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

区 分	作業システム	路網密度（m／ha）	
			林道・林業専用道
緩傾斜地 （0～15°）	車両系	110～250	30～40
中傾斜地 （15～30°）	車両系	85～200	23～34
	架線系	25～ 75	
急傾斜地 （30～35°）	車両系	60<50>～150	16～26
	架線系	20<15>～ 50	
急 峻 地 （35° ～）	架線系	5～ 15	5～15

（注１）「急傾斜地」の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

（４）路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

市町村森林整備計画の樹立に当たっては、林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して、効率的な森林施業を推進する箇所を「路網整備等推進区域」として設定するものとする。

（５）路網の規格・構造について

路網の規格・構造については、国が定める林道規程、県が定める林業専用道作設指針及び森林作業道作設指針に基づき、耐久性と経済性の両立を図ることとする。

（６）林産物の搬出方法等

ア 林産物の搬出方法

立木の搬出に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」に基づき、土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、搬出後の林地の更新を妨げないよう配慮する。

イ 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法

該当なし

（７）その他必要な事項

特になし

6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施，森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

県，市町，森林組合等林業事業体が連携し，森林・林業・木材産業関係者の合意形成を図りつつ，森林経営の委託への転換，森林施業の共同化，林業に従事する者の育成・確保，林業機械の導入，林産物の利用促進のための施設の整備を以下のとおり計画的かつ総合的に推進する。

（１）森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化に関する方針

ア 森林の経営の受委託等による森林の施業又は経営の促進等

持続可能な森林経営を推進するために，小規模森林所有者や不在村森林所有者等に対し，森林の施業や経営の受委託に関する情報の提供や普及啓発活動などを積極的に行い，意欲のある林業経営体等への施業等の長期受委託を進めるものとする。その際，長期の施業等の受委託が円滑に進むよう，森林の土地の所有者届出制度の運用等を通じて，得られた情報を林地台帳に反映するなどして，森林所有者情報の精度向上を図るものとする。

さらに，森林経営の受委託等が円滑に進むよう，森林組合などの林業事業体等による施業内容やコストを明示した提案型集約化施業の普及・定着を促進するものとする。

併せて，航空レーザ測量等により整備した森林資源情報の活用を促進し，面的な集約化を進める。

イ 森林施業の共同化に関する地域の合意形成の促進等

森林整備推進会議等を活用し，森林の適正管理，森林資源の高度利用等について地域の合意形成を図るものとする。

また，森林施業の共同実施，作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定や森林経営計画制度の活用等により森林施業の確実な実施を促進するものとする。

ウ 森林施業共同化の指導体制の強化

森林施業の共同化を促進するために，林業普及指導員や森林組合などの林業事業体，市町等が緊密に連携しながら，地域林業のまとめ役となる指導林家，指導林業士，青年林業士，林業研究グループのリーダー等と一体となった指導体制の整備を図るものとする。

（２）森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合には，市町が経営管理の委託を受け，林業経営に適した森林については，意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに，再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林については，市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の取組を促進するものとする。

（３）林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

ア 林家等林業経営体の育成

経営方針の明確化，経営管理・施業の合理化及び林業経営基盤の強化等により，地域林業の担い手となり得る意欲ある林業経営体の育成に努めるものとする。

また，林業普及指導員による林家等に対する経営支援・技術向上のための活動支援に積極的に取り組むものとする。

イ 林業事業体の体質強化

当森林計画区では，これまで（公財）鹿児島県林業担い手育成基金（鹿児島県林業労働力確保支援センター）及び北薩流域森林・林業活性化センター等を中心に，関係機関等が一体となって，事業体の経営の合理化，体質の強化に向けた取組が進められてきている。今後ともICTを活用した生産管理手法の導入や施業の集約化による事業量の安定的確保，高性能林業機械等の導入による生産性の向上など諸施策を推進し，経営基盤や経営力の強化を図ることとする。

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づく認定林業事業体は29事業体（令和5年度末現在）あり，（公財）鹿児島県林業担い手育成基金（鹿児島県林業労働力確保支援センター）との連携による林業事業体の事業の合理化や雇用の改善等に必要な支援を行うこととする。

森林組合については，川薩・出水地区は「北薩森林組合」，伊佐地区は「伊佐森林組合」の2つとなっており，今後も森林経営計画の作成及び着実な実行により経営基盤の安定を図り，施業の集約化等に携わる職員の資質向上を促進するものとする。

ウ 林業就業者の確保・育成

就業相談窓口の設置や相談会の開催，Webサイト「鹿児島きこり塾NET」等を活用した情報発信により，新規就業者の参入を促進するとともに，林業就業希望者等を対象とした入門・短期研修や1年間の長期研修（かごしま林業大学校）を実施し，新規就業者の確保を図るものとする。

また，就業者の技能レベルに応じた技術習得や経営現場管理等に係る研修等を段階的かつ体系的に実施し，就業者のキャリア形成を支援し，林業就業者の育成を図るものとする。

さらに，（公財）鹿児島県林業担い手育成基金の助成事業等を通じて労働条件の改善に係る支援を行うとともに，鹿児島県林業労働力確保支援センターにおいては，通年雇用化や社会保険の加入促進など雇用管理の改善・事業の合理化に関する相談・指導等を行うほか，職業安定法に基づく無料の職業紹介事業を実施するなど，就業の円滑化及び雇用の安定を推進するものとする。

（４）作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

素材生産における生産性の向上と労働強度の軽減を図るため，地形・地質や森林現況などの自然条件や路網の整備状況，年間の事業量や目標とする労働生産性，作業システム等に応じた高性能林業機械の導入を促進するものとする。

その際、環境負荷の低減に配慮するとともに、機械が効率的に稼働できるよう、施業の集約化や森林作業道等の効果的な配置を促進するものとする。

（５）林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 生産流通対策の推進

木材の生産現場から製材工場等への安定供給の取組など、流域森林・林業活性化センター等を通じて関係者の合意形成を図りながら、川上から川下まで一体となった木材流通の合理化・低コスト化を進めるとともに、製材工場の規模拡大や地域の中核工場と中小工場の連携強化、県産 J A S 製材品の生産体制の整備による木材の高付加価値化等により、需要者ニーズに対応した品質・性能の確かなかごしま材を安定的に供給できる体制づくりを促進するものとする。

また、素材市場等で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を進める。

イ かごしま材等の利用促進

かごしま材の需要拡大を図るため、建築物等の木造化・木質化を促進するとともに、「かごしま木の家」づくりの取組を推進するものとする。

また、C L T や 2 × 4 工法部材等の普及及び付加価値の高い製材品等の輸出など、新たな木材需要の創出や販路拡大を図ることとする。

さらに、製材工場残材や建築材として利用されない低質材等については、製紙用チップや木質バイオマスエネルギーの原材料として有効活用を促進するものとする。

ウ 特用林産物の産地づくり

「鹿児島県特用林産振興基本方針（平成30年３月）」に基づき、地域特性を活かした高品質かつ付加価値の高い特用林産物の産地づくりを促進する。

豊富な竹材資源を活用するため、高齢化や担い手不足に対応した竹林管理の委託促進やたけのこ生産竹林の整備を進めるとともに、竹パルプの需要拡大や竹材の安定供給体制づくりを促進する。

また、えのきたけ・しいたけ等の食用きのこ類や木炭など地域の特色のある特用林産物の生産体制の整備を支援し、産地づくりを促進する。

（６）その他必要な事項

「出水地域森林整備推進協定（令和２年３月）」等を活用し、国有林と連携した路網の整備や間伐等の実施による森林を整備し、効率的な木材の生産・販売を推進する。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

保安林及び山地災害防止機能を高度に発揮させる必要のある森林で、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、森林の適切な管理及び施業を実施する区域を定めるものとし、その所在、面積及び留意すべき事項は、表Ⅱ－10のとおりとする。

表Ⅱ－10

単位 面積：h a

森 林 の 所 在			面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域				
総 数			18,396		
北 薩 地 域 振 興 局	薩摩川内市		5,717	森林の有する公益的機能の維持向上を図るため、森林の整備の目標その他森林の整備に関する基本的な事項に配慮し、森林の適切な管理及び施業の実施に努める。 また、土地の形質変更にあたっては、その区域面積を最小限にとどめ、森林の土地の保全に支障を及ぼすことのないよう十分に配慮する。	水源かん養 土砂流出防備 土砂崩壊防備 飛砂防備 干害防備 魚つき
	旧川内市	1～7, 11～13, 15, 22～25, 32, 33, 39, 42, 56, 63～66, 69, 77, 78, 80～83, 87, 89, 90, 94, 99, 102, 104, 105, 107, 109, 111～115, 120, 123, 125, 127, 133, 135, 139, 140, 147, 148, 150～155, 157～163, 166～169, 182, 185, 188～190, 194, 195, 200, 201, 202, 206, 209, 210, 214, 216, 219～227, 234～242, 244, 248～250, 254, 255, 257, 259, 260, 262, 263, 265, 266, 270, 271, 281, 290, 291	1,614		
	旧樋脇町	1～5, 7, 8, 13, 15～20, 22, 24～29, 31～35, 37, 39, 41～46, 48, 50～56, 58～70, 73	839		
	旧入来町	1, 4～8, 15, 17, 18, 20, 24～29, 33～35, 39～41, 44, 46, 49～52, 55～58, 62, 64, 68, 72, 76, 79, 80, 82, 83, 85	270		
	旧東郷町	1, 2, 5, 9, 10, 12, 14, 17, 20～25, 30, 34～43, 45, 47, 48, 50, 51, 53～65, 67～70, 72～75, 77, 79, 80, 83, 85～91, 93～100, 103～107, 112	1,263		
	旧祁答院町	2～6, 9, 10, 12, 13, 15～17, 22, 25, 27, 30, 33～36, 38, 44～47, 49～51, 53～59, 62～64, 67～72, 74, 77～89	875		
	旧里村	2, 3, 6～18, 20, 22, 26	247		
	旧上甕村	8, 13～15, 17, 19, 24, 26, 36～38, 40～42, 46, 47	205		
	旧下甕村	1, 2, 5, 6, 8, 11, 18, 19, 21～23, 25～27, 29, 30, 32, 42, 48～51, 53～58, 61, 62, 64, 66～68, 70, 74, 77, 78, 80～83	343		
	旧鹿島村	2, 3, 5, 12～14	62		
局	さつま町		3,927		
	旧宮之城町	1～4, 6～16, 18～27, 30～33, 35～40, 42～66, 68～96, 98, 100, 103～105, 117, 118, 120～128, 131, 136～138, 141, 144, 146, 147, 149, 150, 152～154, 161, 162, 164～171	2,075		

表Ⅱ－10

単位 面積：h a

森　　林　　の　　所　　在			面　積	留意すべき事項	備　　考
市　町　村		区　　　　　　域			
北 薩 地 域 振 興 局	旧鶴田町	5～7, 12, 13, 16～18, 20, 22, 23, 26～28, 33, 36, 37, 39～50, 52～55, 57, 58, 60, 62, 64～73, 75, 76, 78, 79, 81～93, 95～102	1, 144		
	旧薩摩町	1～3, 5, 6, 8, 9, 14, 16～29, 32, 34～36, 39～42, 44～46, 48～52, 54～57, 59, 61, 62, 67, 72～75	708		
	阿久根市	7, 10～13, 15～17, 19～22, 24, 38, 40, 46, 54, 56, 59～69, 71, 73～81, 84～88, 90, 92, 93, 97, 99, 103, 109, 113～120, 122～124, 126～132, 135	787		
	出水市		3, 338		
	旧出水市	1～3, 7, 18, 26, 31, 32, 35, 36, 38～52, 57～60, 63, 65～71, 73, 76～79, 81, 84～89, 91, 92, 94, 95, 97～104, 106, 108～111, 113, 116～118, 120, 121, 124～129, 131～139, 141, 143～149, 152, 155, 159～162, 164, 166, 168, 169, 173, 176～179, 181, 182, 184, 187	3, 017		
	旧野田町	1, 4～6, 8～11, 14	52		
	旧高尾野町	2～9, 12, 13, 18, 20, 21, 25, 26, 29, 30	270		
	長島町		878		
	旧東町	1, 4, 6～10, 12, 13, 17, 18, 20～23, 26～28, 30, 32, 36～40, 42, 43, 45, 47～49, 51, 53～55, 58, 64～73, 76～78	599		
	旧長島町	1, 3～5, 8, 9, 12～16, 19～22, 24～26, 36, 39, 40	279		
	小　　計		14, 647		
始 良 ・ 伊 佐 地 域 振 興 局	伊佐市		3, 750		
	旧大口市	1～4, 7～9, 11～19, 22, 23, 25～30, 32～35, 37～39, 41, 45, 46, 48, 50～64, 66～71, 73～86, 88, 90～92, 94, 99～101, 103～106, 108, 110～115, 117～119, 121～124, 126, 127, 130～148, 150～153, 155, 157, 158	3, 138		
	旧菱刈町	1～11, 14, 15, 18, 21, 23, 24, 26～28, 30, 35～39, 41～48, 50, 52, 53, 55～57, 59, 60, 62～66, 68～70, 74, 78～82	612		
	小　　計		3, 750		

(注) 四捨五入の関係で小計及び総数と内訳の計は一致しない場合がある。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林及び その搬出方法

該当なし

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土石等の採掘等，その他の土地の形質の変更を行う場合は，地形・地質等の自然条件，地域の土地利用，森林の現況及び土地の形質変更の目的・内容を総合的に勘案して，実施箇所の選定を行うものとする。

さらに，土砂の流出または崩壊，水害の発生のおそれがないよう，安定した法勾配を確保し，必要に応じて法面緑化工・土留工等の施設を設置するとともに，水の適切な処理を行うための調整池，排水施設等の設置及び森林の適正な配置等の適切な措置を講ずる。

また，太陽光発電設備を設置する場合は，小規模な林地開発でも土砂流出の発生割合が高いこと，景観や雨水の浸透能に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性を踏まえ，林地開発許可が必要とされる面積規模の引下げや適切な防災施設の設置，森林の適正な配置など，改正された開発行為に係る許可基準の適正な運用を行うとともに，地域住民の理解を得る取組に配慮する。風力発電設備を設置する場合も許可基準の適正な運用を行うものとする。

加えて，盛土等に伴う災害を防止するため，「宅地造成及び特定盛土等規制法」（昭和36年法律第191号）に基づき，知事が指定する規制区域の森林の土地においては，谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに，盛土等の工事を行う際は技術的基準の適正な運用を行う。

(4) その他必要な事項

特になし

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

流域における森林に関する自然条件や社会的要請，保安林の配備状況等を踏まえ，公有林等の大面積森林や山地災害危険地区内にある森林，里山林などで身近で良好な環境を構成している森林について，水源かん養保安林，土砂流出・土砂崩壊防備保安林，保健保安林等の指定に重点を置いて，保安林の配備を計画的に推進することとする。

また，保安林における多様かつ効率的な森林施業が実施されるよう，必要に応じて指定施業要件を見直すこととする。

(2) 保安施設地区の指定に関する方針

地形，土壤等の自然条件及び受益の対象等を踏まえ，水源の涵養又は災害の防備の目的を達成するため，保安施設事業を行う必要がある森林等について，保安施設地区として指定をすることができるが，今期計画期間内での指定計画はない。

（３）治山事業の実施に関する方針

流域における森林に関する自然条件，社会的要請，保安林の配備状況，災害の発生形態の変化等を勘案し，事前防災・減災の観点から，山地災害の危険性の高い地区等において，重点的・効率的に治山施設の整備，荒廃森林の復旧，海岸防災林の造成など，災害に強い県土づくりや水源涵養機能等の強化を図ることとする。

また，流域治水の取組と連携し，浸透・保水機能の維持・向上に努めるとともに，流木災害リスクを軽減させる流木捕捉式治山ダムの設置を計画的に推進することとする。

（４）特定保安林の整備に関する事項

適切な施業が実施されず機能が低下した保安林を特定保安林として指定し，森林施業を推進することで，保安林機能の回復・増進を図ることとする。

（５）その他必要な事項

保安林の適切な管理を確保するため，地域住民，市町等の協力・参加が得られるよう努めるとともに，保安林台帳等の調製等及び標識の設置等を適正に行うこととする。

３ 鳥獣害の防止に関する事項

市町村森林整備計画の樹立に当たっては，次の方針を鳥獣害の防止に関する事項として定めるものとする。

（１）鳥獣害防止森林区域の基準及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

ア 区域設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき，対象鳥獣による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等を活用し，鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定するものとする。

イ 鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図るため，地域の実情に応じて，対象鳥獣による被害状況を把握し，その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等による鳥獣害防止対策を推進するものとする。

その際，関係行政機関等と連携した対策を推進することとし，鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整を図ることとする。

（２）その他必要な事項

捕獲や侵入防止柵の設置等の対策が対象鳥獣の被害防止に有効な形で適切に実施されているかどうかを確認するため，必要に応じ現地調査や各種会議での情報交換，区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等を行うこととする。

4 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項

病虫害、鳥獣害、気象害並びに山火事等の森林被害については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林の育成等に努めるとともに、日常の管理を通じて森林の実態を適確に把握し、次の事項に配慮して適時適切に行うこととする。

（１）森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。特に、川内川河口周辺や阿久根大島等における松くい虫による被害については、被害抑制のための防除対策を推進するとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への転換を図ることとする。

（２）鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による森林被害を受けた場合には、鳥獣保護管理施策や農業被害防止施策等との連携を図りつつ、被害状況を把握し、その結果を踏まえた捕獲や侵入防止柵の設置等により、その被害防止または軽減に努めるものとする。

併せて、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成に努めるものとする。

（３）林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林野火災防止の普及啓発及び森林の巡視を行うとともに、保護標識、防火線及び防火樹林帯等の整備を促進する。

市町村森林整備計画においては、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

（４）その他必要な事項

台風災害等を考慮した災害に強い森林づくりに努める。特に、地形的に風害を受けやすい箇所においては、林縁部に防風樹帯を設置するとともに、林内に部分的な疎密を生じさせないように、適切な森林施業に努めるものとする。

第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林は、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第71号）第3条第1項の規定により定められた基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとして、森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林である。

市町村森林整備計画の策定に当たっては、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案し、森林の保健機能の増進を図ることが適当と認められる場合に、次の事項を指針として保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

（1）保健機能森林の区域の基準

湖沼・溪谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ、森林保健施設の整備が行われる見込みのある区域について設定することとする。

（2）その他保健機能森林の整備に関する事項

ア 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する諸機能の低下を補うため、複層林施業及び非皆伐施業等を基本とし多様な施業を積極的に実施することとする。

また、利用者が快適に散策等を行えるよう適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等の保育を積極的に行うこととする。

イ 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、県土の保全及び美的景観等に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて行い、特に、建築物の配置に当たっては下水施設等の衛生施設及び配水施設等の保全施設の整備に留意することとする。

また、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達しているときはその樹高））を定め、必要に応じ、期待平均樹高を踏まえた施設整備を行うこととする。

ウ その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火施設の整備並びに利用者等の安全の確保に留意することとする。

第6 計画量等

1 間伐立木材積その他の伐採立木材積

伐採立木材積については、再造林の実施状況等を踏まえ、森林資源の保続を図ることを前提として、森林の有する木材生産機能と公益的機能との調和を図りながら、森林資源の構成状況、伐採の動向、地域の特性等を勘案し、次のとおり計画する。

表Ⅱ－11

単位：千 m^3

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	4,504	3,935	569	3,895	3,327	569	608	608	－
前 期	2,150	1,889	261	1,793	1,532	261	357	357	－

2 間伐面積（参考）

間伐面積については、参考事項として、間伐の伐採材積を基に次のとおりとする。

表Ⅱ－12

単位：ha

区 分	間伐面積
総 数	5,317
前 期	3,128

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

造林の方法については、再造林の実施状況等を踏まえ、森林資源の保続を図ることを前提として、多面的機能の回復・維持を図るため地域の自然的条件に適応した人工造林又は天然更新を行うこととし、造林面積を次のとおり計画する。

表Ⅱ－13

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 数	2,953	5,424
前 期	1,404	2,431

4 林道の開設及び拡張に関する計画

林道の開設等については、傾斜など自然条件、伐採や造林等の事業量を踏まえ、地域の特性に応じて、環境への負荷の低減に配慮しつつ、森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、次のとおり計画する。

表Ⅱ－14

単位：m

区 分	開 設	拡 張	
		改 良	舗 装
総 数	5,400	336,618	214,293
前 期	4,700	51,731	8,183

なお、具体的な計画内容については、表Ⅱ－15に示す。

表Ⅱ－15 林道の開設・拡張計画

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
開設	自動車道	北薩地域振興局	薩摩川内市	1		400	—				
			旧川内市	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧樋脇町	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧入来町	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧東郷町	横座	指定林道	400	—	300	○	383302	
			細計	1		400	—				
			旧祁答院町	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧里村	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧上甕村	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧下甕村	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧鹿島村	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			さつま町	1		4,300	—				
			旧宮之城町	白男川泊野	指定林道	4,300	—	318	○	384107	
			細計	1		4,300	—				
			旧鶴田町	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧薩摩町	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			出水市	—		—	—				
			旧出水市	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧野田町	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧高尾野町	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			阿久根市	—	—	—	—	—			
			小計	—		—	—				
			長島町	—		—	—				
			旧東町	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			旧長島町	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			計	2		4,700	—				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
開設	自動車道	始良・伊佐地域振興局	伊佐市	3		700	—				
			旧大口市	三日月		200	—	39		209811	
			〃	中野		300	—	89		209812	
			〃	押野々		200	—	157		209813	
			細計	3		700	—				
			旧菱刈町	—	—	—	—	—			
			細計	—		—	—				
			計	3		700	—				
拡張	自動車道(改良)	北薩地域振興局	合 計	5		5,400	—				
			薩摩川内市	36		103,765	36				
			旧川内市	寄田青山		5,000	1	(326) 1,152			
			〃	紫尾	指定林道	8,176	1	689			
			〃	横山		100	1	65			
			細計	3		13,276	3				
			旧樋脇町	新ヶ倉		2,400	1	132			
			〃	庵ノ宇都		2,119	1	213			
			〃	掛橋		1,000	1	31			
			〃	新ヶ倉1号		1,420	1	40			
			細計	4		6,939	4				
			旧入来町	草渡		4,143	1	105			
			〃	松下田長野		2,938	1	115			
			〃	岩下河除		3,992	1	137			
			細計	3		11,073	3				
			旧東郷町	紫尾	指定林道	1,182	1	129			
			〃	本俣		1,976	1	85			
			〃	内平		1,700	1	110			
			〃	山田本俣	指定林道	500	1	(34) 1,139			
			〃	新谷支		200	1	8			
			〃	藤之元	指定林道	5,638	1	(7) 220			
			細計	6		11,196	6				
			旧祁答院町	轟		970	1	12			
			〃	藍屋宇都		850	1	47			
			〃	天理		990	1	61			
			〃	才ノ平		2,300	1	35			
			〃	秋上		2,581	1	(82) 123			
			〃	遠見ヶ城		1,000	1	22			
			細計	6		8,691	6				
			旧里村	白瀬鼻		200	1	77			
			〃	嶺		500	1	102			
			細計	2		700	2				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
拡張	自動車道（改良）	北薩地域振興局	旧上甕村	遠目木	指定林道	100	1	208			
			〃	椿		100	1	220			
			細計	2		200	2				
			旧下甕村	青瀬		1,798	1	57			
			〃	佐之浦		6,058	1	265			
			〃	釣掛	指定林道	13,713	1	604			
			〃	下甕島東部1号	指定林道	7,020	1	303			
			〃	下甕島東部2号	指定林道	5,264	1	259			
			〃	灯台		1,434	1	33			
			〃	大内浦		5,453	1	207			
			〃	檜之木		2,480	1	60			
			細計	8		43,220	8				
			旧鹿島村	西崎		2,545	1	42			
			〃	大崩		5,925	1	285			
			細計	2		8,470	2				
			さつま町	11		39,779	13				
			旧宮之城町	浅井野幹		1,000	1	234			
			〃	紫尾	指定林道	1,665	1	258			
			〃	宮田市野	指定林道	900	1	(27) 243			
			〃	山田本俣	指定林道	3,468	1	(176) 459			
			〃	木渋		2,410	1	58			
			細計	5		9,443	5				
			旧鶴田町	北薩2号	指定林道	18,406	1	(376) 1,129			
			〃	平江	指定林道	3,575	1	237			
			〃	七尾		3,791	3	145			
			〃	紫尾町山		1,100	1	80			
			〃	山仁田		447	1	64			
			細計	5		27,319	7				
			旧薩摩町	茶屋岡		3,017	1	98			
			細計	1		3,017	1				
			出水市	28		89,236	28				
			旧出水市	北薩1号		22,244	1	1,716	○		
			〃	杵野高川		2,581	1	(445) 1,498			
			〃	新立山		1,000	1	39			
			〃	中野		1,539	1	53			
			〃	高川		4,196	1	883	○		
			〃	樋之谷支		1,582	1	95			
			〃	平岩		1,425	1	47			
			〃	宇都川内		1,682	1	127			
			〃	郷田山		12,981	1	(258) 856			

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
拡張	自動車道（改良）	北薩地域振興局		〃	芭蕉		1,168	1	(1) 32		
				〃	猪木谷		936	1	48	○	
				〃	田原		2,253	1	167		
				〃	湯川内東平		1,596	1	60		
				〃	樋之谷		2,700	1	339	○	
				〃	小原		1,745	1	98	○	
				〃	椿原		4,152	1	111	○	
				〃	山志比		2,995	1	267	○	
				〃	正現		3,028	1	83		
				細計	18		69,803	18			
				旧野田町	紫尾	指定林道	1,131	1	(437) 437		
				〃	宇津良		1,100	1	71		
				〃	野路川内		2,000	1	65		
				〃	角石		1,100	1	49	○	
				〃	尾毛無		1,956	1	81		
				細計	5		7,287	5			
				旧高尾野町	川頭		1,320	1	47		
				〃	連尺野		1,862	1	80		
				〃	根切		1,800	1	96		
				〃	笹元		4,109	1	90		
				〃	紫尾	指定林道	3,055	1	(125) 125		
				細計	5		12,146	5			
				阿久根市	紫尾	指定林道	10,388	1	(334) 1,106		
				〃	金山		804	1	115		
				〃	西目		1,080	1	31		
				〃	阿久根中央	指定林道	11,663	5	(350) 670	○	
				〃	金山Ⅱ号		1,000	1	48		
				〃	白木川		2,876	1	124		
				〃	洗出		479	1	32		
				〃	仁床		2,315	1	59		
				〃	吉川		2,130	1	53		
				小計	9		32,735	13			
				長島町		19	60,751	19			
				旧東町	立石		3,756	1	121		
				〃	獅子島中央	指定林道	8,639	1	307		
				〃	湯之口		5,120	1	171		
				〃	長島中央	指定林道	7,616	1	732		
				〃	倉三		2,323	1	37		
				〃	市来崎		612	1	61		
				〃	五郎地		3,836	1	113		

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
拡張	自動車道（改良）	北薩地域振興局	〃	川 床		3,374	1	101			
			〃	松 ケ 迫		2,089	1	58			
			〃	馬 込 山 門 野		2,201	1	31			
			〃	行 人 平		1,029	1	39			
			〃	赤 崎		350	1	27			
			〃	七 郎 山		2,322	1	50			
			〃	琵琶首		64	1	3			
			細 計	14		43,331	14				
			旧 長 島 町	長 島 中 央	指定林道	8,106	1	1,040			
			〃	流 合		2,568	1	69			
			〃	平 駄		3,204	1	91			
			〃	油 山		914	1	33			
			〃	馬 込 山 門 野		2,628	1	141			
			細 計	5		17,420	5				
			計	103		326,266	109				
		始良・伊佐地域振興局	伊佐市	4		10,352	4				
			旧 大 口 市	青 木 山 ノ 口	指定林道	2,000	1	(572) 1,113			
			〃	白 木		3,724	1	118			
			〃	北 平		2,628	1	284			
			細 計	3		8,352	3				
			旧 菱 刈 町	黒 園	指定林道	2,000	1	(55) 298			
			細 計	1		2,000	1				
			計	4		10,352	4				
		合 計	107			336,618	113				
	自動車道（舗装）	北薩地域振興局	薩摩川内市	28		87,711					
			旧 川 内 市	横 山		2,700	—	65			
			〃	津 久 見		2,502	—	56			
			〃	都 青 山		2,939	—	77			
			細 計	3		8,141	—				
			旧 入 来 町	請 園		1,500	—	73			
			〃	塩 水 流		2,435	—	59			
			〃	草 渡		4,143	—	105			
			細 計	3		8,078	—				
			旧 東 郷 町	永 山		2,097	—	250			
			〃	津 田 鬼 川 内		5,517	—	150	○		
			〃	新 谷 支		2,950	—	121			
			細 計	3		10,564	—				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位置 (市町村)	路線名	区分	延長及び箇所数		利用区域 面積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延長	箇所数				
拡張	自動車道（舗装）	北薩地域振興局	旧祁答院町	大村大谷	指定林道	1,769	—	187			
			〃	黒木		1,532	—	30			
			〃	原田		2,300	—	42			
			〃	秋上		2,581	—	123			
			〃	才ノ宇都		2,929	—	132			
			〃	藍屋宇都		850	—	47			
			〃	熊牟礼千貫	指定林道	3,900	—	221			
			〃	大長藺牟田		2,143	—	117			
			〃	上ノ郡	指定林道	4,200	—	225			
			〃	遠見ヶ城		1,300	—	22			
			細計	10		23,504	—				
			旧里村	大平良		2,800	—	65			
			〃	尾橋川原		5,300	—	145			
			細計	2		8,100	—				
			旧上甕村	瀬上	指定林道	8,382	—	507			
			〃	湯之浦	指定林道	2,870	—	215			
			〃	奥戸	指定林道	3,541	—	209			
			〃	椿		6,573	—	220			
			細計	4		21,366	—				
			旧下甕村	下甕島西部1号		1,260	—	178			
			〃	大内浦		4,218	—	207			
			〃	檜之木		2,480	—	60			
			細計	3		7,958	—				
			さつま町	14		38,563	—				
			旧宮之城町	池之野		1,838	—	55			
			〃	大薄		1,364	—	85			
			〃	大村大谷	指定林道	3,949	—	152			
			〃	大長藺牟田		967	—	36			
			〃	宮田市野	指定林道	4,620	—	243			
			〃	峠下		4,243	—	144			
			〃	浅井野泊野		5,511	—	197			
			細計	7		22,492	—				
			旧鶴田町	大俣前平		460	—	66			
			〃	平江	指定林道	3,575	—	237			
			〃	滝ノ爪		2,297	—	59			
			細計	3		6,332	—				
			旧薩摩町	大迫		1,404	—	37			
			〃	茶屋岡		3,035	—	98			
			〃	熊田		3,300	—	151			
			〃	下手		2,000	—	38			
			細計	4		9,739	—				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延 長	箇所数				
拡張	自動車道（舗装）	北薩地域振興局	出水市	14		31,818	—				
			旧出水市	郷田山		12,216	—	856			
			〃	城山		689	—	39			
			〃	蕨島		1,663	—	32			
			〃	田之頭		839	—	37			
			〃	芭蕉		1,003	—	32			
			〃	田原		550	—	167			
			〃	正現		2,831	—	83			
			細計	7		19,791	—				
			旧野田町	野路川内		1,918	—	62			
			細計	1		1,918	—				
			旧高尾野町	連尺野		1,722		80			
			〃	倉谷		906	—	81			
			〃	川頭		1,320	—	47			
			〃	柳ヶ水		2,476	—	104			
			〃	辺田		2,407	—	89			
			〃	柳ヶ水支		1,278	—	36			
			細計	6		10,109	—				
			阿久根市	阿久根中央	指定林道	11,663		670			
			〃	小麦		3,270		105			
			〃	吉川		2,136		53			
			〃	西目		1,080		31			
			〃	金山		804		115			
			計	5		18,953	—				
			長島町	7		14,866	—				
			旧東町	大久保		2,300	—	70			
			〃	田尻		4,210	—	97			
			〃	沢津		1,400	—	44			
			〃	水ノ元		1,836	—	44			
			〃	脇崎		1,252	—	19			
			細計	5		10,998	—				
			旧長島町	流合		2,568	—	69			
			〃	宇都迫		1,300	—	31			
			細計	2		3,868	—				
			計	68		191,911	—				

(単位：m, 箇所, ha)

開設/ 拡張	種類	事務所	位 置 (市町村)	路線名	区 分	延長及び箇所数		利用区域 面 積	前期5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
						延 長	箇所数				
拡張	自動車道（舗装）	始良・伊佐地域振興局	伊佐市	11		22,382	—				
			旧大口市	篠原		2,000	—	73			
			〃	北平		2,095	—	284			
			〃	松ノ口		1,901	—	71			
			〃	高山		1,140	—	11			
			細 計	4		7,136	—				
			旧菱刈町	東市山		2,006	—	34			
			〃	名折		1,160	—	89			
			〃	柳野		2,168	—	119			
			〃	小路新川		1,260	—	31			
			〃	野ミ田		2,666	—	160	○		
			〃	白坂		2,424	—	55			
			〃	津波木段		3,562	—	68			
			細 計	7		15,246	—				
			計	11		22,382	—				
			合 計	79		214,293	—				

5 保安林の整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林の指定については、保安林の配備状況を踏まえつつ、地域の実情を勘案し、水源涵養、災害防備、保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保が必要な森林について、計画期末の保安林の面積及び指定等の計画面積を次のとおりとする。

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

表Ⅱ－16

単位：ha

保安林の種類	計画期末面積		備 考
		前期末面積	
総数（実面積）	22,500	21,957	
水源涵養のための保安林	17,781	17,504	
災害防備のための保安林	3,933	3,692	
保健・風致の保存等のための保安林	1,313	1,288	

(注) 1 「水源涵養のための保安林」とは、森林法第25条第1項第1号の目的、「災害防備のための保安林」とは、第2号から第7号までの目的、「保健・風致の保存等のための保安林」とは、第8号から第11号までの目的を達成するために指定する保安林。

2 総数は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

② 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等 表Ⅱ－17のとおり

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

表Ⅱ－18

単位：ha

保安林の種類	指 定 施 業 要 件 の 整 備 区 分				
	伐採方法の 変更面積	皆伐面積の 変更面積	択伐率の 変更面積	間伐率の 変更面積	植栽方法の 変更面積
水源涵養のための 保安林	—	19	19	19	19
災害防備のための 保安林	—	17	58	73	58
保健・風致の保存等 のための保安林	—	—	—	—	—

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当なし

表Ⅱ－17 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由	備考
		市 町 村	区 域 （ 林 班 ）		前期		
指定	水 源 涵 養	薩 摩 川 内 市		233	111	水 源 の 涵 ^{かん} 養	
		旧 川 内 市	1～13, 15～60, 62～74, 76～92, 95～109, 111, 112, 115, 116, 118～203, 205～242, 245～251, 253～291	84	40		
		旧 樋 脇 町	1～46, 48～59, 61～63, 65～77	21	11		
		旧 入 来 町	1～35, 37～46, 48, 50～84	20	10		
		旧 東 郷 町	1, 2, 5, 7, 9～14, 16～18, 20～24, 26, 29, 32～37, 39～47, 49, 50, 52～67, 69～91, 93～121	31	16		
		旧 祁 答 院 町	1～22, 25～60, 62～72, 74, 75, 77～90	25	11		
		旧 里 村	2, 4, 6, 7, 12～19, 22	7	3		
		旧 上 甕 村	1, 3, 5, 8, 9, 11, 13, 16, 24～26, 33 34, 43, 44	17	8		
		旧 下 甕 村	5～7, 18, 22, 23, 25, 31, 49～51, 53～55, 57～62, 64, 67, 70, 77, 78	25	11		
		旧 鹿 島 村	1～6, 12～14	3	1		
		さ つ ま 町		80	39		
		旧 宮 之 城 町	1～48, 50～56, 58～93, 96～162, 164～171	40	19		
		旧 鶴 田 町	1～42, 44～57, 60, 63, 66～76, 78～104	21	11		
		旧 薩 摩 町	1～52, 54～57, 60～75	19	9		
		阿 久 根 市	4～31, 33～44, 46, 48～49, 51～53, 56～90, 92～94, 97～108, 111～122, 126～129, 131, 135	35	16		
		出 水 市		68	34		
		旧 出 水 市	2, 12, 15, 18, 26～28, 30～32, 34～36, 38, 41～91, 93～104, 106, 108, 109～111, 113, 116～121, 127～129, 131～141, 143～150, 152, 154, 158～161, 165, 168, 170, 175, 177, 178, 182, 184～188	53	26		
		旧 野 田 町	1～8, 10～20	5	3		
		旧 高 尾 野 町	1～20, 22～25, 27, 28	10	5		
		長 島 町		33	16		
		旧 東 町	2, 4, 6～11, 20～22, 31～33, 42, 47～49, 51～53, 55, 56, 58, 61, 62, 64～72, 76～78	23	11		
		旧 長 島 町	1, 3～5, 7～16, 18～23, 25, 26, 32, 36	10	5		
		小 計		449	216		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由	備考
		市 町 村	区 域 （ 林 班 ）		前期		
指定	水源 涵養 ^{かん}	伊 佐 市		84	40	水源 の 涵 ^{かん} 養	
		旧 大 口 市	8, 9, 13, 14, 18, 19, 22, 23, 25～27, 29, 30, 32, 33, 35, 39, 45, 46, 48, 50～64, 67, 71, 73～79, 88, 91, 92, 94, 99, 100, 103, 108, 112～114, 117 122, 136～138, 140, 142, 144, 153, 157, 158	61	29		
		旧 菱 刈 町	1～9, 12～52, 54～85	23	11		
		小 計		84	40		
		計		533	256		
		薩 摩 川 内 市		208	104	土 砂 の 流 出 ・ 崩 壊 の 防 備 等	
	災害 防備	旧 川 内 市	1～25, 28～53, 55～60, 62～85, 87～116, 119, 122, 123, 125, 127, 129, 131～164, 166～171, 173～175, 178～182, 184～190, 192～194, 196～204, 206～210, 212～214, 216, 217, 220～236, 238～242, 244～270, 272～291	78	39		
		旧 樋 脇 町	1～11, 13, 15～29, 31～46, 48～61, 63～77	20	10		
		旧 入 来 町	1, 2, 4～8, 12～37, 39～42, 44～46, 49～85	20	10		
		旧 東 郷 町	1～5, 7～14, 17～39, 41, 42, 44～ 100, 103, 105～111, 113, 115, 116, 119, 120	30	15		
		旧 祁 答 院 町	1～20, 22～27, 29～40, 44～56, 58～60, 62～72, 74, 75, 77～90	21	11		
		旧 里 村	1～26	6	3		
		旧 上 甕 村	3, 5～8, 10～14, 16～21, 24, 26～28, 30, 31, 34～42, 44～48	13	6		
		旧 下 甕 村	1～14, 17～44, 46～83	19	9		
		旧 鹿 島 村	1～7, 9, 10, 12～14	1	1		
		さ つ ま 町		75	37		
		旧 宮 之 城 町	3～20, 22～24, 26, 29～31, 33～35, 38～41, 43～46, 48～62, 64～91, 93～100, 102～107, 109～113, 117, 118, 120～126, 128, 129, 131～136, 138, 141～158, 161, 162, 164～171	37	18		
		旧 鶴 田 町	4～9, 11～23, 26, 27, 31～33, 35～39, 41～50, 52～67, 69～76, 79, 81～86, 88～90, 93～104	20	10		
		旧 薩 摩 町	1～7, 9, 10, 13～36, 38～52, 54, 56, 57, 59～62, 64～67, 69, 70, 72, 73, 75, 76	18	9		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由	備考
		市 町 村	区 域 （ 林 班 ）		前期		
指定	災害 防備	阿 久 根 市	2, 4, 5, 7, 9～24, 31, 38, 40, 45, 46, 52～67, 69, 70, 72～88, 90, 92～94, 97, 99, 101～103, 105～133, 135	29	15	土 砂 の 流 出 ・ 崩 壊 の 防 備 等	
		出 水 市		63	32		
		旧 出 水 市	1～3, 5～13, 15, 18, 22, 23, 25～27, 30～33, 35～52, 54～60, 63～67, 69, 70, 73, 76, 77, 80, 81, 84～89, 91～104, 106, 108～111, 113, 116～132, 134～136, 138～141, 143～150, 152, 155, 157～162, 164～169, 171～184, 187, 188	48	24		
		旧 野 田 町	1, 4～11, 13～15	3	2		
		旧 高 尾 野 町	2～13, 15～30	12	6		
		長 島 町		31	16		
		旧 東 町	1～4, 6～24, 26～34, 36, 37, 40～45, 47～51, 53～73, 76～78	21	11		
		旧 長 島 町	1～6, 8, 9, 11, 13, 14, 16, 18～24, 26, 33, 36, 39, 40	10	5		
		小 計		406	204		
		伊 佐 市		78	39		
		旧 大 口 市	1～5, 7～18, 23～30, 32～35, 37, 38, 41, 42, 44～54, 56～59, 61, 63, 68, 70, 76, 79～87, 89～92, 94～96, 98～101, 104～106, 108～115, 118～128, 130～139, 141～153, 155, 157, 158	58	29		
		旧 菱 刈 町	2～12, 15, 17～30, 32～83, 85	20	10		
		小 計		78	39		
		計		484	243		
	保健, 風致の 保存等	薩 摩 川 内 市		35	20	公 衆 の 保 健 等	
		旧 川 内 市	129, 130, 165, 166, 168～171, 210, 243～245, 249～254, 257, 263～271, 289～291	10	5		
		旧 樋 脇 町	18, 28～31, 48～52	8	3		
		旧 祁 答 院 町	17～21, 67～73, 78, 79, 89, 90	10	5		
		旧 上 甕 村	1～7, 10, 11, 14, 15, 17～22, 24, 25, 28～34, 36, 44, 47, 48	5	5		
		旧 鹿 島 村	1～15	2	2		
		阿 久 根 市	1～4, 7, 31, 35, 47, 50, 93～97, 103, 107, 134	5	5		
		出 水 市		10	5		
		旧 出 水 市	2, 22, 61, 63, 121, 160, 169, 178, 182	10	5		

単位：ha

指定／ 解除	種 類	森 林 の 所 在		面 積		指定又は 解除を必要 とする理由	備考
		市 町 村	区 域 （ 林 班 ）		前期		
指定	保健, 風致の 保存等	長 島 町		18	18	公 衆 の 保 健 等	
		旧 東 町	1～4, 16, 17, 19～29, 31～35, 37～49, 59～72, 77～79	13	13		
		旧 長 島 町	28～32, 35～41	5	5		
		小 計		68	48		
		伊 佐 市		10	5		
		旧 菱 刈 町	21, 24, 58	10	5		
		小 計		10	5		
		計		78	53		
		合 計		1,095	552		

(3) 実施すべき治山事業の数量

治山事業については、県民の安全・安心の確保を図る観点から、災害の防止、水源涵養^{かん}など森林の公益的機能の高度発揮を図るため、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象に次のとおり計画する。

表Ⅱ－19

単位：地区

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な 工種	備 考
市 町 村	区 域 (大 字)		前期		
薩摩川内市		57	9	溪 間 工 ・ 山 腹 工 ・ 本 数 調 整 伐 等	
旧川内市	宮里町，宮崎町，勝目町，山之口町， 川永野町，尾白江町，都町，青山町， 中福良町，天辰町，楠元町，中村町， 御陵下町，五代町，田崎町，水引町， 小倉町，湯島町，網津町，港町，百次町， 永利町，寄田町，高江町，田海町，高城町， 陽成町，城上町，湯田町，西方町	30	4		
旧樋脇町	樋脇町市比野，樋脇町倉野，樋脇町塔之原	3	2		
旧入来町	入来町浦之名，入来町副田	2	1		
旧東郷町	東郷町斧淵，東郷町山田，東郷町鳥丸， 東郷町宍野，東郷町藤川	5	－		
旧祁答院町	祁答院町藺牟田，祁答院町上手， 祁答院町黒木，祁答院町下手	4	－		
旧里村	里町里	1	－		
旧上甕村	上甕町中甕，上甕町中野，上甕町江石， 上甕町平良，上甕町小島，上甕町瀬上， 上甕町桑之浦	7	－		
旧下甕村	下甕町手打，下甕町片野浦， 下甕町瀬々野浦，下甕町青瀬，下甕町長浜	5	2		
旧鹿島村	－	－	－		
さつま町		19	7		
旧宮之城町	宮之城屋地，虎居，船木，柊野，平川， 広瀬，田原，山崎，久富木，二渡，白男川， 泊野	12	4		
旧鶴田町	柏原，神子，紫尾，鶴田	4	2		
旧薩摩町	求名，永野，中津川	3	1		
阿久根市	折口，大川，鶴川内，西目，波留，山下， 脇本	7	6		
出水市		10	4		
旧出水市	上鯖淵，上大川内，荘，下大川内，武本， 麓町	6	3		
旧高尾野町	高尾野町大久保，高尾野町下高尾野， 高尾野町江内	3	－		
旧野田町	野田町上名	1	1		
長島町		10	3		
旧東町	浦底，川床，獅子島，諸浦，山門野	5	2		
旧長島町	指江，城川内，下山門野，平尾，蔵之元	5	1		
小計		103	29		

森 林 の 所 在		治山事業施行地区数		主な 工種	備 考
市 町 村	区 域 (大 字)		前期		
伊佐市		26	7	溪間 工 ・ 山腹 工 ・ 本数 調整 伐等	
旧大口市	大口青木, 大口牛尾, 大口大田, 大口里, 大口篠原, 大口白木, 大口下殿, 大口曾木, 大口田代, 大口鳥巢, 大口原田, 大口針持, 大口平出水, 大口渕辺, 大口宮人, 大口山野, 大口小川内	17	6		
旧菱刈町	菱刈荒田, 菱刈市山, 菱刈川南, 菱刈川北, 菱刈重留, 菱刈下手, 菱刈徳辺, 菱刈前目, 菱刈南浦	9	1		
小計		26	7		
計		129	36		

(注) 治山事業施行地区数とは、治山事業を実施する箇所について、尾根や沢などの地形等により区分される森林の区域（大字）を単位として計上したものである。

6 要整備森林の所在及び面積並びに要整備森林について実施すべき森林施業の方法及び時期
該当なし

第7 その他必要な事項

1 保安林その他制限林の施業方法

表Ⅱ-21

単位 面積：h a

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
水源	計		15,087.41	1 主伐に係る伐採種は定めない。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画に定める標準伐期齢以上のものとする。 3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 ※3 伐採年度ごとに択伐による立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率（当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるとときは、10分の3とする。）を乗じた材積とする。 ただし、植栽を定める森林において択伐による伐採を行う場合は、10分の4を乗じた材積とする。 ※ 平成14年4月1日以降の指定分及び指定施業要件の変更分について適用（各保安林台帳による） 4 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については、10分の3.5を適用）を超えずかつその伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して、おおむね5年後において、その森林の当該疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。	1 伐採跡地には適地適木を旨としてスギ・ヒノキ・クスギ又は当該地域で一般的に造林が行われ、かつ、当該森林において的確な更新が可能である高木性の樹種を植栽する。 この場合、満1年以上の苗木をおおむね1ヘクタール当たり3,000本以上の割合（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については、1ヘクタール当たり樹種ごとに定める植栽本数以上の割合を適用）で均等に分布するように植栽するものとする。 2 植栽は伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 ただし、森林法第34条第2項の許可がなされた場合においては、当該許可がなされていた区域内において当該許可の際に条件として付した行為の期間内に限り植栽することを要しないものとする。 3 広葉樹林の伐採跡地は原則として天然更新による。	
	薩摩川内市		4,369.24			
	旧川内市	1～7, 11, 12, 15, 99, 102, 105, 120, 147, 148, 150, 155, 160, 162, 167, 182, 185, 195, 214, 219～225, 227, 234～242, 248～250, 254, 257, 260, 263, 266, 290, 291	1,327.64			
	旧樋脇町	7, 8, 18, 24, 25, 32, 33, 35, 43～45, 50～56, 58, 61～63, 68, 69	776.56			
	旧入来町	17, 18, 26, 27, 33～35, 39～41, 44, 46, 72	212.80			
	旧東郷町	1, 5, 9, 10, 12, 14, 17, 20～24, 34～37, 39～43, 45, 47, 54～65, 67, 69, 70, 72, 73, 85～89, 91, 94～98, 103, 104, 112	1,182.98			
	旧祁答院町	9, 10, 12, 13, 15, 22, 30, 33～36, 44～47, 50, 51, 53, 54, 56～59, 62, 64, 67～72, 74, 77, 79, 81～89	839.46			
	旧下甕村	54	29.80			
	さ つ ま 町		3,759.65			
	旧宮之城町	1, 2, 4, 6, 7, 9～14, 18～22, 25, 27, 32, 33, 35～40, 42～48, 51～56, 58～66, 68～93, 118, 124～128, 136, 137, 144, 146, 150, 152, 161, 162, 164～171	2,020.15			
	旧鶴田町	6, 7, 13, 18, 20, 28, 33, 37, 39～42, 44～49, 52～55, 60, 66～73, 75, 76, 78, 79, 81～93	1,094.07			
	旧薩摩町	6, 8, 17～23, 42, 45, 46, 48～52, 55, 56, 74	645.43			
	阿久根市		520.63			
	出水市		2,974.63			
	旧出水市	1～3, 18, 44～46, 49～52, 57～60, 63, 65, 66, 68～73, 76～81, 84～89, 95, 97～104, 106, 108～111, 113, 116～121, 131, 133～141, 143, 145～150, 152, 155, 159, 160, 187	2,685.91			
	旧野田町	6	35.36			
	旧高尾野町	4～7	253.36			
	小 計		11,624.15			
伊佐市		3,463.26				
旧大口市	2, 4, 7～9, 13, 14, 18, 19, 22, 23, 25～27, 29, 30, 32, 33, 35, 39, 45, 46, 48, 50～64, 67～71, 73～79, 88, 91, 92, 94, 99, 100, 103, 108, 112～114, 117, 122, 136～138, 140, 142, 144, 153, 157, 158	2,970.27				
旧菱刈町	1～7, 14, 15, 21, 35, 42	492.99				
小 計		3,463.26				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法		
				方 法	限 度	
土 砂 流 出 防 備 保 安 林	計		1,162.55	1 主伐は、択伐による。	1 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に択伐率を乗じた材積とする。 なお、択伐率は以下のとおりとする。 ※ 択伐率 ① 平成14年3月31日以前指定分 当該森林の年成長率に前回の択伐の終わった日の属する伐採年度から伐採しようとする伐採年度の前伐採年度までの年度数を乗じて得た割合をいい、その割合が10分の3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては10分の3を乗じた材積とする。 ② 平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分 当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積から前回の択伐を終えたときの当該森林の立木の材積を減じて得た材積を当該伐採年度の初日における当該森林の立木の材積で除して得た割合をいい、その割合が10分3を超えるときは10分の3とする。 ただし、保安林の指定後最初に行う択伐による伐採にあつては、10分の3を乗じた材積とする。 2 伐採年度ごとに間伐に係る伐採をすることができる立木の材積の限度は、当該伐採年度の初日における森林の立木の材積の10分の2（平成14年4月1日以降指定分及び指定施業要件の変更分については10分の3.5を適用）を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算し、おおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8までに回復することが確実であると認められる範囲内の材積とする。	ただし、伐採方法は各保安林台帳による。
	薩摩川内市		518.85	2 主伐として伐採をすることができる立木は、市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。		
	旧川内市	7, 11, 12, 13, 15, 39, 56, 65, 66, 69, 83, 135, 139, 140, 154, 160, 163, 169, 188, 189, 190, 200, 238, 239, 254, 255, 259, 263	111.39	3 間伐に係る伐採をすることができる箇所は前記に掲げる森林のうち樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。		
	旧樋脇町	1～4, 13, 15～18, 20, 26～29, 34, 37, 41, 42, 46, 48, 54, 55, 67	39.28			
	旧入来町	4, 6, 8, 15, 20, 24, 49～51, 57, 62, 82, 83, 85	33.03			
	旧東郷町	2, 12, 20, 25, 30, 36, 38, 45, 48, 50, 51, 53, 59, 67, 68, 74	37.84			
	旧祁答院町	3～5, 22, 49, 67, 70, 71, 78, 79	8.35			
	旧里村	2, 6, 9～15, 17, 22, 26	97.73			
	旧上甕村	36～38, 40～42, 46, 47	14.89			
	旧下甕村	1, 2, 5, 6, 8, 21～23, 25～27, 29, 30, 32, 42, 48, 49, 51, 55～57, 64, 67, 68, 70, 77, 78, 80, 83	176.34			
	さ つ ま 町		37.35			
	旧宮之城町	3, 8, 16, 22, 51, 70, 74～76, 85, 95, 98, 104, 105, 121～123, 170	11.10			
	旧鶴田町	5, 12, 33, 43, 58, 60, 65, 81, 95, 96, 98, 99, 101	11.53			
	旧薩摩町	1, 2, 9, 16, 29, 35, 36, 40, 44, 51, 57, 59, 67	14.72			
	阿久根市	11～13, 16, 17, 19, 24, 59, 66, 67, 79, 81, 113, 116, 117, 120, 123, 124, 126, 127, 129～132	84.04			
	出水市		315.31			
	旧出水市	1, 7, 32, 35, 36, 38～42, 44, 60, 66, 67, 85, 124, 125, 136, 139, 143, 144, 147, 159～162, 166, 168, 169, 176～178, 181, 184, 187	270.86			
	旧野田町	5, 6, 8, 9, 11	33.98			
	旧高尾野町	3～5, 7～9, 12, 13, 26, 29, 30	10.47			
	長 島 町		123.51			
	旧東町	1, 6～10, 12, 13, 18, 20, 21, 23, 54, 72, 76, 78	119.93			
	旧長島町	8, 19, 22	3.58			
	小 計		1,079.06			
	伊佐市		83.49			
	旧大口市	3, 8, 9, 23, 25, 28, 34, 35, 67, 68, 75, 80, 83～85, 100, 110, 112, 115, 122, 123, 126, 131, 132, 136, 138, 139, 141, 143, 148, 150, 151, 153, 157	51.08			
	旧菱刈町	10, 15, 27, 35～37, 41～45, 52, 55, 59, 60, 65, 70, 81	32.41			
	小 計		83.49			

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
土砂崩壊防備林	計		676.15	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	薩摩川内市		213.90				
	旧川内市	24, 25, 32, 33, 42, 56, 63, 64, 69, 77, 78, 80, 83, 87, 89, 90, 94, 104, 107, 109, 111, 115, 123, 125, 127, 140, 151～155, 157～161, 166, 168, 182, 194, 200～202, 206, 209, 210, 216, 226, 244, 270, 281	62.23				
	旧樋脇町	3～5, 16, 19, 20, 22, 29, 31, 37, 39, 44, 48, 54, 58～60, 64～67, 70, 73	23.36				
	旧入来町	1, 4, 5, 7, 8, 15, 25, 27～29, 33, 50, 52, 55, 56, 58, 62, 64, 68, 76, 79, 80, 82, 83	23.89				
	旧東郷町	2, 10, 12, 20, 25, 36, 45, 48, 50, 51, 59, 75, 77, 79, 80, 83, 90, 93, 99, 103, 105～107	36.84				
	旧祁答院町	2, 3, 6, 16, 17, 25, 27, 38, 46, 49, 51, 55, 56, 63, 64, 67, 70, 71, 78～80, 84, 88	30.06				
	旧里村	2, 12	8.99				
	旧上甕村	8, 14, 17, 19, 37	3.60				
	旧下甕村	2, 5, 11, 21, 26, 42, 48, 49, 51, 55, 57, 58, 62, 66, 70, 80～83	22.81				
	旧鹿島村	12, 13	2.12				
	さ つ ま 町		113.34				
	旧宮之城町	15, 16, 20, 23, 24, 26, 30, 31, 40, 48～50, 57, 71, 72, 75, 93, 94, 96, 100, 103, 117, 120, 121, 124, 125, 131, 138, 141, 144, 146, 147, 149, 150, 152～154, 162, 166, 169	44.07				
	旧鶴田町	16, 17, 22, 23, 26, 27, 36, 43, 47～50, 57, 58, 60, 62, 64, 65, 81, 93, 95, 96, 97, 99, 100, 102	21.86				
	旧薩摩町	1～3, 5, 9, 14, 17, 20, 22, 24～29, 32, 34～36, 39～41, 44, 46, 49, 51, 52, 54, 56, 59, 61, 62, 72, 73, 75	47.41				
	阿久根市	7, 15, 20, 38, 40, 46, 54, 56, 59, 65, 74, 75, 78, 80, 81, 84～87, 90, 92, 93, 97, 99, 103, 109, 114～116, 123, 124, 126, 128～132	56.07				
	出水市		77.84				
	旧出水市	1, 3, 26, 31, 32, 38, 44, 47～49, 58, 60, 69, 70, 84, 86, 89, 91, 92, 94, 125～129, 131, 159, 160, 162, 164, 166, 168, 173, 179, 182, 183	65.74				
	旧野田町	1, 4, 8～11, 14	7.72				
	旧高尾野町	2, 3, 9, 18, 20, 21, 25, 26	4.38				
	長 島 町		43.68				
	旧東町	1, 4, 6～10, 17, 20, 22, 23, 26, 27, 37, 40, 43, 45, 47, 49, 53～55, 58, 68, 73	33.23				
	旧長島町	1, 3～5, 9, 16, 20, 24, 36, 39, 40	10.45				
	小 計		504.83				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
土砂崩壊防備保安林	伊 佐 市		171.32	土砂流出防備保安林に同じ。			左に同じ。
	旧大口市	1, 2, 8, 11, 12, 15～18, 23, 25, 27, 30, 34, 35, 37, 38, 41, 58, 61, 66, 68, 81, 82, 83, 85, 86, 90, 100, 101, 104～106, 108, 111, 115, 118, 119, 121, 122, 124, 126, 127, 130～139, 141～148, 150～152, 155, 158	93.38				
	旧菱刈町	8～11, 15, 18, 23, 24, 26, 28, 30, 35～39, 41～48, 50, 52, 53, 56, 57, 62, 63, 65, 68, 69, 74, 78～82	77.94				
	小 計		171.32				
飛砂防備保安林	計		114.81	土砂流出防備保安林に同じ。			左に同じ。
	薩摩川内市		114.81				
	旧川内市	265, 271	114.81				
	小 計		114.81				
防風保安林	計		45.77	土砂流出防備保安林に同じ。			左に同じ。
	薩摩川内市		11.45				
	旧川内市	112	0.76				
	旧樋脇町	23	0.91				
	旧入来町	55, 58, 59, 74, 76, 77	7.92				
	旧下甕村	80, 81, 83	0.23				
	旧鹿島村	12, 13	1.63				
	阿久根市	31, 35, 93	7.49				
	出水市		26.83				
	旧出水市	1, 61～64, 67	26.01				
	旧高尾野町	1	0.82				
	小 計		45.77				
	潮害防備保安林	計					
薩摩川内市			27.81				
旧川内市		81, 112	15.33				
旧里村		10, 15, 19, 20	0.80				
旧上甕村		21	11.68				
阿久根市		31, 35, 47, 134	32.15				
長島町			1.66				
旧東町		78	0.79				
旧長島町		27, 28	0.87				
小 計			61.62				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備 考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
干 害 防 備 保 安 林	計		1,342.70	水源かん養保安林に同じ。 ただし、伐採年度ごとに皆伐による伐採を することができる1箇所当たりの面積の限度 は、5ヘクタールとする。		左に同じ。	
	薩摩川内市		441.26				
	旧川内市	22, 23, 133, 182, 189, 195, 209, 262	62.28				
	旧東郷町	100	6.17				
	旧里村	2, 6, 7, 12, 13, 15, 16, 18	70.24				
	旧上甕村	24, 26	182.49				
	旧下甕村	25, 50, 53～55, 64, 77, 78	73.48				
	旧鹿島村	2, 5	46.60				
	さ つ ま 町		16.82				
	旧鶴田町	52, 53, 57	16.82				
	阿 久 根 市	10～12, 21, 22, 64, 73, 76, 77, 79, 88, 117, 118	130.07				
	出 水 市		39.90				
	旧出水市	1, 26, 41～44, 131, 132, 134	38.53				
	旧高尾野町	9	1.37				
	長 島 町		680.01				
	旧東町	8, 21, 32, 42, 48, 51, 64～ 67, 69～71, 76～78	415.16				
	旧長島町	1, 5, 8, 12～15, 19～22, 25, 26	264.85				
	小 計		1,308.06				
	伊 佐 市		34.64				
	旧大口市	30, 32, 35, 39, 137	24.10				
	旧菱刈町	64, 66	10.54				
	小 計		34.64				
魚 つ き 保 安 林	計		171.72	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	薩摩川内市		138.18				
	旧川内市	112	4.13				
	旧里村	2, 3, 7～9, 14～18, 20, 26	69.95				
	旧上甕村	13, 15	4.51				
	旧下甕村	18, 19, 61, 74	46.45				
	旧鹿島村	3, 13, 14	13.14				
	出 水 市		2.84				
	旧出水市	1	2.84				
	長 島 町		30.70				
	旧東町	12, 13, 17, 20, 28, 30, 36～39, 58	30.70				
	小 計		171.72				
航 行 目 標 保 安 林	計		25.30	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	薩摩川内市		25.30				
	旧里村	21	22.76				
	旧上甕村	33	2.54				
	小 計		25.30				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
保健安全林	計		877.10	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	薩摩川内市		683.36				
	旧樋脇町	18	31.82				
	旧祁答院町	67～69, 71	71.80				
	旧里村	15, 20	0.20				
	旧上甕村	6, 10, 15	113.16				
	旧下甕村	17, 28, 38～41, 44	257.56				
	旧鹿島村	1～4, 12～14	208.82				
	さつま町		1.87				
	旧鶴田町	67	1.87				
	阿久根市	31, 35, 134	33.92				
	出水市		79.19				
	旧出水市	1～3, 160, 169, 171	79.19				
	長島町		55.50				
	旧東町	32, 42	54.63				
	旧長島町	27, 28	0.87				
	小計		853.84				
	伊佐市		23.26				
	旧大口市	83	0.57				
	旧菱刈町	21	22.69				
	小計		23.26				
風致保安林	計		1.49	土砂流出防備保安林に同じ。		左に同じ。	
	薩摩川内市		1.49				
	旧川内市	244	1.49				
	小計		1.49				
国立公園第2種特別地域	計		813.12	1 択伐法によるものにあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が、用材林にあつては当該区分の現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては当該区分の現在蓄積の60%以下であること。 (2) 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢以上であること。 ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。 (3) 公園事業に係る施設（令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区（以下「利用施設等」という。）の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われる場合にあつては、単木択伐法によるものであること。 2 皆伐法によるものにあつては、1(2)の規定の例によるほか、次に掲げる基準に適合するものであること。 (1) 1 伐区の面積が2ha以内であること。ただし、当該伐採後に当該伐区内に残される立木の樹冠の水平投影面積の総和を当該伐区の面積で除した値が10分の3を超える場合又は当該伐区が利用施設等その他の主要な公園利用地点から望見されない場合は、この限りでない。 (2) 当該伐区が、皆伐法による伐採が行われた後、更新して5年を経過していない伐区に隣接していないこと。 (3) 利用施設等の周辺（造林地、要改良林分及び薪炭林を除く。）において行われるものでないこと。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。	
	長島町		813.12				
	旧東町	1, 2, 4, 17, 19, 20, 23～29, 37～39, 44, 45	591.41				
	旧長島町	28, 29, 31, 32, 35～41	221.71				
	小計		813.12				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
国立公園第3種特別地域	計		108.32	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。		ただし、学術研究その他公益上必要と認められるもの、地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの、病虫害の防除、防災若しくは風致の維持その他森林の管理のために行われるもの、又は測量のために行われるものである場合は、左記の伐採方法の限りでない。	
	長 島 町		108.32				
	旧長島町	36～39	108.32				
	小 計		108.32				
国定公園特別保護地区	計		213.65	自然公園法第21条第3項の行為は原則として禁止する。			
	薩摩川内市		213.65				
	旧下飯村	34, 38, 39	169.19				
	旧鹿島村	9, 10, 12, 13	44.46				
	小 計		213.65				
国定公園第1種特別地域	計		1,004.08	1 単木択伐法によるものであること。 2 当該伐採が行われる森林の最小区分ごとに算定した択伐率が当該区分の現在蓄積の10%以下であること。 3 当該伐採の対象となる木竹の樹齢が標準伐期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること。 ただし、立竹の伐採にあつては、この限りでない。			
	薩摩川内市		1,004.08				
	旧里村	21, 26	52.96				
	旧上飯村	1, 2, 4, 6, 10, 15, 17, 18	321.23				
	旧下飯村	3, 4, 9, 13, 15～19, 21, 22, 28, 43, 44, 52, 53, 72, 74	618.97				
	旧鹿島村	1	10.92				
	小 計		1,004.08				
国定公園第2種特別地域	計		1,628.17	国立公園第2種特別地域に準じる。			
	薩摩川内市		1,628.17				
	旧里村	1～3, 5～10, 20, 26	300.18				
	旧上飯村	11, 14, 15, 17～19, 22, 24, 25, 28～33, 36, 47, 48	613.84				
	旧下飯村	35, 38～43, 45, 47, 48, 70, 72, 73, 75, 78, 79, 81	346.94				
	旧鹿島村	1～15	367.21				
	小 計		1,628.17				
国定公園第3種特別地域	計		2,000.65	国立公園第3種特別地域に準じる。			
	薩摩川内市		2,000.65				
	旧里村	2, 6, 7, 18	373.25				
	旧上飯村	1, 3, 5, 7, 20, 21, 24, 25, 28～34, 47, 48	429.12				
	旧下飯村	1～5, 8, 9, 12～15, 17～19, 21～23, 26, 28, 30, 34～43, 45, 50, 53, 54, 70～79, 81, 82	1,119.52				
	旧鹿島村	4～6, 14, 15	78.76				
	小 計		2,000.65				
国定公園普通地域	計		9.70	風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。			
	薩摩川内市		9.70				
	旧上飯村	44	0.58				
	旧下飯村	4, 14, 15	9.12				
	小 計		9.70				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
県立自然公園第2種特別地域	計		118.58	国立公園第2種特別地域に準じる。			
	薩摩川内市		82.58				
	旧祁答院町	68, 69	82.58				
	阿久根市	93, 134	36.00				
	小 計		118.58				
県立自然公園普通地域	計		3,301.25	風景の保護ならびに公園の利用を考慮して施業を行うものとする。			
	薩摩川内市		2,149.04				
	旧川内市	243～245, 263～268, 271, 289	384.05				
	旧入来町	8～30, 63, 85	957.16				
	旧東郷町	107, 115, 117, 118	2.15				
	旧祁答院町	17～20, 67, 69, 70～73, 78, 79	805.68				
	さ つ ま 町		822.83				
	旧宮之城町	1～7, 76	301.47				
	旧鶴田町	64～73, 78, 79, 95～98, 103	515.25				
	旧薩摩町	76	6.11				
	阿久根市	1～4, 31, 35, 47, 50, 93～97, 103, 107	149.39				
	小 計		3,121.26				
	伊佐市		179.99				
	旧大口市	31～33, 35, 108, 109, 116, 117, 125, 126, 130, 146～150, 158	179.88				
	旧菱刈町	58	0.11				
	小 計		179.99				

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
砂 防	計		3,485.45	砂防法により知事の許可が必要である。			
	薩摩川内市		1,709.75				
	旧川内市	2～9, 11, 13, 14, 19～22, 37～39, 47, 52, 53, 65～68, 73, 76, 81, 82, 84, 88～90, 94, 141, 160, 163, 168, 170, 171, 179, 180, 188, 190, 198, 199, 207, 208, 213, 214, 229, 241, 246, 248, 250, 252～254, 260, 263, 267, 269, 270, 284, 291	539.51				
	旧樋脇町	15, 16, 19, 20, 26, 29, 33, 34, 38, 44, 48～53, 55, 61, 77	122.12				
	旧入来町	1, 4～6, 8, 13, 14, 40, 41, 45, 46, 53, 54, 56, 57, 64～67, 70, 73, 83	157.36				
	旧東郷町	1, 13, 20, 25, 29, 39, 41, 42, 45, 51, 55～61, 63～67, 73, 84, 85, 88～92, 95～97, 110, 111, 113	221.26				
	旧祁答院町	1, 5, 14, 16, 27, 45, 46, 49, 58, 63, 67, 69, 70, 78～80, 86, 88	80.54				
	旧里村	10～12, 22	3.75				
	旧上甕村	3, 5～8, 16, 37～42	224.19				
	旧下甕村	6, 9～11, 20, 23～25, 28～30, 32, 34, 41, 49, 51, 53, 55, 58, 60, 62, 66, 67, 69～73, 83	346.29				
指 定 地	旧鹿島村	12	14.73				
	さ つ ま 町		533.02				
	旧宮之城町	11, 14, 18, 19, 26, 34, 50, 55, 58～62, 64, 65, 68, 69, 71, 72, 74～78, 84～86, 88, 90, 91, 95, 98, 104～106, 110, 122～129, 134, 145, 147, 149, 155～157, 170, 171	388.28				
	旧鶴田町	4, 5, 15, 17, 31, 33, 38, 49, 54, 58, 65	46.93				
	旧薩摩町	9, 16, 27, 29, 32, 35, 36, 43, 45～49, 54, 69, 70, 72	97.81				
	阿 久 根 市		13～21, 60, 61, 67, 81, 111, 119, 120, 135	240.85			
	出 水 市		366.48				
	旧出水市	1, 6～13, 18, 37～39, 42～45, 50～52, 58～60, 65, 80, 84, 91, 130, 131, 175, 176, 179	309.13				
	旧高尾野町	13, 21～23, 25～30	57.35				
	長 島 町		371.14				
旧東町	1～3, 6～10, 12, 13, 17, 18, 21, 23, 40, 47, 49, 61, 63, 64, 66, 71	242.32					
旧長島町	3～6, 8, 10～15, 19, 31	128.82					
小 計		3,221.24					
伊 佐 市		264.21					
旧大口市	2, 3, 8, 13, 23, 25, 28, 30, 32, 35, 42, 44, 46, 47, 49～51, 58, 60, 76～78, 88, 143, 158	148.78					
旧菱刈町	19, 30, 69～71, 76～79, 81	115.43					
小 計		264.21					

種類	森 林 の 所 在		面積	施 業 方 法		備考	
	市 町 村	区 域 (林 班)		伐 採 方 法			そ の 他
				方 法	限 度		
急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域	計		233.44	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により知事の許可が必要である。			
	薩摩川内市		73.95				
	旧川内市	64, 65, 127, 201, 202, 232, 233	8.26				
	旧入来町	13, 30	7.05				
	旧祁答院町	10, 27, 32, 35, 49, 55, 59, 63, 67, 90	17.70				
	旧里村	10	1.59				
	旧上甕村	5, 7, 16, 18, 19, 28, 30, 35, 37, 42, 44～46	35.77				
	旧下甕村	28, 41, 42, 82	3.42				
	旧鹿島村	12	0.16				
	さつま町		64.82				
	旧宮之城町	14, 16, 24, 26, 33, 34, 50, 70, 85, 95, 106, 111, 112, 131～133, 148, 152, 154, 168	48.22				
	旧鶴田町	11, 26, 57, 96	7.57				
	旧薩摩町	2, 44	9.03				
	阿久根市	2, 4, 31, 60, 67, 79, 93, 108, 109, 111, 112, 123, 125, 132	32.75				
	出水市		7.75				
	旧出水市	1, 3, 25, 26, 70, 180	5.32				
	旧野田町	4	1.55				
	旧高尾野町	26, 27, 30	0.88				
	長島町		36.09				
	旧東町	1, 6, 7, 20, 22, 24, 26, 27, 29, 36, 40, 41, 43, 47, 54, 62, 73	31.14				
	旧長島町	4, 16, 27, 29	4.95				
	小 計		215.36				
	伊佐市		18.08				
	旧大口市	82, 83	3.51				
	旧菱刈町	8, 37, 43, 52, 56, 80	14.57				
	小 計		18.08				

(注) 1 面積は兼種保安林を含む面積である。
2 四捨五入の関係で小計及び計と内訳の計は一致しない場合がある。

2 その他必要な事項

特になし

(附) 参 考 資 料

1 森林計画区の概要

(1) 市町村別土地面積及び森林面積

単位 面積：ha 比率：%

区 分		区 域 面 積 ①	森 林 面 積			森 林 率 ②/①×100
			②総 数	国 有 林	民 有 林	
総 数		195,983	133,022	(122) 32,685	100,337	68
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	68,292	47,035	(121) 3,981	43,054	69
	さつま町	30,390	21,422	(0) 5,696	15,726	70
	阿久根市	13,428	8,160	(0) 1,448	6,713	61
	出水市	32,998	21,305	8,673	12,632	65
	長島町	11,619	7,292	(0) 0	7,292	63
	小計	156,727	105,215	(121) 19,799	85,417	67
地 始 域 域 振 振 興 興 局 局 伊 伊 佐 佐	伊佐市	39,256	27,806	(0) 12,886	14,920	71
	小計	39,256	27,806	(0) 12,886	14,920	71

(注) 1 森林面積は、森林法第2条で定義された森林の面積である。

2 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

3 国有林の()は、その他省庁所管で、内数。

資料：区域面積 令和4年鹿児島県統計年鑑(令和5年12月刊行)

民有林 森林経営課(令和6年度森林計画調査結果)

国有林 林野庁所管(官行造林含む)：九州森林管理局(令和6年度森林計画調査結果)

その他省庁所管：森林経営課調べ(令和5年3月31日現在)

(2) 地況

ア 気候

観測地	気 温 (℃)			年間降水量 (mm)	主 風 の方向
	最 高	最 低	年平均		
川 内	36.2	-2.8	17.9	2,239	南東
中 甕	36.2	-1.1	19.2	2,211	東南東
阿久根市	35.9	-2.9	18.3	2,154	西北西
さつま柏原	36.0	-5.4	16.8	2,298	北西
大 口	35.9	-6.3	16.4	2,632	東南東

資料：気象庁 気象データ (令和5年)

イ 地勢

I 計画の大綱

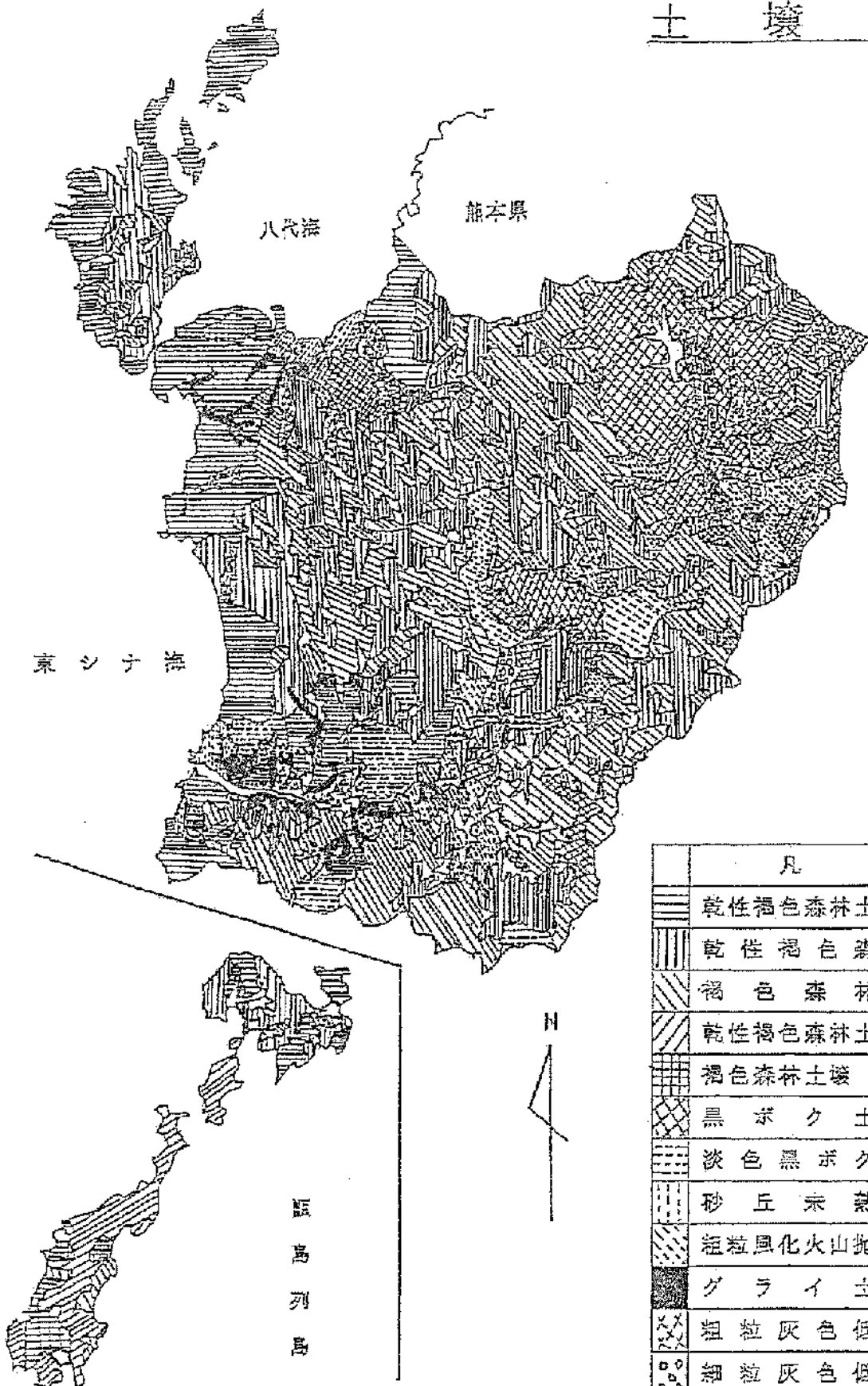
1 自然的、社会的経済的背景の位置付け

(2) 自然的背景 イ 地勢 と同じ

ウ 地質、土壌等

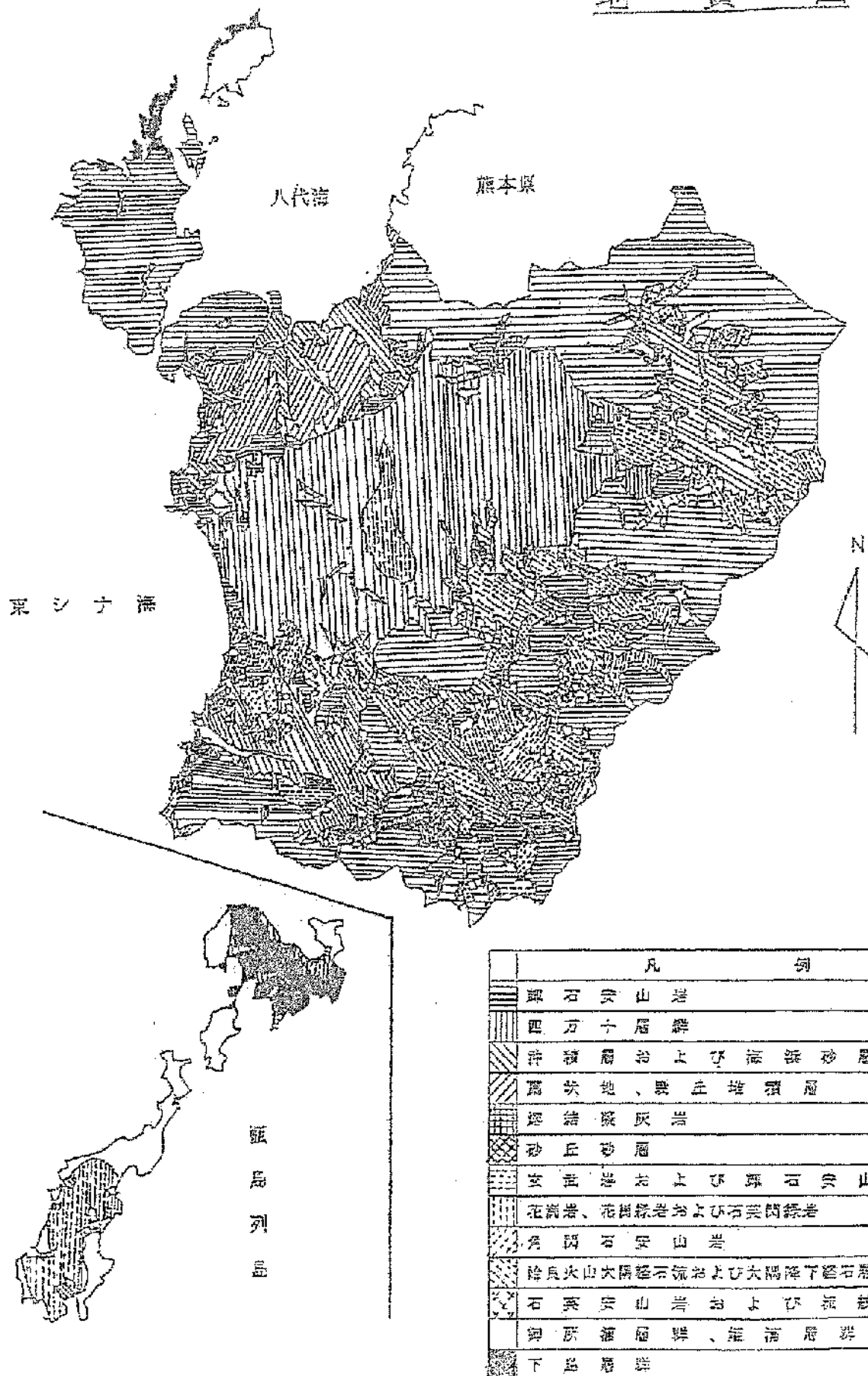
次頁に掲載

土 壤 図



凡	例
	乾性褐色森林土壌 (赤褐色系)
	乾性褐色森林土壌
	褐色森林土壌
	乾性褐色森林土壌 (黄褐色系)
	褐色森林土壌 (黄褐色系)
	黒ボク土壌
	淡色黒ボク土壌
	砂丘未熟土壌
	粗粒風化火山堆物未熟土壌
	グライ土壌
	粗粒灰色低地土壌
	細粒灰色低地土壌
	粗粒グライ土壌
	黄色土壌
	灰色低地土壌

地 質 図



(3) 土地利用の現況

単位：ha

区 分		区域面積	森 林	農 地			そ の 他	
				総 数	うち田	うち畑	総 数	うち宅地
総 数		195,983	133,022	12,527	8,497	4,029	50,434	6,763
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	68,292	47,035	2,173	1,714	458	19,084	2,399
	さつま町	30,390	21,422	2,217	1,572	645	6,751	805
	阿久根市	13,428	8,160	512	185	327	4,756	600
	出水市	32,998	21,305	3,088	1,824	1,264	8,605	1,543
	長島町	11,619	7,292	1,072	163	909	3,255	355
	小 計	156,727	105,215	9,062	5,458	3,603	42,450	5,702
地始 域良 振・ 興伊 局佐	伊佐市	39,256	27,806	3,465	3,039	426	7,985	1,061
	小 計	39,256	27,806	3,465	3,039	426	7,985	1,061

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料 森林：森林経営課

農地：2020年世界農林業センサス(令和3年12月)

区域面積・宅地：令和4年鹿児島県統計年鑑(令和5年12月刊行)

(4) 産業別生産額

単位：百万円

区 分		総 数	第 1 次 産 業				第2次 産 業	第3次 産 業
			計	農業	林業	水産業		
総 数		937,049	49,707	38,737	2,856	8,116	301,083	586,259
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	477,902	9,201	6,039	852	2,311	170,183	298,518
	さつま町	78,571	6,385	5,751	515	119	22,360	49,826
	阿久根市	62,872	2,655	2,267	151	238	12,841	47,376
	出水市	172,121	12,854	12,030	292	531	42,611	116,656
	長島町	37,218	11,274	6,283	85	4,907	7,266	18,678
	小 計	828,684	42,369	32,370	1,895	8,106	255,261	531,054
地 域 振 興 局 伊 佐	伊佐市	108,365	7,338	6,367	961	10	45,822	55,205
	小 計	108,365	7,338	6,367	961	10	45,822	55,205

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。
資料：令和3年度市町村民所得推計報告書(令和6年5月)

(5) 産業別就業者数

単位：人

区 分		総 数	第 1 次 産 業				第2次 産 業	第3次 産 業
			計	農業	林業	水産業		
総 数		110,874	12,644	10,728	534	1,382	29,878	68,352
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	46,402	2,468	2,050	115	303	13,248	30,686
	さつま町	10,833	1,737	1,633	96	8	3,357	5,739
	阿久根市	9,389	1,191	940	29	222	2,378	5,820
	出水市	26,409	3,095	2,859	126	110	6,863	16,451
	長島町	5,371	1,991	1,238	20	733	952	2,428
	小 計	98,404	10,482	8,720	386	1,376	26,798	61,124
地 域 振 興 局 伊 佐	伊佐市	12,470	2,162	2,008	148	6	3,080	7,228
	小 計	12,470	2,162	2,008	148	6	3,080	7,228

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。
資料：令和3年度市町村民所得推計報告書(令和6年5月)

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

(2) 区分				総数			齢級1			齢級2			齢級3			齢級4			
				面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	
人	育	成	針	す ぎ	21,180.07	12,030,586	187,694	433.01			528.59		12,863	53.06	7,490	573	138.67	29,151	1,570
			葉	ひ の き	27,318.33	10,566,290	168,403	40.20			55.89		1,064	14.62	1,410	102	111.64	13,976	817
			樹	ま つ	458.21	119,896	441										0.99	109	6
			樹	そ の 他 針	58.85	9,091	270	1.48			3.61						0.08	7	
			樹	針 計	49,015.46	22,725,863	356,808	474.69			588.09		13,927	67.68	8,900	675	251.38	43,243	2,393
		単	広	く す	21.65	2,575	61						0.07	2		3.78	306	19	
			葉	く め ぎ	1,403.60	179,737	1,857	13.29		61	34.15	573	126	25.06	1,225	163	41.55	3,300	235
			樹	い じ ゅ	0.08	11													
			樹	も く ま お	0.98	133	1												
			樹	そ の 他 広	266.83	30,655	601	7.72			6.78	116	30	0.85	42	5	14.79	1,208	84
			樹	広 計	1,693.14	213,111	2,520	21.01		61	40.93	689	156	25.98	1,269	168	60.12	4,814	338
	工	成	育 成 単 層 林 計		50,708.60	22,938,974	359,328	495.70		61	629.01	689	14,083	93.66	10,169	843	311.49	48,057	2,731
			針	す ぎ	23.89	3,809	112				1.28						0.25	15	1
			葉	ひ の き	19.33	6,921	93												
			樹	ま つ	16.73	1,270	41												
			樹	針 計	29.30	7,403	102												
		復	広	く す	40.94	5,103	154				1.28						0.25	15	1
			葉	く め ぎ	48.63	14,324	195												
			樹	い じ ゅ															
			樹	も く ま お															
			樹	そ の 他 広	5.85	264	4												
天	育	成	針	ま つ	7.05	347	6												
			葉	ひ の き	0.08	6													
			樹	針 計	47.99	5,450	160				1.28						0.25	15	1
		単	広	く す	48.71	14,330	195												
			葉	く め ぎ	1.20	83	2												
			樹	い じ ゅ															
			樹	も く ま お															
			樹	そ の 他 広	0.72	17	1												
			樹	広 計	165.36	23,462	36												
			育 成 複 層 林 計		0.72	17	1												
	林	成	針	ま つ	165.36	23,462	36												
			葉	そ の 他 針															
			樹	針 計															
		復	広	く す															
			葉	く め ぎ															
			樹	い じ ゅ															
			樹	も く ま お															
			樹	そ の 他 広	0.72	17	1												
			樹	広 計	165.36	23,462	36												
			育 成 複 層 林 計		0.72	17	1												
天	成	針	ま つ	78.96	19,288	57							0.93	64	6	0.35	25	2	
		葉	そ の 他 針																
		樹	針 計	78.96	19,288	57							0.93	64	6	0.35	25	2	
	単	広	く す	2.77	413														
		葉	く め ぎ	10.28	1,283	18				1.13	22	5							
		樹	い じ ゅ																
		樹	も く ま お																
		樹	そ の 他 広	38,893.77	5,249,176	14,311	13.79		33	451.21	7,987	2,019	471.99	21,569	2,886	475.86	37,597	2,713	
		樹	広 計	38,975.79	5,250,872	14,329	13.79		33	452.34	8,009	2,024	471.99	21,569	2,886	475.86	37,597	2,713	
		天 然 生 林 計		38,975.79	5,250,872	14,329	13.79		33	452.34	8,009	2,024	472.92	21,633	2,892	476.21	37,622	2,715	
林	成	針	ま つ	0.72	17	1													
		葉	そ の 他 針																
		樹	針 計																
	復	広	く す																
		葉	く め ぎ																
		樹	い じ ゅ																
		樹	も く ま お																
		樹	そ の 他 広																
		樹	広 計																
		天 然 生 林 計																	
未	成	針	ま つ	7,174.08	3,115,686														
		葉	そ の 他 針																
		樹	針 計																
	復	広	く す																
		葉	く め ぎ																
		樹	い じ ゅ																
		樹	も く ま お																
		樹	そ の 他 広																
		樹	広 計																
		天 然 生 林 計																	
更	成	針	ま つ																
		葉	そ の 他 針																
		樹	針 計																
	復	広	く す																
		葉	く め ぎ																
		樹	い じ ゅ																
		樹	も く ま お																
		樹	そ の 他 広																
		樹	広 計																
		天 然 生 林 計																	
新	成	針	ま つ																
		葉	そ の 他 針																
		樹	針 計																
	復	広	く す																
		葉	く め ぎ																
		樹	い じ ゅ																
		樹	も く ま お																
		樹	そ の 他 広																
		樹	広 計																
		天 然 生 林 計																	
困	成	針	ま つ																
		葉	そ の 他 針																
		樹	針 計																
	復	広	く す																
		葉	く め ぎ																
		樹	い じ ゅ																
		樹	も く ま お																
		樹	そ の 他 広																
		樹	広 計																
		天 然 生 林 計																	
難	成	針	ま つ																
		葉	そ の 他 針																
		樹	針 計																
	復	広	く す																
		葉	く め ぎ																
		樹	い じ ゅ																
		樹	も く ま お																
		樹	そ の 他 広																
		樹	広 計																
		天 然 生 林 計																	
地	成	針	ま つ																
		葉	そ の 他 針																
		樹	針 計																
	復	広	く す																
		葉	く め ぎ																
		樹	い じ ゅ																
		樹	も く ま お																
		樹	そ の 他 広																
		樹	広 計																
		天 然 生 林 計																	
等	成	針	ま つ																
		葉	そ の 他 針																
		樹	針 計																
	復	広	く す																
		葉	く め ぎ																
		樹	い じ ゅ																
		樹	も く ま お																
		樹	そ の 他 広																
		樹	広 計																
		天 然 生 林 計																	
再	成	針	ま つ																

單位 面積:ha, 材積:m3, 竹:束, 生長量:m3																	
齡級5			齡級6			齡級7			齡級8			齡級9			齡級10		
面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
211.24	55,500	2,370	310.45	97,351	3,457	451.56	168,963	4,904	828.87	352,364	8,831	1,832.61	874,448	18,437	2,616.69	1,373,204	25,588
124.02	19,412	862	320.63	63,082	2,276	473.65	110,685	3,467	618.55	165,158	4,303	1,209.57	366,874	8,383	3,194.20	1,079,220	20,452
3.51	452	20	2.86	461	17	1.83	337	9	2.34	479	10	2.37	534	10	15.48	3,919	47
15.16	2,026	82	20.06	3,090	114	11.67	2,095	59	0.20	37		0.76	179	2	1.18	296	4
353.94	77,390	3,334	653.99	163,984	5,864	938.71	282,080	8,439	1,449.96	518,038	13,144	3,045.32	1,242,035	26,832	5,827.53	2,456,639	46,091
8.14	918	39	1.15	142	3	0.05	6		1.11	157					0.05	7	
88.29	9,405	388	182.13	22,561	445	218.01	29,399	211	401.72	56,102	156	161.54	22,571	42	59.37	8,445	7
0.08	8					0.79	108	1	0.11	17							
65.85	6,916	303	62.37	7,300	151	14.99	1,979	14	18.93	2,565	8	16.43	2,296	1	2.98	419	
162.36	17,247	730	245.66	30,003	599	233.84	31,492	226	421.87	58,841	164	177.97	24,867	43	62.40	8,871	7
516.30	94,637	4,064	899.64	193,987	6,463	1,172.55	313,572	8,665	1,871.83	576,879	13,308	3,223.28	1,266,902	26,875	5,889.93	2,465,510	46,098
1.38	307	12	8.52	1,138	40	10.32	1,938	50	0.70	165	5				1.69	261	5
2.38	164	6	4.50	340	13	4.07	403	12	5.77	363	10	0.17	58	1	1.49	347	6
												1.22	273	6	1.55	302	6
			0.33	24	1												
3.76	471	18	13.35	1,502	54	14.39	2,341	62	6.47	528	15	1.39	331	7	1.69	261	5
															3.04	649	12
0.76	60	2	0.44	23													
0.11	7		4.05	167	4	1.61	84		0.08	6							
0.87	67	2	4.49	190	4	1.61	84		0.08	6							
4.63	538	20	17.84	1,692	58	16.00	2,425	62	6.55	534	15				1.69	261	5
4.63	538	20	17.84	1,692	58	16.00	2,425	62	6.55	534	15	1.39	331	7	3.04	649	12
516.30	94,637	4,064	899.64	193,987	6,463	1,172.55	313,572	8,665	1,871.83	576,879	13,308	3,224.67	1,267,233	26,882	5,892.97	2,466,159	46,110
						0.43	57		3.53	498		1.72	239		2.70	389	
						0.43	57		3.53	498		1.72	239		2.70	389	
						0.43	57		3.53	498		1.72	239		2.70	389	
0.72	17	1	0.13	16		4.88	672	5	15.70	2,226	6	12.20	1,655	5	8.51	1,184	2
0.72	17	1	0.13	16		4.88	672	5	15.70	2,226	6	12.20	1,655	5	8.51	1,184	2
0.72	17	1	0.13	16		4.88	672	5	15.70	2,226	6	12.20	1,655	5	8.51	1,184	2
			0.03	4		3.21	613	14	5.07	959	17	0.91	205	3	2.00	506	2
			0.03	4		3.21	613	14	5.07	959	17	0.91	205	3	2.00	506	2
1.98	228	10	0.39	51	1	0.64	89	1	1.08	154		2.00	290	1	0.57	83	
524.30	57,543	2,173	390.32	48,540	825	761.41	100,656	542	1,145.44	157,118	417	1,967.93	264,637	570	1,668.74	232,200	59
526.28	57,771	2,183	390.71	48,591	826	762.05	100,745	543	1,146.52	157,272	417	1,969.93	264,927	571	1,669.31	232,283	59
526.28	57,771	2,183	390.73	48,595	826	765.26	101,358	557	1,151.59	158,231	434	1,970.84	265,132	574	1,671.32	232,789	61
0.72	17	1															
526.28	57,771	2,183	390.86	48,611	826	770.57	102,087	562	1,170.82	160,955	440	1,984.76	267,026	579	1,682.53	234,362	63
5.35	555	21	17.84	1,692	58	16.00	2,425	62	6.55	534	15				1.69	261	5
1,042.58	152,408	6,247	1,290.51	242,598	7,289	1,943.11	415,659	9,227	3,042.65	737,834	13,748	5,209.43	1,534,259	27,461	7,575.50	2,700,521	46,173
			0.99	60	2												
0.08	8					0.27	32		3.48	421	1	0.95	118		0.92	115	
												0.52	65				

2 森林の現況

(1) 齢級別森林資源表

(2) 区分				齢級11			齢級12			齢級13			齢級14			齢級15				
				面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量		
人	育	針	す ぎ	3,258.99	1,869,220	29,401	2,971.54	1,833,069	24,528	2,453.49	1,621,732	20,006	2,721.07	1,909,248	20,034	1,344.16	989,954	9,426		
			ひ の き	5,954.01	2,205,959	38,019	6,254.11	2,500,148	38,016	4,688.91	2,021,033	27,700	3,040.53	1,396,532	16,942	789.57	383,316	4,133		
			ま つ	31.04	8,148	62	77.72	20,886	131	142.41	37,408	101	134.52	34,922	28	38.96	11,172			
			そ の 他 針	1.42	385	4	0.19	54	1	2.29	687	4				0.04	12			
			針 計	9,245.45	4,083,712	67,486	9,303.55	4,354,157	62,676	7,287.10	3,680,860	47,811	5,896.12	3,340,702	37,004	2,172.73	1,384,454	13,559		
		広	く す	1.04	143								0.13	19						
			く め ぎ	57.90	8,415	8	44.04	6,448	1	45.43	6,686	14	18.62	2,753		3.62	531			
			い じ ゅ				0.07	10					0.01	1						
			も く ま お																	
			そ の 他 広	5.97	845		7.36	1,040	3	15.30	2,216	2	8.30	1,185		7.86	1,120			
			広 計	64.91	9,403	8	51.47	7,498	4	60.72	8,902	16	27.05	3,958		11.47	1,651			
		育 成 単 層 林 計			9,310.36	4,093,115	67,494	9,355.02	4,361,655	62,680	7,347.82	3,689,762	47,827	5,923.17	3,344,660	37,004	2,184.20	1,386,105	13,559	
	成	針	す ぎ	2.74	1,126	17	10.26	3,754	50	1.13	456	6	0.98	372	4	2.32	793	8		
			ひ の き	3.83	858	15	9.89	2,774	40	4.34	797	11	7.06	1,846	20					
			ま つ																	
			そ の 他 針																	
			針 計	6.57	1,984	32	20.15	6,528	90	5.47	1,253	17	8.04	2,218	24	2.32	793	8		
		広	く す																	
			く め ぎ																	
			い じ ゅ																	
			も く ま お																	
			そ の 他 広				0.08	6												
			広 計				0.08	6												
		育 成 複 層 林 計			6.57	1,984	32	20.23	6,534	90	5.47	1,253	17	8.04	2,218	24	2.32	793	8	
		人 工 林 計			9,316.93	4,095,099	67,526	9,375.25	4,368,189	62,770	7,353.29	3,691,015	47,844	5,931.21	3,346,878	37,028	2,186.52	1,386,898	13,567	
		天	成	針	ま つ															
					そ の 他 針															
針 計																				
広	く す																			
	く め ぎ			0.76	106		2.67	393		1.44	209		0.05	7		0.68	97			
	い じ ゅ																			
	も く ま お																			
	そ の 他 広																			
	広 計			0.76	106		2.67	393		1.44	209		0.05	7		0.68	97			
育 成 単 層 林 計				0.76	106		2.67	393		1.44	209		0.05	7		0.68	97			
復	針			ま つ																
			そ の 他 針																	
			針 計																	
			広	く す																
	く め ぎ																			
	い じ ゅ																			
	も く ま お																			
	そ の 他 広			14.80	2,138	2	44.34	6,480	10	24.05	3,412	6	10.79	1,486		21.00	2,957			
	広 計			14.80	2,138	2	44.34	6,480	10	24.05	3,412	6	10.79	1,486		21.00	2,957			
	育 成 複 層 林 計			14.80	2,138	2	44.34	6,480	10	24.05	3,412	6	10.79	1,486		21.00	2,957			
	天		針	ま つ	2.67	620		5.80	1,443	3	8.35	2,128	10	3.66	870		12.41	2,917		
そ の 他 針																				
針 計		2.67		620		5.80	1,443	3	8.35	2,128	10	3.66	870		12.41	2,917				
広		く す																		
		く め ぎ	0.55	80		0.81	120		0.07	10		0.75	111							
		い じ ゅ																		
		も く ま お																		
		そ の 他 広	3,029.73	418,714	285	4,804.60	673,401	458	6,210.24	870,138	1,331	6,414.64	896,149		4,542.28	636,318				
		広 計	3,030.28	418,794	285	4,805.41	673,521	458	6,210.31	870,148	1,331	6,415.39	896,260		4,542.28	636,318				
天 然 生 林 計			3,032.95	419,414	285	4,811.21	674,964	461	6,218.66	872,276	1,341	6,419.05	897,130		4,554.68	639,235				
天 然 林 計			3,048.51	421,658	287	4,858.22	681,837	471	6,244.15	875,897	1,347	6,429.89	898,623		4,576.36	642,289				
竹 林																				
未 立 木 地 等																				
更 新 困 難 地																				
合 計			12,365.44	4,516,757	67,813	14,233.47	5,050,026	63,241	13,597.44	4,566,912	49,191	12,361.10	4,245,501	37,028	6,762.89	2,029,187	13,567			
再掲特殊樹林	つ ば き			4.48	561	1	8.26	1,040		3.47	443		12.69	1,614		3.86	489			
	し ゃ り ん ば い			0.09	12		0.19	24		0.11	14					0.02	3			

(注) 1 表中の上段は複層林の下層を示す。

2 四捨五入の関係で計及び合計と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:森林経営課

單位 面積:ha, 材積:m3, 竹:束, 生長量:m3																	
齡級16			齡級17			齡級18			齡級19			齡級20			齡級21以上		
面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量	面積	蓄積	成長量
370.50	286,564	2,408	230.23	186,433	1,323	139.00	116,892	754	94.70	82,634	450	71.69	64,348	328	119.97	112,021	443
108.32	55,811	522	122.00	66,051	559	65.51	37,126	258	43.46	25,667	171	63.62	38,696	268	25.32	16,134	89
4.01	1,015		0.18	52								0.01	2				
						0.71	220		0.01	3							
482.83	343,390	2,930	352.40	252,536	1,882	205.22	154,238	1,012	138.17	108,304	621	135.31	103,046	596	145.29	128,155	532
			0.31	46		0.04	5		1.67	212		3.14	469		0.96	143	
1.75	260		6.79	1,008		0.37	55										
0.57	85		1.45	194		7.69	1,046		0.65	83							
2.32	345		8.55	1,248		8.10	1,106		2.32	295		3.14	469		0.96	143	
485.15	343,735	2,930	360.95	253,784	1,882	213.32	155,344	1,012	140.49	108,599	621	138.46	103,515	596	146.25	128,298	532
0.68	205	2										0.55	264	2	0.17	84	
0.68	205	2										0.55	264	2	0.17	84	
0.68	205	2										0.55	264	2	0.17	84	
485.83	343,940	2,932	360.95	253,784	1,882	213.32	155,344	1,012	140.49	108,599	621	139.01	103,779	598	146.42	128,382	532
0.04	6																
0.04	6																
0.04	6																
5.44	713		0.67	100		2.24	334								0.60	89	
5.44	713		0.67	100		2.24	334								0.60	89	
5.44	713		0.67	100		2.24	334								0.60	89	
1.70	438		1.55	364		8.39	1,971					4.61	1,084		17.33	5,077	
1.70	438		1.55	364		8.39	1,971					4.61	1,084		17.33	5,077	
															2.77	413	
0.25	37								0.06	8							
2,697.91	374,133		1,750.78	241,730		798.72	108,518		431.01	58,365		182.21	24,078		150.66	19,785	
2,698.16	374,170		1,750.78	241,730		798.72	108,518		431.07	58,373		182.21	24,078		153.44	20,198	
2,699.86	374,608		1,752.33	242,094		807.11	110,489		431.07	58,373		186.83	25,162		170.77	25,275	
2,705.34	375,327		1,753.01	242,194		809.35	110,823		431.07	58,373		186.83	25,162		171.37	25,364	
3,191.17	719,267	2,932	2,113.96	495,978	1,882	1,022.67	266,167	1,012	571.56	166,972	621	325.83	128,941	598	317.79	153,746	532
1.65	211		5.62	715		4.16	530		2.34	297		1.25	159		0.06	8	
			0.23	29													

(2) 制限林普通林別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	100,333	89,917	49,143	40,774	50,757	49,064	1,693	50,709	49,015	1,693	49	49	0
	材 積	28,249	28,249	22,759	5,490	22,953	22,740	213	22,939	22,726	213	14	14	0
	成長量	374	374	357	17	360	357	3	359	357	3	0	0	0
普通林	面 積	71,607	62,852	33,896	28,956	35,055	33,865	1,191	35,018	33,828	1,191	37	37	0
	材 積	19,973	19,973	16,037	3,936	16,179	16,029	150	16,169	16,019	150	11	11	0
	成長量	261	261	248	13	250	248	2	249	248	2	0	0	-
制限林	面 積	28,727	27,065	15,247	11,818	15,702	15,199	502	15,690	15,188	502	12	12	-
	材 積	8,276	8,276	6,723	1,553	6,774	6,711	63	6,770	6,707	63	4	4	-
	成長量	113	113	109	4	110	109	1	110	109	1	0	0	-

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困難地
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
39,159	79	39,080	18	0	18	165	0	165	38,976	79	38,897	7,174	3,157	2,020	1,137	85
5,296	19	5,276	2	0	2	23	0	23	5,270	19	5,251	3,116	-	-	-	-
14	0	14	0	0	0	0	0	0	14	0	14	-	-	-	-	-
27,796	31	27,765	16	-	16	116	-	116	27,665	31	27,633	6,229	2,472	1,674	798	54
3,794	7	3,787	2	-	2	17	-	17	3,775	7	3,768	2,715	-	-	-	-
11	0	11	0	-	0	0	-	0	11	0	11	-	-	-	-	-
11,363	48	11,315	2	-	2	50	-	50	11,311	48	11,263	945	685	346	339	32
1,502	12	1,490	0	-	0	7	-	7	1,495	12	1,483	401	-	-	-	-
3	0	3	0	-	-	0	-	0	3	0	3	-	-	-	-	-

(3) 市町村別森林資源表

区 分			総 数	立 木 地											
				総 数			人 工 林								
							総 数			育成単層林			育成複層林		
				総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数		面 積	100,333	89,917	49,143	40,774	50,757	49,064	1,693	50,709	49,015	1,693	49	49	0
北 薩 地 域 振 興 局	薩摩川内市	材 積	28,249	28,249	22,759	5,490	22,953	22,740	213	22,939	22,726	213	14	14	0
		面 積	43,051	39,456	17,568	21,888	18,156	17,514	641	18,120	17,479	641	36	36	-
	旧川内市	材 積	11,590	11,590	8,657	2,933	8,730	8,645	85	8,719	8,634	85	11	11	-
		面 積	15,428	14,137	7,318	6,819	7,637	7,312	324	7,624	7,299	324	13	13	-
	旧樋脇町	材 積	4,537	4,537	3,578	959	3,620	3,577	43	3,616	3,573	43	4	4	-
		面 積	3,638	3,318	1,830	1,487	1,936	1,830	106	1,936	1,830	106	1	1	-
	旧入来町	材 積	1,157	1,157	942	215	956	942	14	956	942	14	0	0	-
		面 積	3,923	3,349	1,813	1,536	1,872	1,813	58	1,872	1,813	58	0	-	-
	旧東郷町	材 積	1,105	1,105	885	220	892	885	8	892	885	8	0	-	-
		面 積	5,700	5,162	3,308	1,854	3,368	3,308	60	3,352	3,293	60	16	16	-
	旧祁答院町	材 積	1,910	1,910	1,650	260	1,658	1,650	8	1,653	1,645	8	5	5	-
		面 積	4,744	4,174	2,790	1,384	2,859	2,790	69	2,853	2,783	69	6	6	-
	旧里村	材 積	1,539	1,539	1,351	187	1,360	1,351	9	1,358	1,349	9	2	2	-
		面 積	1,226	1,179	115	1,064	106	106	0	106	106	-	0	-	-
	旧上甑村	材 積	194	194	60	134	58	58	0	58	58	-	0	-	-
		面 積	3,016	2,865	110	2,754	117	109	7	117	109	7	0	-	-
	旧下甑村	材 積	367	367	40	326	41	40	1	41	40	1	0	-	-
		面 積	4,782	4,687	256	4,431	231	219	13	231	219	13	0	-	-
	旧鹿島村	材 積	705	705	145	560	137	136	2	137	136	2	0	-	-
		面 積	594	586	27	559	30	26	4	30	26	4	0	-	-
	さつま町	材 積	78	78	7	71	7	7	0	7	7	0	0	-	-
		面 積	15,726	12,718	7,385	5,333	7,705	7,378	327	7,705	7,378	327	0	-	-
	旧宮之城町	材 積	4,255	4,255	3,502	753	3,544	3,500	44	3,544	3,500	44	0	-	-
		面 積	7,781	6,403	4,026	2,377	4,213	4,019	194	4,213	4,019	194	0	-	-
	旧鶴田町	材 積	2,301	2,301	1,962	340	1,986	1,960	26	1,986	1,960	26	0	-	-
		面 積	3,969	3,309	1,854	1,455	1,910	1,854	56	1,910	1,854	56	0	-	-
	旧薩摩町	材 積	1,070	1,070	865	205	873	865	8	873	865	8	0	-	-
		面 積	3,975	3,007	1,505	1,502	1,582	1,505	77	1,582	1,505	77	0	-	-
	阿久根市	材 積	884	884	676	209	686	676	10	686	676	10	0	-	-
		面 積	6,713	5,627	3,262	2,365	3,351	3,244	107	3,351	3,244	107	0	-	-
	出水市	材 積	1,812	1,812	1,478	334	1,486	1,472	13	1,486	1,472	13	0	-	-
		面 積	12,632	11,464	7,995	3,469	8,247	7,995	252	8,239	7,987	252	8	8	0
	旧出水市	材 積	4,236	4,236	3,750	486	3,781	3,750	31	3,779	3,748	31	2	2	0
		面 積	9,457	8,663	5,982	2,681	6,128	5,982	146	6,124	5,978	146	4	4	0
旧野田町	材 積	3,237	3,237	2,859	378	2,877	2,859	18	2,876	2,858	18	1	1	0	
	面 積	1,087	914	637	276	666	637	29	666	637	29	0	-	-	
旧高尾野町	材 積	325	325	287	38	291	287	4	291	287	4	0	-	-	
	面 積	2,089	1,887	1,376	511	1,453	1,376	77	1,449	1,372	77	4	4	-	
長島町	材 積	674	674	603	71	613	603	10	612	603	10	1	1	-	
	面 積	7,292	6,834	2,929	3,905	3,066	2,929	137	3,066	2,929	137	0	-	-	
旧東町	材 積	1,900	1,900	1,413	486	1,428	1,413	15	1,428	1,413	15	0	-	-	
	面 積	4,553	4,299	1,872	2,428	1,944	1,872	72	1,944	1,872	72	0	-	-	
旧長島町	材 積	1,185	1,185	883	302	890	883	8	890	883	8	0	-	-	
	面 積	2,739	2,535	1,057	1,478	1,122	1,057	65	1,122	1,057	65	0	-	-	
地始 域良 振・ 興伊 局佐	伊佐市	材 積	715	715	531	184	538	531	7	538	531	7	0	-	-
		面 積	14,920	13,818	10,004	3,813	10,233	10,004	229	10,228	9,999	229	5	5	-
	旧大口市	材 積	4,456	4,456	3,959	497	3,984	3,959	25	3,982	3,957	25	2	2	-
		面 積	10,621	9,790	6,897	2,894	7,051	6,897	155	7,046	6,891	155	5	5	-
	旧菱刈町	材 積	3,090	3,090	2,713	377	2,730	2,713	17	2,729	2,712	17	2	2	-
		面 積	4,299	4,027	3,108	920	3,182	3,108	74	3,182	3,108	74	0	-	-

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料：森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立 木 地												竹 林	無立木地			更 新 困難地
天 然 林													総 数	伐採 跡地	未立 木地	
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林							
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広					
39,159	79	39,080	18	-	18	165	-	165	38,976	79	38,897	7,174	3,157	2,020	1,137	85
5,296	19	5,276	2	-	2	23	-	23	5,270	19	5,251	3,116	-	-	-	-
21,300	53	21,247	12	-	12	150	-	150	21,139	53	21,085	2,207	1,324	737	587	64
2,860	12	2,848	1	-	1	21	-	21	2,838	12	2,825	889	-	-	-	-
6,500	6	6,495	8	-	8	80	-	80	6,412	6	6,406	800	473	272	201	17
918	1	916	1	-	1	12	-	12	905	1	904	305	-	-	-	-
1,381	0	1,381	1	-	1	1	-	1	1,379	-	1,379	197	122	72	50	1
200	0	200	0	-	0	0	-	0	200	-	200	72	-	-	-	-
1,478	0	1,478	0	-	0	0	-	-	1,477	-	1,477	359	215	186	29	-
213	0	213	0	-	0	0	-	-	213	-	213	153	-	-	-	-
1,794	0	1,794	2	-	2	12	-	12	1,780	-	1,780	374	159	53	106	5
252	0	252	0	-	0	2	-	2	250	-	250	177	-	-	-	-
1,315	0	1,315	0	-	0	23	-	23	1,291	-	1,291	380	189	151	38	0
179	0	179	0	-	0	3	-	3	175	-	175	166	-	-	-	-
1,072	9	1,064	0	-	-	0	-	-	1,072	9	1,064	12	29	1	27	7
136	2	134	0	-	-	0	-	-	136	2	134	3	-	-	-	-
2,748	1	2,747	0	-	-	0	-	-	2,748	1	2,747	14	120	-	120	16
326	0	326	0	-	-	0	-	-	326	0	326	3	-	-	-	-
4,456	38	4,418	0	-	-	0	-	-	4,456	38	4,418	66	13	1	12	15
567	9	558	0	-	-	0	-	-	567	9	558	9	-	-	-	-
556	0	556	0	-	-	33	-	33	523	0	523	3	3	-	3	2
70	0	70	0	-	-	4	-	4	66	0	66	0	-	-	-	-
5,014	7	5,006	0	-	-	0	-	-	5,014	7	5,006	2,397	610	457	153	1
711	2	709	0	-	-	0	-	-	711	2	709	1,102	-	-	-	-
2,190	7	2,183	0	-	-	0	-	-	2,190	7	2,183	1,180	198	121	77	-
315	2	314	0	-	-	0	-	-	315	2	314	548	-	-	-	-
1,399	0	1,399	0	-	-	0	-	-	1,399	-	1,399	473	186	133	54	1
197	0	197	0	-	-	0	-	-	197	-	197	217	-	-	-	-
1,425	0	1,425	0	-	-	0	-	-	1,425	-	1,425	743	225	203	22	-
199	0	199	0	-	-	0	-	-	199	-	199	337	-	-	-	-
2,276	18	2,258	0	-	0	4	-	4	2,272	18	2,254	1,017	66	47	19	3
326	5	321	0	-	0	1	-	1	325	5	320	449	-	-	-	-
3,217	0	3,217	0	-	0	8	-	8	3,209	0	3,209	886	267	169	98	16
455	0	455	0	-	0	1	-	1	454	0	454	391	-	-	-	-
2,535	0	2,535	0	-	0	2	-	2	2,533	0	2,533	594	185	150	34	16
360	0	360	0	-	0	0	-	0	360	0	360	258	-	-	-	-
248	0	248	0	-	-	1	-	1	247	-	247	145	29	7	22	-
34	0	34	0	-	-	0	-	0	34	-	34	69	-	-	-	-
434	0	434	0	-	0	4	-	4	430	-	430	147	54	11	42	0
61	0	61	0	-	0	1	-	1	60	-	60	64	-	-	-	-
3,768	0	3,768	0	-	-	4	-	4	3,764	-	3,764	377	79	12	67	2
471	0	471	0	-	-	0	-	0	471	-	471	154	-	-	-	-
2,355	0	2,355	0	-	-	4	-	4	2,352	-	2,352	187	65	10	55	2
294	0	294	0	-	-	0	-	0	294	-	294	79	-	-	-	-
1,413	0	1,413	0	-	-	0	-	-	1,413	-	1,413	190	14	2	12	-
177	0	177	0	-	-	0	-	-	177	-	177	75	-	-	-	-
3,585	0	3,585	6	-	6	0	-	0	3,578	-	3,578	291	811	597	214	0
472	0	472	1	-	1	0	-	0	471	-	471	130	-	-	-	-
2,739	0	2,739	6	-	6	0	-	0	2,733	-	2,733	232	598	453	145	0
360	0	360	1	-	1	0	-	0	359	-	359	103	-	-	-	-
846	0	846	0	-	-	0	-	-	846	-	846	58	214	145	69	-
113	0	113	0	-	-	0	-	-	113	-	113	27	-	-	-	-

(4) 所有形態別森林資源表

区 分		総 数	立 木 地											
			総 数			人 工 林								
						総 数			育成単層林			育成複層林		
			総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広
総 数	面 積	100,333	89,917	49,143	40,774	50,757	49,064	1,693	50,709	49,015	1,693	49	49	0
	材 積	28,249	28,249	22,759	5,490	22,953	22,740	213	22,939	22,726	213	14	14	0
県有林	面 積	1,386	1,348	1,123	225	1,148	1,122	26	1,145	1,119	26	3	3	-
	材 積	552	552	520	31	523	520	4	522	518	4	1	1	-
市町村有林	面 積	14,669	14,134	6,984	7,150	7,250	6,923	327	7,235	6,907	327	16	16	-
	材 積	3,963	3,963	3,054	909	3,080	3,039	40	3,075	3,035	40	4	4	-
私有林	面 積	84,278	74,434	41,035	33,399	42,359	41,019	1,340	42,329	40,990	1,340	30	30	0
	材 積	23,735	23,735	19,185	4,550	19,351	19,182	169	19,342	19,173	169	9	9	0

(注) 1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 「0」と表示されているものは、四捨五入により1に満たないものである。

資料: 森林経営課

単位 面積:ha 材積:千m3 竹:千束 成長量:千m3

立木地												竹 林	無立木地		
天然林													総 数	要人工植栽地	更新困難地
総 数			育成単層林			育成複層林			天然生林						
総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広	総 数	針	広				
39,159	79	39,080	18	0	18	165	0	165	38,976	79	38,897	7,174	3,243	3,157	85
5,296	19	5,276	2	0	2	23	0	23	5,270	19	5,251	3,116	-	-	-
200	2	199	0	-	-	0	-	0	200	2	199	16	22	20	2
28	1	28	0	-	-	0	-	0	28	1	28	7	-	-	-
6,884	61	6,823	0	-	0	42	-	42	6,841	61	6,780	192	343	287	56
883	15	868	0	-	0	5	-	5	878	15	863	66	-	-	-
32,075	16	32,059	18	-	18	123	-	123	31,934	16	31,918	6,966	2,878	2,850	28
4,384	4	4,381	2	-	2	18	-	18	4,364	4	4,361	3,042	-	-	-

(5) 制限林の種類別面積

区 分	水 源 かん 養 保安 林	土 砂 流出 防備 保安 林	土 砂 崩 壊 防備 保安 林	飛 砂 防 備 保安 林	防 風 保安 林	潮 害 防 備 保安 林	干 害 防 備 保安 林	落 石 防 止 保安 林	魚 つ き 保安 林	航 行 保安 林	保 健 保安 林	風 致 保安 林	計	保安 施設	砂 防 指 定 地	自 然 公 園		
																国 立 公 園		
																特 別 保 護 地 区	第 1 種 特 別 地 域	第 2 種 特 別 地 域
総 数	15,087.41	(139.55) 1,023.00	(18.23) 657.92	114.81	45.77	(1.41) 60.21	1,342.70		(1.30) 170.42	25.30	(313.28) 563.82	1.49	(473.77) 19,092.85		(744.86) 2,740.59			(31.54) 781.58
北 陸 道 地 域 振 興 局	鹿 摩 川 内 市	4,369.24	(68.04) 450.81	(10.05) 203.85	114.81	11.45	26.40	441.26	(1.30) 136.88	25.30	(131.18) 552.18	1.49	(211.98) 6,333.67		(246.43) 1,463.32			
	旧 川 内 市	1,327.64	(67.38) 44.01	(10.05) 62.23	114.81	0.76	13.92	62.28	(1.30) 2.83		(31.82) 1,629.97	1.49	(70.09) 1,629.97		(66.66) 472.85			
	旧 極 越 町	776.56	(0.66) 38.62	(0.66) 23.36		0.91					(31.82) 839.45		(32.48) 839.45		(56.65) 65.47			
	旧 入 来 町	212.80	33.03	23.89		7.92							277.64		(7.86) 149.50			
	旧 東 郷 町	1,182.98	37.84	(0.90) 35.94			6.17						(0.90) 1,262.93		(20.23) 201.03			
	旧 郭 谷 院 町	839.46	8.35	(3.19) 26.87							(58.29) 13.51		(61.48) 888.19		(15.42) 65.12			
	旧 里 村		97.73	8.99		0.80	70.24		69.95	22.76	0.20		270.67		3.75			
	旧 上 飯 村		14.89	3.60		11.68	182.49		4.51	2.54	111.16		(2.00) 330.87		(50.82) 173.37			
	旧 下 飯 村	29.80	(5.96) 176.34	(5.96) 16.85		0.23		73.48	46.45		257.56		(5.96) 600.71		(28.13) 318.16			
	旧 鹿 島 村			2.12		1.63	46.60		13.14		(39.07) 169.75		(39.07) 233.24		(0.66) 14.07			
	さ つ ま 町	3,759.65	(0.49) 36.86	(0.49) 113.34			16.82				(1.87) 3,926.67		(2.36) 3,926.67		(221.16) 311.86			
	旧 宮 之 城 町	2,020.15	11.10	44.07									2,075.32		(168.01) 220.27			
	旧 鶴 田 町	1,094.07	(0.49) 11.04	(0.49) 21.86			16.82				(1.87) 1,143.79		(2.36) 1,143.79		(7.69) 39.24			
	旧 鹿 摩 町	645.43	14.72	47.41									707.56		(45.46) 52.35			
	阿 久 根 市	520.63	(1.20) 82.84	(2.64) 53.43		7.49	32.15	130.07			(33.57) 0.35		(37.41) 826.96		(56.72) 184.13			
	出 水 市	2,974.63	(68.56) 246.75	(3.62) 74.22		26.83		39.90	2.84		(78.98) 0.21		(151.16) 3,365.38		(43.30) 323.18			
	旧 出 水 市	2,685.91	(43.56) 227.30	(3.62) 62.12		26.01		38.53	2.84		(78.98) 0.21		(126.16) 3,042.92		(43.01) 266.12			
	旧 野 田 町	35.36	(25.00) 8.98	(25.00) 7.72									(25.00) 52.06					
	旧 高 尾 野 町	253.36	10.47	4.38		0.82		1.37					270.40		(0.29) 57.06			
	長 島 町		123.51	43.68			1.66	680.01	30.70		(55.50) 879.56		(55.50) 879.56		(114.50) 256.64			(31.54) 781.58
	旧 東 町		119.93	33.23			0.79	415.16	30.70		(54.63) 599.81		(54.63) 599.81		(44.57) 197.75			(31.15) 560.26
	旧 長 島 町		3.58	10.45			0.87	264.85			(0.87) 279.75		(0.87) 279.75		(69.93) 58.89			(0.39) 221.32
	小 計	11,624.15	(138.29) 940.77	(16.31) 488.52	114.81	45.77	(1.41) 60.21	1,308.06	(1.30) 170.42	25.30	(301.10) 552.74	1.49	(458.41) 15,332.24		(682.11) 2,539.13			(31.54) 781.58
地 域 振 興 局	伊 佐 市	3,463.26	(1.26) 82.23	(1.92) 169.40				34.64			(12.18) 11.08		(15.36) 3,760.61		(62.75) 201.46			
	旧 大 口 市	2,970.27	(1.02) 50.06	(1.02) 93.38				24.10			(0.57) 3,137.81		(1.59) 3,137.81		(58.20) 90.58			
	旧 菱 刈 町	492.99	(0.24) 32.17	(1.92) 76.02				10.54			(11.61) 11.08		(13.77) 622.80		(4.55) 110.88			
	小 計	3,463.26	(1.26) 82.23	(1.92) 169.40				34.64			(12.18) 11.08		(15.36) 3,760.61		(62.75) 201.46			

(注)表中の () 書きの数値は左欄の制限林と重複する面積で外数である。

資料:森林経営課

単位 ha

自然公園														自然環境保全地域	特別保護地区による	風都市計画地区による	文化財保護法による 史跡名勝天然記念物に かかる指定地等	急傾斜地崩壊危険区域	合計
国立公園			国定公園						県立自然公園										
第3種特別地域	普通地域	計	特別保護地区	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計	第1種特別地域	第2種特別地域	第3種特別地域	普通地域	計						
108.32		(31.54) 889.90	(144.67) 68.98	(406.30) 597.78	(523.47) 1,104.70	(358.82) 1,641.83	9.70	(1,433.26) 3,422.99		(101.36) 17.22		(935.09) 2,366.16	(1,036.45) 2,383.38					(36.44) 197.00	(3,756.32) 28,726.71
			(144.67) 68.98	(406.30) 597.78	(523.47) 1,104.70	(358.82) 1,641.83	9.70	(1,433.26) 3,422.99		(71.20) 11.38		(461.57) 1,687.47	(532.77) 1,698.85					(12.21) 61.74	(2,436.65) 12,980.57
												(119.78) 264.27	(119.78) 264.27					8.26	(256.53) 2,375.35
																			(89.13) 904.92
												(93.21) 863.95	(93.21) 863.95					(3.03) 4.02	(104.10) 1,295.11
												2.15	2.15						(21.13) 1,466.11
										(71.20) 11.38		(248.58) 557.10	(319.78) 568.48					(2.08) 15.62	(398.76) 1,537.41
				(30.42) 22.54	(112.63) 187.55	(74.70) 298.55		(217.75) 508.64										1.59	(217.75) 784.65
				(113.16) 208.07	(126.19) 487.65	(115.96) 313.16	0.58	(355.31) 1,009.46										(4.65) 31.12	(412.78) 1,544.82
			(139.56) 29.63	(251.80) 367.17	(79.12) 267.82	(155.30) 964.22	9.12	(625.78) 1,637.96										(2.45) 0.97	(662.32) 2,557.80
			(5.11) 39.35	(10.92) 161.68	(205.53) 161.68	(12.86) 65.90		(234.42) 266.93										0.16	(274.15) 514.40
												(433.43) 389.40	(433.43) 389.40					(5.25) 59.57	(662.20) 4,687.50
												(45.35) 256.12	(45.35) 256.12					(4.92) 43.30	(218.28) 2,595.01
												(388.08) 127.17	(388.08) 127.17					(398.13) 7.57	(398.13) 1,317.77
												6.11	6.11					(0.33) 8.70	(45.79) 774.72
										(30.16) 5.84		(12.47) 136.92	(42.63) 142.76					(8.14) 24.61	(144.90) 1,178.46
																		7.75	(194.46) 3,696.31
																		5.32	(169.17) 3,314.36
																		1.55	(25.00) 53.61
																			(0.29) 0.88
108.32		(31.54) 889.90																(6.96) 29.13	(208.50) 2,055.23
		(31.15) 560.26																(4.29) 26.85	(134.64) 1,384.67
108.32		(0.39) 329.64																(2.67) 2.28	(73.86) 670.56
108.32		(31.54) 889.90	(144.67) 68.98	(406.30) 597.78	(523.47) 1,104.70	(358.82) 1,641.83	9.70	(1,433.26) 3,422.99		(101.36) 17.22		(907.47) 2,213.79	(1,008.83) 2,231.01					(32.56) 182.80	(3,646.71) 24,598.07
												(27.62) 152.37	(27.62) 152.37					(3.88) 14.20	(109.61) 4,128.64
												(27.62) 152.26	(27.62) 152.26					(0.52) 2.99	(87.93) 3,383.64
																		(3.36) 11.21	(21.68) 745.00
												0.11	0.11					(3.88) 14.20	(109.61) 4,128.64
												(27.62) 152.37	(27.62) 152.37						

(6) 樹種別材積表

単位：千m³

樹 種 林 種	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹	総 数
総 数	12,038	10,574	139	9	183	5,306	28,249
人工林	12,038	10,574	120	9	180	33	22,954
天然林	-	-	19	-	3	5,273	5,295

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：森林経営課

(7) 特定保安林の指定状況

該当なし

(8) 荒廃地等の面積

単位：ha

区 分		荒 廃 地	荒 廃 危 険 地
総 数		1,491	3,670
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	528	1,380
	さつ ま 町	295	709
	阿 久 根 市	91	221
	出 水 市	72	313
	長 島 町	77	215
	小 計	1,063	2,837
地 始 域 良 振 興 局 佐	伊 佐 市	428	834
	小 計	428	834

(注) 四捨五入の関係で小計及び総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料：山地災害危険地区調査結果(令和5年度末)，森づくり推進課

(9) 森林の被害

単位 面積：ha, 材積：m3

種 類	火 災				気 象 災				松 く い 虫				イ ノ シ シ				シ カ														
	3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度		3年度		4年度		5年度								
年 度	件数		面積		件数		面積		件数		面積		件数		面積		件数		面積		件数		面積								
	5		0.13		9		0.78		8		0.64		8		1.91		-		-		30		10.88								
	2		0.05		2		0.02		2		0.02		-		-		26		80		26		-								
	1		0.05		3		0.23		2		0.20		3		0.97		-		-		-		5.88								
	-		-		-		-		-		-		-		-		6		15		4		5.00								
総 数	1		0.01		1		0.03		-		-		1		0.10		-		-		-		-								
	1		0.02		-		-		1		0.01		-		-		-		-		-		-								
	5		0.13		6		0.28		5		0.23		4		1.07		-		-		30		10.88								
	-		-		3		0.50		3		0.41		4		0.84		-		1		-		-								
	-		0.00		3		0.50		3		0.41		4		0.84		-		1		-		-								
北 薩 地 域 振 興 局				薩 摩 川 内 市				さ つ ま 町				阿 久 根 市				出 水 市				長 島 町				小 計							
地 域 振 興 局 在 員				伊 佐 市				小 計				伊 佐 市				小 計				伊 佐 市				小 計							
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-				-				-				-				-			
				-				-				-																			

(注)1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 面積は、実損面積である。

資料：森づくり推進課 森林被害報告年報

(10) 防火線等の整備状況
該当なし

3 林業の動向

(1) 保有山林規模別林家数

単位:戸

区 分		総 数	1～3ha未満	3～5ha未満	5～10ha未満	10～50ha未満	50ha以上
総 数		5,034	3,661	865	351	143	14
北薩地域振興局	薩摩川内市	1,706	1,267	287	100	49	3
	さつま町	1,037	735	192	84	26	－
	阿久根市	271	218	35	15	2	1
	出水市	586	416	86	54	26	4
	長島町	341	249	67	16	8	1
	小 計	3,941	2,885	667	269	111	9
地 域 振 興 局 伊 佐	伊 佐 市	1,093	776	198	82	32	5
	小 計	1,093	776	198	82	32	5

資料:2020年世界農林業センサス(令和5年2月)

(2) 森林経営計画の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

区 分		総 数		公 有 林		私 有 林		備考
		件数	面積	件数	面積	件数	面積	
総 数		128	19,895	128	6,939	128	12,956	
北薩地域振興局	薩摩川内市	37	6,890	37	2,292	37	4,598	
	さつま町	21	1,594	21	703	21	891	
	阿久根市	7	1,248	7	695	7	553	
	出水市	37	4,743	37	2,006	37	2,737	
	長島町	5	362	5	170	5	192	
	小 計	107	14,838	107	5,867	107	8,971	
地 域 振 興 局 伊 佐	伊 佐 市	21	5,058	21	1,072	21	3,986	
	小 計	21	5,058	21	1,072	21	3,986	

(注)1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

2 複数市町村にまたがる森林経営計画の件数は、それぞれの市町村に計上してある。

3 公有林と私有林を併せて1計画としている場合があり、総数と内訳は一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和5年度末現在)

(3) 経営管理権及び経営管理実施権の認定状況

単位 件数:件 面積:ha

市 町 村 別		経営管理権		経営管理実施権		備考
		件数	面積	件数	面積	
総 数		262	149.76	10	7.49	
北薩地域振興局	薩摩川内市	56	38.85	3	3.59	
	さつま町	107	64.54	2	0.35	
	阿久根市	23	11.25	－	－	
	出水市	22	14.74	－	－	
	長島町	54	20.38	5	3.55	
	小 計	262	149.76	10	7.49	
地 域 振 興 局 伊 佐	伊 佐 市	－	－	－	－	
	小 計	－	－	－	－	

(注)1 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

資料:森林経営課(令和5年度末現在)

(4) 森林組合及び生産森林組合の現況

ア 構成

(ア) 森林組合

単位 員数:人, 金額:千円, 面積:ha

区 分		組 合 名	組 合 員 数	常 勤 役 職 員 数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 森 林 面 積
総 数		2	13,185	34	350,369	59,325
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	北薩	10,342	22	278,018	53,399
	さつま町					
	阿久根市					
	出水市					
	長島町					
	小 計	1	10,342	22	278,018	53,399
地 域 振 興 局 伊 佐	伊 佐 市	伊佐	2,843	12	72,351	5,926
	小 計	1	2,843	12	72,351	5,926

資料: 令和4事業年度森林組合の概況(令和6年3月), 環境林務課

(イ) 生産森林組合

単位 員数:人 金額:千円 面積:ha

区 分		組 合 名	組 合 員 数	役職員数	出 資 金 総 額	組 合 員 所 有 森 林 面 積
総 数		7	871	55	34,077	632
北薩 地 域 振 興 局	薩摩川内市	宮 里 町	137	9	4,384	174
		中村町中央	7	4	220	16
		田 海	239	12	2,544	93
		入来町市野々	22	5	78	87
		黒 木	180	10	7,240	63
	小計	5	585	40	14,466	433
	さつま町	二 渡	96	8	3,651	70
	小計	1	96	8	3,651	70
	阿久根市	鶴 川 内 里	190	7	15,960	129
	小計	1	190	7	15,960	129
	計	7	871	55	34,077	632

資料: 令和4事業年度森林組合の概況(令和6年3月), 環境林務課

イ 事業内容及び活動状況

区 分	組 合 名	販 売		林 産		加		工		購		買		森 林 整 備	
		m ³ 一般用材	m ³ パルプ材 そ の 他	m ³ 主伐	m ³ 間伐	m ³ 製材品	m ³ チ ッ プ	千本 山行苗木	Kg 肥 料	ha 新 植	ha 保 育				
総 数	2	42,522	3,001	24,010	8,333	269	-	101	7,515	32	178				
北薩地域振興局	薩摩川内市														
	さつま町														
	阿久根市	42,453	49	18,560	6,379	269	-	55	7,380	15	83				
	出水市														
	長島町														
小 計	1	42,453	49	18,560	6,379	269	-	55	7,380	15	83				
伊佐市	伊佐	69	2,952	5,450	1,954	-	-	46	135	17	95				
小 計	1	69	2,952	5,450	1,954	-	-	46	135	17	95				

北薩地域振興局

資料：令和4事業年度森林組合の概況（令和6年3月）、環境林務課

(5) 林業事業体等の現況

単位:事業体数

区 分		素材生産業	素材市場	木材・木製品製造業			備考
				製材業	プレカット加工	集成材加工	
総 数		52	1	35	2	-	
北 薩 地 域 振 興 局	薩摩川内市	13	-	9	1	-	
	さつま町	16	1	5	1	-	
	阿久根市	2	-	3	-	-	
	出水市	8	-	10	-	-	
	長島町	3	-	1	-	-	
	小 計	42	1	28	2	-	
地 域 振 興 局 伊 佐	伊佐市	10	-	7	-	-	
	小 計	10	-	7	-	-	

(注)製材業にはチップ工場も含む

資料:森林経営課(令和4年度末),かごしま材振興課(令和5年度末)

(6) 林業労働力の概況

ア 森林組合の就業日数別林業技能者数

単位 実人員:人 延日数:日

区 分		組 合 名	59日以下		60～149日		150～209日		210日以上		合 計	
			実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数	実人員	延日数
総 数		2	3	140	5	471	5	889	28	7,650	41	9,150
北薩 地域振興局	薩摩川内市	北薩										
	さつま町											
	阿久根市		2	89	3	278	3	531	16	4,399	24	5,297
	出水市											
	長島町											
	小 計	1	2	89	3	278	3	531	16	4,399	24	5,297
地 域 振興局 伊 佐	伊 佐 市	伊佐	1	51	2	193	2	358	12	3,251	17	3,853
	小 計	1	1	51	2	193	2	358	12	3,251	17	3,853

資料:令和4事業年度森林組合の概況(令和6年3月),環境林務課

イ 森林組合の年齢別林業技能者数

単位 人数:人

市 町 村 別		組 合 名	30歳未満		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳以上		合 計	
			男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数		2	6	-	3	-	10	-	5	-	14	3	38	3
北薩 地域振興局	薩摩川内市	北薩												
	さつま町													
	阿久根市		1	-	3	-	6	-	3	-	8	3	21	3
	出水市													
	長島町													
	小 計	1	1	-	3	-	6	-	3	-	8	3	21	3
地 域 振興局 伊 佐	伊 佐 市	伊佐	5	-	-	-	4	-	2	-	6	-	17	-
	小 計	1	5	-	-	-	4	-	2	-	6	-	17	-

資料:令和4事業年度森林組合の概況(令和6年3月),環境林務課

ウ 市町村別素材生産業者数(生産規模別)

単位:事業体

区 分		総 数	生 産 量 規 模 別			
			500m ³ 未満	500～ 2,000m ³	2,000～ 5,000m ³	5,000m ³ 以上
総 数		52	12	9	11	20
北薩 地域 振興 局	薩摩川内市	13	2	3	5	3
	さつま町	16	3	4	1	8
	阿久根市	2	－	－	1	1
	出水市	8	2	1	2	3
	長島町	3	1	－	1	1
	小 計	42	8	8	10	16
始良・伊佐 地域振興局	伊佐市	10	4	1	1	4
	小 計	10	4	1	1	4

資料:県森林・林業統計(令和5年11月)

(7) 林業機械化の概況

単位 数量:台 :セット(索道)

機 械 種 名	適 用	数 量	備 考
プ ロ セ ッ サ	枝払い・玉切りする自走式機械	25	
ハ ー ベ ス タ	伐倒・枝払い・玉切りする自走式機械	16	
フ ォ ワ ー ダ	積載式集材専用車両	49	
ス キ ッ ダ	索引式集材専用のトラクタ	6	
ス イ ン グ ヤ ー ダ	簡易索張方式に対応し、かつ旋回可能なブームを装備する機械	12	
フ ェ ラ ー バ ン チ ャ	立木を伐倒、集積する自走式機械	-	
タ ワ ー ヤ ー ダ	元柱を具備した自走式機械	1	
その他の高性能林業機械	従来の高性能林業機械上記7機種以外の高性能林業機械	51	

資料:森林技術総合センター(令和5年3月31日現在)

(8) 作業路網等の整備の概況
市町別作業道及び作業路線延長

単位:m

区 分		R元	R2	R3	R4	R5
総 数		80,204	83,008	61,266	60,997	48,170
北薩 地域 振興 局	薩 摩 川 内 市	39,280	36,166	27,433	28,698	15,157
	さ つ ま 町	8,100	13,374	7,114	2,850	4,128
	阿 久 根 市	2,965	7,064	3,850	2,065	6,693
	出 水 市	2,556	3,286	6,891	10,032	10,912
	長 島 町	3,185	4,003	4,378	4,578	1,998
	小 計	56,086	63,893	49,666	48,223	38,888
始良・伊佐 地域振興局	伊 佐 市	24,118	19,115	11,600	12,774	9,282
	小 計	24,118	19,115	11,600	12,774	9,282

(注) 四捨五入の関係で小計及び総数と内訳の計は一致しない場合がある。
資料: 森林経営課, かごしま材振興課, 森づくり推進課

4 林地の異動状況（地域森林計画の対象森林）

（1）森林より森林以外への異動

単位：ha

農用地	ゴルフ場等 レジャー施設 用地	住宅，別荘，工場 等建物敷地及び その附帯地	その他	合計
7	0	130	5	142

（注）1 農用地は，田，畑，樹園地及び採草放牧地である。

2 その他には道路敷，採石用地，ダム敷等を含む。

3 四捨五入の関係で合計と内訳の計は一致しない場合がある。

（2）森林以外より森林への異動

単位：ha

原野	農用地	その他	合計
55	1	22	78

（注）1 農用地は，田，畑，樹園地及び採草放牧地である。

2 四捨五入の関係で合計と内訳の計は一致しない場合がある。

5 森林資源の推移

(1) 分期別伐採立木材積等

単位 面積：ha, 材積：千m3

1 分期 5 年			I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII
区	分									
伐 採 立 木 材 積	総 数	総 数	2, 151	2, 352	2, 514	2, 475	2, 443	2, 442	2, 453	2, 471
		針葉樹	1, 890	2, 045	2, 174	2, 130	2, 098	2, 097	2, 108	2, 126
		広葉樹	262	307	340	345	345	345	345	345
	主 伐	総 数	1, 793	2, 102	2, 329	2, 375	2, 375	2, 375	2, 375	2, 375
		針葉樹	1, 532	1, 795	1, 989	2, 030	2, 030	2, 030	2, 030	2, 030
		広葉樹	262	307	340	345	345	345	345	345
	間 伐	総 数	358	250	185	100	68	67	78	96
		針葉樹	358	250	185	100	68	67	78	96
		広葉樹	－	－	－	－	－	－	－	－
造林 面積	総 数		3, 833	4, 539	5, 037	2, 118	5, 137	5, 134	5, 131	5, 128
	人工造林		1, 403	1, 548	1, 695	1, 732	1, 732	1, 732	1, 732	1, 732
	天然更新		2, 430	2, 991	3, 342	386	3, 405	3, 402	3, 399	3, 396

(2) 分期別期首資源表

区 分			面				
			総数	1・2 齢級	3・4 齢級	5・6 齢級	7・8 齢級
第Ⅰ 分期	総 数		89,917	1,591	1,358	2,333	4,986
	人工林	総 数	50,757	1,125	405	1,416	3,044
		育成単層林	50,709	1,124.72	405.16	1,415.94	3,044
		育成複層林	49		0		
	天然林	総 数	39,159	467	953	917	1,941
		育成単層林	18	1	3		4
		育成複層林	165			0	21
		天然生林	38,976	466	949	917	1,917
第Ⅱ 分期	総 数		89,829	4,423	1,650	1,778	3,078
	人工林	総 数	50,628	2,652	721	800	1,970
		育成単層林	50,518	2,627	721	799	1,967
		育成複層林	110	25		1	3
	天然林	総 数	39,200	1,771	929	979	1,109
		育成単層林	106	88	4	0	0
		育成複層林	342		6	11	28
		天然生林	38,752	1,683	920	967	1,080
第Ⅲ 分期	総 数		89,784	8,556	1,589	1,307	2,091
	人工林	総 数	50,536	4,740	1,122	381	1,264
		育成単層林	50,351	4,685	1,122	380	1,261
		育成複層林	185	54		1	3
	天然林	総 数	39,248	3,816	467	926	827
		育成単層林	210	192	1	3	
		育成複層林	560		10	33	38
		天然生林	38,478	3,624	456	890	790
第Ⅳ 分期	総 数		89,750	9,816	4,422	1,606	1,564
	人工林	総 数	50,448	5,476	2,651	706	697
		育成単層林	50,197	5,414	2,626	706	695
		育成複層林	251	62	25	0	2
	天然林	総 数	39,302	4,340	1,771	899	867
		育成単層林	324	218	88	4	0
		育成複層林	772		14	54	54
		天然生林	38,205	4,122	1,669	842	812
第Ⅴ 分期	総 数		89,729	10,472	8,555	1,498	1,137
	人工林	総 数	50,373	5,876	4,739	1,061	324
		育成単層林	50,071	5,810	4,685	1,061	323
		育成複層林	302	66	54	1	1
	天然林	総 数	39,356	4,597	3,816	437	813
		育成単層林	441	231	192	1	3
		育成複層林	974		0	72	94
		天然生林	37,940	4,366	3,624	364	715

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

單位 面積：ha 材積：千m3

積							材 積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
12,785	26,599	25,959	9,954	3,137	897	318	28,249
9,118	18,692	13,285	2,672	574	280	146	22,953
9,113	18,665	13,271	2,669	574	279	146	22,939
4	27	14	3		1	0	14
3,667	7,907	12,674	7,282	2,562	618	171	5,296
4	3	1	1				2
21	59	35	26	3		1	23
3,642	7,844	12,638	7,255	2,559	618	171	5,270
7,854	19,040	26,580	18,234	5,058	1,520	612	28,988
4,841	14,524	15,981	7,729	803	336	270	23,555
4,833	14,500	15,952	7,713	801	336	270	23,501
9	24	29	17	2	1	0	55
3,013	4,516	10,599	10,505	4,255	1,184	342	5,433
5	3	4	1	0			2
71	117	68	32	6	2	1	49
2,936	4,396	10,526	10,472	4,249	1,182	341	5,381
4,464	11,493	24,031	23,393	8,949	2,822	1,089	28,980
2,710	8,182	16,895	11,967	2,384	513	378	23,759
2,703	8,156	16,848	11,936	2,372	510	378	23,670
7	26	48	31	12	2	1	89
1,754	3,311	7,135	11,426	6,565	2,309	711	5,222
4	4	3	1	1			4
123	174	117	35	26	3	1	80
1,627	3,132	7,015	11,390	6,538	2,307	710	5,138
2,702	6,886	16,837	23,529	16,059	4,455	1,874	28,752
1,717	4,211	12,830	14,160	6,777	696	527	23,743
1,712	4,191	12,783	14,109	6,744	692	525	23,624
6	19	47	51	33	4	2	119
985	2,675	4,007	9,369	9,282	3,759	1,347	5,009
0	5	3	4	1	0		8
117	244	180	68	32	6	3	111
867	2,426	3,824	9,297	9,250	3,753	1,344	4,891
1,809	3,857	9,962	20,965	20,335	7,751	3,387	28,435
1,083	2,309	7,055	14,742	10,389	2,036	760	23,591
1,078	2,299	7,017	14,678	10,345	2,019	756	23,450
4	10	38	64	44	16	4	141
727	1,548	2,907	6,223	9,946	5,715	2,627	4,844
	4	4	3	1	1		15
103	305	218	117	35	26	4	141
624	1,239	2,685	6,103	9,909	5,688	2,624	4,688

(2) 分期別期首資源表

区 分			面					
			総数	1・2 齡級	3・4 齡級	5・6 齡級	7・8 齡級	
第Ⅵ 分期	総 数		89,713	10,608	9,816	4,374	1,367	
	人 工 林	総 数	50,303	5,977	5,476	2,602	583	
		育成単層林	49,956	5,911	5,414	2,577	581	
		育成複層林	348	66	62	25	1	
	天 然 林	総 数	39,410	4,631	4,340	1,772	784	
		育成単層林	557	233	218	88	4	
		育成複層林	1,164		69	46	116	
		天然生林	37,688	4,398	4,053	1,638	664	
	第Ⅶ 分期	総 数		89,697	10,620	10,472	8,249	1,253
		人 工 林	総 数	50,234	5,989	5,875	4,562	867
			育成単層林	49,841	5,922	5,810	4,507	865
			育成複層林	393	66	66	55	2
		天 然 林	総 数	39,464	4,631	4,597	3,687	386
			育成単層林	674	233	231	192	1
			育成複層林	1,341		61	121	125
			天然生林	37,449	4,398	4,305	3,374	260
第Ⅷ 分期	総 数		89,679	10,616	10,608	9,457	3,707	
	人 工 林	総 数	50,161	5,985	5,977	5,261	2,179	
		育成単層林	49,722	5,919	5,911	5,198	2,151	
		育成複層林	439	66	66	63	28	
	天 然 林	総 数	39,518	4,631	4,631	4,196	1,528	
		育成単層林	790	233	233	218	88	
		育成複層林	1,506		51	266	62	
		天然生林	37,221	4,398	4,347	3,712	1,377	
第Ⅸ 分期	総 数		89,656	10,606	10,619	10,068	7,019	
	人 工 林	総 数	50,084	5,975	5,988	5,635	3,841	
		育成単層林	49,597	5,909	5,922	5,567	3,781	
		育成複層林	487	66	66	68	60	
	天 然 林	総 数	39,572	4,631	4,631	4,433	3,178	
		育成単層林	906	233	233	231	192	
		育成複層林	1,659		40	225	183	
		天然生林	37,006	4,398	4,359	3,977	2,803	

(注) 四捨五入の関係で総数と内訳の計は一致しない場合がある。

單位 面積：ha 材積：千m3

積							材 積
9・10 齡級	11・12 齡級	13・14 齡級	15・16 齡級	17・18 齡級	19・20 齡級	21 齡級以上	
1,345	2,320	5,888	14,513	20,301	13,762	5,419	28,096
589	1,452	3,548	11,041	12,233	5,775	1,028	23,360
586	1,445	3,524	10,986	12,174	5,736	1,021	23,200
3	7	23	56	59	39	7	160
756	868	2,340	3,472	8,068	7,987	4,391	4,736
0	0	5	3	4	1	0	26
109	227	308	180	68	32	9	165
646	641	2,027	3,288	7,996	7,955	4,382	4,545
980	1,545	3,289	8,486	17,988	17,358	9,458	27,791
270	907	1,921	5,974	12,662	8,868	2,339	23,113
269	902	1,909	5,931	12,591	8,818	2,317	22,934
1	5	12	43	71	50	22	179
710	638	1,368	2,512	5,327	8,490	7,119	4,678
3		4	4	3	1	1	40
145	155	335	218	117	35	30	188
561	483	1,029	2,290	5,206	8,453	7,089	4,451
1,159	1,151	1,980	4,984	12,405	17,355	16,257	27,503
473	491	1,207	2,948	9,426	10,485	5,729	22,851
471	488	1,200	2,921	9,364	10,420	5,679	22,651
2	3	7	26	62	65	49	200
686	660	773	2,036	2,979	6,870	10,528	4,652
4	0	0	5	3	4	1	55
150	139	241	308	180	68	41	211
532	521	532	1,723	2,796	6,797	10,486	4,386
1,051	848	1,316	2,787	7,208	15,389	22,745	27,197
703	222	751	1,575	5,043	10,853	9,497	22,555
700	221	746	1,562	4,995	10,774	9,421	22,334
4	2	5	13	48	78	76	221
348	626	565	1,211	2,165	4,536	13,248	4,641
1	3		4	4	3	2	71
149	169	159	335	218	117	65	234
198	454	406	872	1,943	4,416	13,181	4,336

6 その他

(1) 持続的伐採可能量

主伐（皆伐）上限量の目安（年間）

単位：千 m³

主伐（皆伐）上限量の目安
5 7 7

注 1 記載する材積は立木材積である。

注 2 市町村森林整備計画のゾーニングにおける下記の区域を集計した。

- ・公益的機能別施業森林以外であり、木材等生産機能維持増進森林である森林
- ・水源涵養機能維持増進森林のうち、他の公益的機能別施業森林と重複していない森林

(2) 用語の解説

地域森林計画の公告・縦覧に当たり、この中で使われている専門的用語についてなるべくわかりやすく解説したものである。

《 あ 》

育成単層林（いくせいたんそうりん）

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒ 樹冠）

育成複層林（いくせいふくそうりん）

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林として成立させる施業が行われている森林。（⇒ 択伐，樹冠）

育成複層林導入（いくせいふくそうりんどうにゅう）

林内に既に更新樹が生育している森林を、保育又は間伐により天然林が25%以上占める状態へ誘導すること。（⇒ 更新，保育，間伐）

《 か 》

皆伐（かいばつ）

主伐の一種で、一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採すること。（⇒ 主伐）

快適環境形成機能（かいてきかんきょうけいせいきのう）

夏の気温低下などの気候緩和や汚染物質吸収などの大気浄化、騒音防止などの諸機能。

快適環境形成機能維持増進森林（かいてきかんきょうけいせいきのういじぞうしんしんりん）

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸収能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林で、快適環境形成機能の高度発揮が特に求められる森林。

かき起こし（かきおこし）

天然更新を行うための補助作業の一つで、稚樹の定着を促進するために、ササ等の林床植生を剥ぎ取る作業。（⇒ 天然更新，林床）

刈り出し（かりだし）

天然更新を行うための補助作業の一つで、ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため、成長を妨げるササ、草、つる、不用低木を刈り払う作業。

刈払い（かりはらい）

造林地の幼樹の生育を妨げる雑草木を除去すること。下刈りと同じ。（⇒下刈り）

間伐（かんばつ）

林分の混み具合に応じて、目的とする樹種の密度を調整する作業。一般に、除伐後、主伐までの間に間断的に行われる作業。（⇒除伐，主伐）

木取り

製材において、丸太の形（直径，曲がり，偏心率）や欠点の有無（節，腐れ，割れ）などの性状から採材可能な製材品の種類を判断し，適切な鋸断順序で製材すること。

形状比（けいじょうひ）

樹高(H)を胸高直径(D)で割った値(H/D)をいい，樹幹の形状を示す物差しの一つである。この値が大きいほど細く長い幹なので風害などに対する抵抗力が小さくなる。

原木（げんぼく）

製材，合板，パルプ等の原材料として用いられる丸太。（丸太に近い状態に加工された木材を含む。）

公益的機能別施業森林（こうえきてききのうべつせぎょうしんりん）

水源涵養，山地災害の防止等森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業（複層林施業等）を推進すべき森林。公益的機能別施業森林の区域は市町村森林整備計画において定められている。具体的には，「水源涵養機能維持増進森林」，「山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林」及び「快適環境形成機能維持増進森林」並びに「保健機能維持増進森林」に区分される。

（⇒水源涵養機能維持増進森林，山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林，
快適環境形成機能維持増進森林，保健機能維持増進森林）

更新（こうしん）

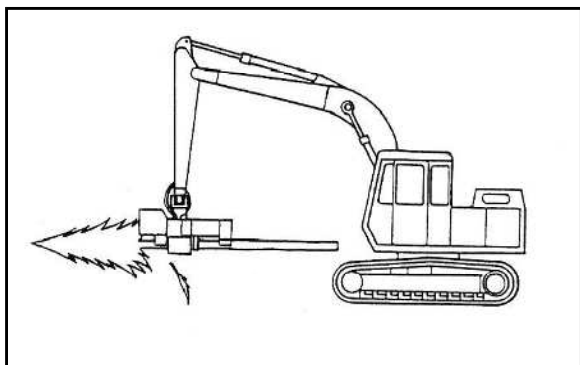
森林を伐採利用した後，人為又は天然力により新たな樹木が生育すること。

更新困難地（こうしんこんなんち）

岩石地，風衝地など伐採すると更新が難しい森林。（⇒風衝地，更新）

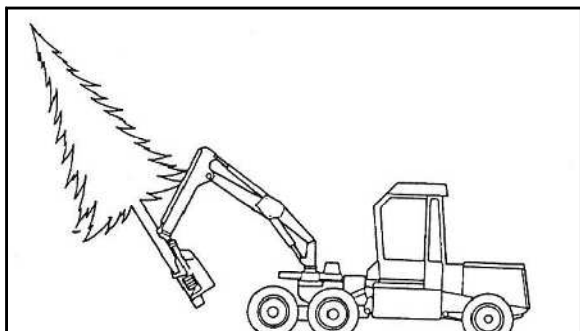
高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

プロセッサ，ハーベスタ及びスイングヤーダ等，林業用の多工程処理機械の総称。



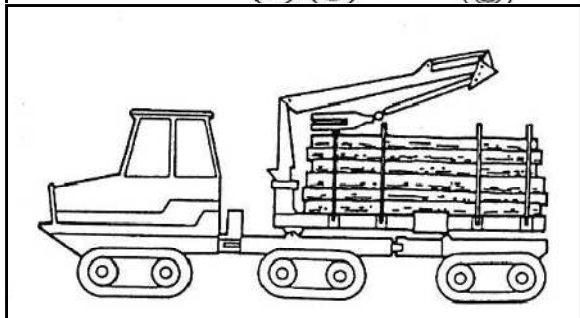
プロセッサ（造材機）

林道や土場などで，全木集材した材を枝払い，玉切り，集積する多工程機械。



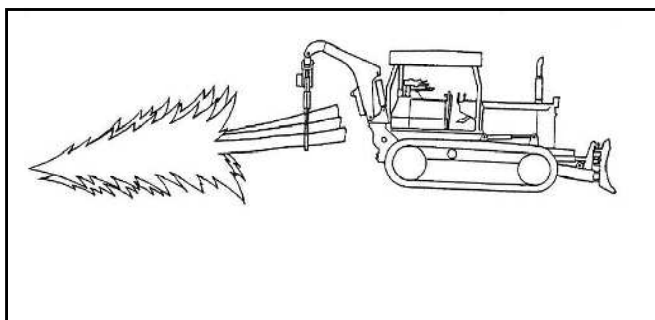
ハーベスタ（伐倒造材機）

立木を伐倒し，枝払い，玉切り，集積する多工程機械。



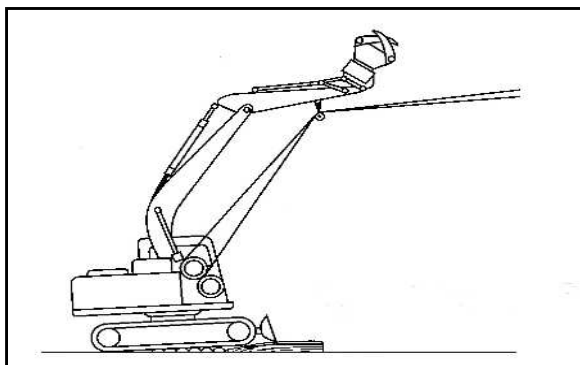
フォワーダ（積載集材車両）

玉切りした短幹材を荷台に積んで運ぶ車両系機械。荷台に丸太を積み込むためのグラップルローダを装備している。



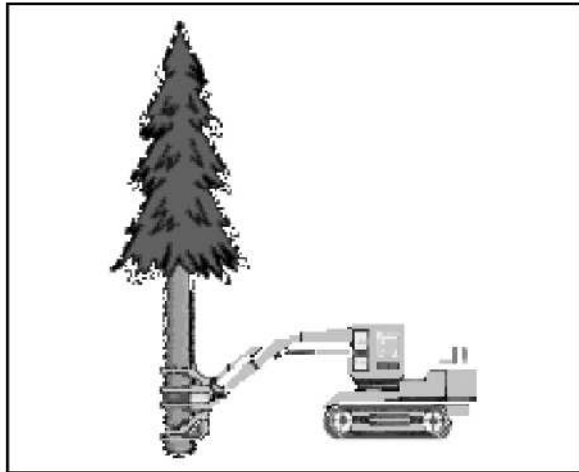
スキッド（牽引集材車両）

丸太を牽引集材する集材専用のトラック。足回りはクローラ式とホイール（車輪）式があり，県内ではT30等のホイール式が普及している。



スイングヤーダ（旋回ブーム式タワー付き集材機）

主索を用いない簡易索張方式に対応し，かつ作業中に旋回可能なブームを装備する集材機。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し，アームをタワーとして使用する。



フエラーバンチャ（伐倒・集積）

立木を伐採（フエリング）し，切った木をそのまま掴んで集材に便利な場所へ集積（バンチング）する自走式機械。

5 条 森 林（ごじょうしんりん）

森林法第5条で定める地域森林計画の対象森林で，自然的経済的社会的諸条件及び周辺地域の土地利用の状況から判断して，森林として利用することがふさわしい民有林をいう。（⇒ 地域森林計画）

《 さ 》

最 多 密 度（さいたみつど）

間伐されずにひどく混み合った林分では，成長に伴って劣勢木が枯死してくる。これは自然間引きといわれる現象で，林分は，林木の大きさに応じて林木が生存しうる最多の本数密度に一定の限界をもっており，この関係を表したものが最多密度曲線である。（⇒ 間伐）

山 地 災 害 防 止 機 能 ・ 土 壌 保 全 機 能

（さんちさいがいぼうしきのう・どじょうほぜんきのう）

自然現象等による土砂崩壊，土砂流出，落石等の山地災害の発生のほか，表面浸食等山地の荒廃化を防止し，土壌を保持するなどの諸機能。

山 地 災 害 防 止 ・ 土 壌 保 全 機 能 維 持 増 進 森 林

（さんちさいがいぼうし・どじょうほぜんきのういじぞうしんしんりん）

下層植生が生育するための空間が確保され，適度な光が射し込み，下層植生とともに樹木の根が深く発達し，土壌を保持する能力に優れた森林で，山地災害防止・土壌保全機能の高度発揮が特に求められる森林。

地 ご し ら え（じごしらえ）

植栽や天然更新の準備のため，雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。（⇒ 天然更新）

自 走 式 搬 器（じそうしきはんき）

動力を内蔵した搬器型集材機械であり，人工林の間伐あるいは天然林の択伐等の少量の木材搬出に用いられる。（⇒ 間伐，択伐）

持続可能な森林経営（じぞくかのうなしんりんけいえい）

森林を生態系として捉え、その生態系の健全性を維持し、活力を利用して、人々の多様なニーズ（たとえば、木材、木製品、水、食料、燃料、余暇、野生生物の生息地、景観、炭素の吸収・貯蔵源等）に永続的に応えることが可能となるよう森林を取り扱うこと。

下刈り（したがり）

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後5～7年間、毎年春から夏の間に行われる。（⇒刈払い）

市町村森林整備計画（しちょうそんしんりんせいびけいかく）

森林法第10条の5の規定に基づき、市町村が民有林を対象として5年ごとに立てる10年を一期とする計画で、伐採、造林、保育等の森林の整備に関する事項等を定めている。

指定施業要件（していせぎょうようけん）

保安林の指定目的を達成するため定められる森林施業上の条件。①立木の伐採方法（禁伐、択伐、皆伐の区分）、②立木の伐採の限度（面積、材積）、③伐採後の植栽方法、期間及び樹種、について指定される。（⇒保安林、森林施業、択伐、皆伐）

指導林家（しどうりんか）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れ、地域の模範となる森林・林業経営を行うとともに、林業後継者の育成に理解と熱意があり、指導能力を有する者（41歳以上）を知事が認定する。

本県では、指導林家46名が活動している。（令和6年4月1日現在）

指導林業士（しどうりんぎょうし）

森林・林業に関する優れた技術・知識を有し、人格・識見ともに優れ、林業後継者の育成に理解と熱意があり、指導能力を有する者（41歳以上）を知事が認定する。

本県では、指導林業士110名が活動している。（令和6年4月1日現在）

集成材（しゅうせいざい）

ラミナ（集成材を構成する板材）を繊維方向に互いに平行にして、長さ、幅、厚さの各方向に接着した製品。

収量比数（しゅうりょうひすう）

現在の立木の単位面積当たりの材積と、当該立木と樹種及び樹高を同じくする立木が達成しうる最大の単位面積当たりの材積との比をいう。現在の林分が、その林分が持ちうる最大の材積に対して、どの位であるかを割合で表したもので、林分の混み具合を示す指標となる。

樹冠（じゅかん）

樹木の枝と葉の集まり、クローネ。（⇒林冠）

樹冠疎密度（じゅかんそみつど）

林木の生育状態を示す密度。おおむね20m平方の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。10分の5以下を疎，10分の6から10分の8を中，10分の9以上を密としている。

受光伐（じゅこうばつ）

複層林などを造成する場合に，下層木が成長できるように，陽光を調整するために行う伐採のこと。

主伐（しゅばつ）

利用期に達した樹木を伐採し，収穫すること。間伐と異なり，伐採後，次の世代の樹木の更新を行う。（⇒間伐，更新）

除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に，下刈りを終了してから，植栽木の枝葉が残り，互いに接し合う状態になるまでの間に数回行われる。（⇒下刈り）

人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽，種子の播き付け，挿し木などの人為的な方法により森林を造成すること。

森林GIS（しんりんじいあいえず）「地理情報システム」

森林の位置・形状等の図面情報と林齢，樹種，蓄積等の数値や文字の情報を一元的に管理し，これらの情報について，検索や分析を行うとともに，様々な地図，帳簿等を出力することができるシステム。（⇒林齢）

森林施業（しんりんせぎょう）

森林を維持造成するための伐採，造林，保育などの諸行為を適正に組み合わせ，目的に応じた森林の取り扱いをすること。（⇒保育）

森林経営管理制度（しんりんけいえいかんりせいど）

森林経営管理法に基づき，平成31年4月から施行された制度で，森林所有者に適切な経営管理を促すため経営管理の責務を明確化するとともに，所有者自らが適切な経営管理を実施できない森林において，市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得し（経営管理権の設定），林業経営に適した森林は林業経営者に委ね（経営管理実施権の設定），林業経営者に委ねることができない森林は市町村が経営管理を実施するもの。

森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林所有者又は森林経営の委託を受けた者が，単独又は共同で，自らが所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として自発的に作成する伐採や造林等の実施に関する5年間の計画。路網の整備状況等を勘案して市町村等が認定。森林の多面的機能の十分な発揮に資する持続的な森林経営を確立することを目的としたもの。

森林の機能（しんりんのきのう）

森林がもっている様々な”はたらき”のことで、木材生産等機能の経済的機能と、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の公益的機能に大きく区分されている。（⇒木材生産等機能、公益的機能別施業森林）

森林・林業基本計画（しんりん・りんぎょうきほんけいかく）

森林・林業基本法に定められた森林・林業政策の基本理念である、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき政府がたてる計画。具体的には関係者の取り組むべき課題を明らかにした上で、森林の有する多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用の目標を設定するとともに、関連施策を示している。

森林・林業基本法（しんりん・りんぎょうきほんほう）

森林に対する国民の要請の多様化、林業を取り巻く情勢の変化等に伴い、木材の生産を主体とした政策から森林の有する多面にわたる機能の持続的発揮を図るための政策へと転換し、国民的合意の下に政策を進めていくため、「森林の有する多面的機能の発揮」「林業の持続的かつ健全な発展」という森林・林業施策についての基本理念を明らかにしつつ、その実現を図るための基本となる事項を定めた法律。

森林作業道（しんりんさぎょうどう）

林道規定によらない道で、森林の作業のために特定の者が継続的に利用する施設であり、主として林業機械（フォワーダ等）や2トン積程度の小型トラックの走行を予定するもの。

森林整備推進協定（しんりんせいびすいしんきょうてい）

民有林と国有林が連携して森林整備を推進するための協定。隣接する森林に森林共同施業団地を設定し、森林整備実施計画を定め、民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進していくことを目的としたもの。

（R6年度末時点の協定地：H31.3鹿児島地域、R6.3南薩地域、H27.3日置市、R2.3出水地域、R5.7鹿屋市、R3.3始良西部地域、R3.3屋久島地域、R5.3内之浦地域）

森林経営プランナー（しんりんけいはいぶらんなー）

森林施業の方針や施業の事業収支を示した施業提案書を作成して森林所有者に提示し、小規模森林所有者の森林を取りまとめ施業の実施に関する合意形成を図るとともに、森林経営管理制度の運用も踏まえ、森林資源を持続的に利用しつつ、地域をとりまく経済動向や木材需要等を見据え、森林・木材の価値を最大化した循環型林業を実践することができる人材。

本県には297名いる。（令和6年3月31日現在）

水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

降雨時における河川流量の増水ピークを分散させる洪水防止機能と干天時期においても河川流量を一定以上に維持し、渇水を緩和する機能を合わせた機能。

水源涵養機能維持増進森林（すいげんかんようきのういじぞうしんしんりん）

下層植生とともに樹木の根の発達により、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林で、水源涵養機能の高度発揮が特に求められる森林。

水土保持（すいどほぜん）

災害に強い国土基盤の形成，良質な水の安定供給を確保する観点。

制限林（せいげんりん）

保安林，保安施設地区内の森林をはじめ法令により立木の伐採に制限がある森林。
（⇒ 保安林，保安施設地区）

青年林業士（せいねんりんぎょうし）

地域林業の担い手として，意欲をもって林業に取り組み，社会性や協調性に富み，地域林業の振興への寄与が期待される者（44歳以下）で，所定の研修課程を履修し，地域において活動実績がある者を知事が認定する。

本県では，青年林業士117名が活動している。（令和6年4月1日現在）

生物多様性保全機能（せいぶつたようせいほぜんきのう）

遺伝子保全や生物種保全，生態系保全など根源的な諸機能

素材（そざい）

丸太及び杣角（そまかく）の総称であり，原木ともいう。

杣角：立木の伐採後，現地で玉伐った丸太の四方を削って隅に丸味を残して角材としたもの。

《 た 》

択伐（たくばつ）

主伐の一種で森林内の成熟木の一部を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。（⇒ 主伐）

団粒構造（だんりゅうこうぞう）

適潤から湿性な森林土壌の表層に発達し，比較的柔らかで丸味があり，押すとすぐつぶれ，パンくず状を呈する。有機物が多く，通気，透水性に優れており，この構造が発達する土壌は林木の成長が良好である。

地域森林計画（ちいきしんりんけいかく）

地域森林計画は，森林法第5条の規定に基づき，知事が全国森林計画に即してたてる10年間の計画で，民有林の森林整備の目標，伐採・造林等の計画量を定めるとともに，市町村森林整備計画策定の指針，基準等を示すものである。

長伐期施業（ちょうばつきせぎょう）

通常の伐採年齢（例えばスギの場合35～40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢で伐採を行う施業。（⇒ 林齢）

適地適木（てきちてきぼく）

人工林を仕立てる場合，または林種を転換して収獲量を上げるために，その土壤に最も適した樹種を選んで植栽すること。

天然下種更新（てんねんかしゅこうしん）

自然に落ちた”たね”が林地で発芽した稚樹による更新（ヒノキ，マツ林などで行われている。）（⇒更新）

天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下，発芽して成長する場合（天然下種更新）と，木の根株から発芽（萌芽）して成長する場合（萌芽更新）などがある。

天然生林（てんねんせいりん）

主として，天然力を活用することにより成立させ，維持する施業が行われている森林。

特定広葉樹（とくていこうようじゅ）

風致の優れた森林の維持又は造成に必要な樹種として市町村森林整備計画において定められている広葉樹。

特定保安林（とくていほあんりん）

保安林の機能を十分発揮していないものについて「特定保安林」として指定し，必要な森林施業や治山事業等を計画的に実施し，所期の機能を発揮できる森林状態に整備していく。（⇒保安林，森林施業）

特用林産物（とくようりんさんぶつ）

森林・原野において生産（採取）される産物のうち一般の木材を除くもの。代表的なものとして，きのこ類，山菜，竹（タケノコ），椿実等がある。

《 な 》

2条森林（にじょうしんりん）

森林の定義を示しており，木竹が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹，また木竹の集団的な生育に利用される土地をいう。

《 は 》

伐期（ばっき）

木材の伐採・収獲の時期。

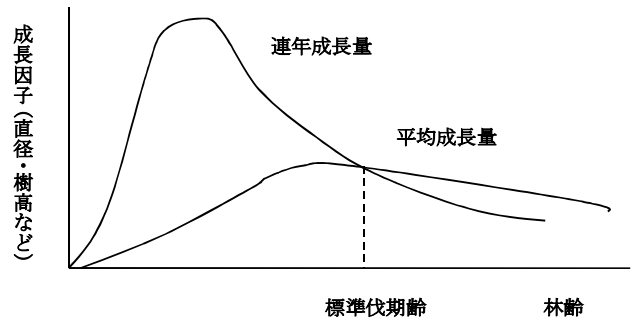
伐採種（ばっさいしゅ）

主伐における伐採方法をいい，一般的に皆伐，漸伐，択伐に区分する。
（⇒主伐，皆伐，択伐）

標準伐期齢（ひょうじゅんばっきれい）

主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とし，森林の有する公益的機能，既往の伐採齢及び森林の構成を勘案して定めた地域における標準的な主伐の林齢。（⇒ 平均成長量，主伐，林齢）

図1 成長曲線模式図



風衝地（ふうしょうち）

常時，風にさらされて樹木の生育環境が厳しい場所。

複層林施業（ふくそうりんせぎょう）

森林を構成する林木を部分的に伐採し，苗木の植栽等を行うことにより，樹齢，樹高の異なる複数の樹冠層を有する森林を造成する施業。（⇒ 樹冠）

普通林（ふつうりん）

民有林のうち制限林以外の森林をいう。保安林，保安施設地区など，法令で立木の伐採規制のある森林を除いた森林。（⇒ 制限林，保安林，保安施設地区）

文化機能（ぶんかきのう）

景観（ランドスケープ）・風致や生産・労働体験の場，自然とのふれあいなど学習・教育，また，芸術，伝統文化，地域の多様性（風土形成）などの諸機能。

プレカット

建築部材を工場であらかじめ刻み加工を施すこと。大工・技能者不足への対応，部材加工コストの低減化，住宅の工期短縮等を図ることが可能となる。

平均成長量（へいきんせいちょうりょう）

材積を林齢で割った1年あたりの平均の林木の成長量。（⇒ 林齢）

保安施設（ほあんしせつ）

水源の涵養，土砂の流出・崩壊の防備，飛砂の防備等の目的を達成するため行う森林造成又は森林の維持に必要な施設の工事。

保安施設地区（ほあんしせつちく）

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合，その事業を行うに必要な限度で，森林，原野その他の土地を指定した地区。

（⇒ 保安林）

保安林（ほあんりん）

水資源の涵養，土砂の流出，魚つき，保健・風致などの目的を達成するために森林法第25条に基づいて，農林水産大臣または知事が指定した森林をいう。

保育（ほいく）

植栽を終了してから伐採するまでの間に、樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。（⇒ 下刈り、除伐）

萌芽更新（ぼうがこうしん）

立木を伐採した後に切株からでる萌芽を育て、後継樹とする。クヌギ、コナラなど萌芽力の強い広葉樹に対して行われており、しいたけ原木林及び薪炭林施業に採用されている。

保健・レクリエーション機能（ほけん・れくりえーしょんきのう）

リハビリテーションなどの療養や休息、リフレッシュ、散策、森林浴などの保養、また、行楽、スポーツなどのレクリエーションなどの諸機能。

保健機能維持増進森林（ほけんきのういじぞうしんしんりん）

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供し、また、史跡・名勝と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成し、原始的な森林生態系、貴重な生物種が生育・生息している森林で、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能の高度発揮が特に求められる森林。（⇒ 保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性機能）

保護樹帯（ほごじゅたい）

伐採箇所において、伐採後の林地保全、幼齢造林地を強風等から保護するため、伐採を行わず残しておく帯状の森林。

《 ま 》

無立木地（むりゅうぼくち）

通常、樹木が生立していない林地をいうが、国有林野経営規程では、林種を立木地と無立木地に分け、無立木地をさらに伐採跡地と未立木地に区分し、樹冠の投影面積が20%以下の林地を無立木地と規定し、民有林では同じく30%以下としている。

（⇒ 樹冠）

芽かき（めかき）

萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとる作業。（⇒ 萌芽更新）

木材等生産機能維持増進森林（もくざいとうせいさんきのういじぞうしんしんりん）

林木の生育が良好な森林で、地形、地理等から効率的な森林の施業が可能な森林

《 や 》

要整備森林（ようせいびしんりん）

特定保安林の機能の確保を図るため、造林、保育、伐採その他の施業を早急を実施する必要があると認められる森林。（⇒ 特定保安林、保育）

《 ら 》

流域森林・林業活性化センター

(りゅういきしんりん・りんぎょうかつせいかせんたー)

流域森林・林業活性化協議会における関係者間の調整，合意形成の促進等を通じ，森林の流域管理システムを推進することを目的として設けられた組織。流域内の市町村，森林，林業，木材産業の関係者等からなる。

林冠（りんかん）

樹冠が隣接する樹木の樹冠と接して隙間なく連続している状態。この場合，日光を地表に通さないような状態を閉鎖林，うっ閉林ともいう。隣接樹との間がある状態は疎林冠という。（⇒ 樹冠）

林業労働力確保支援センター

(りんぎょうろうどうりょくかくほしえんせんたー)

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき，都道府県知事が指定する公益法人。研修の実施，無利子資金の貸付，高性能林業機械の貸付，委託募集の実施等を通じて，新規参入の促進と林業事業体の事業の合理化，雇用管理の改善を支援することとしている。（⇒ 高性能林業機械）

林床（りんしょう）

森林の中の地表面。太陽光線が届きにくいので，そこに適応した植物が生育する。

林小班（りんしょうはん）

①林班，②準林班，③小班から成る一連番号をいう。

①林班：原則として字界又は天然地形をもってその面積がおおむね50haとなるように設定。②準林班：おおむね5haを基準として設定。③小班：原則として森林所有者及び地番により設定。

林相（りんそう）

森林を構成する樹種，林冠の疎密度，林齢，林木の成長状態などによって示される森林の全体像をいう。（⇒ 林齢）

林道改築（りんどうかいちく）

既設林道の構造について全線的に質的向上を図ること。

林道改良（りんどうかいりょう）

既設林道の輸送力の向上と通行の安全確保を図るため，その局部的構造の質的向上の整備を実施すること。

林道密度（りんどうみつど）

単位森林面積当たりの林道延長のことで，m/haの単位で表す。林道延長を対象とする森林面積で除したもの。

林業専用道（りんぎょうせんようどう）

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道をいい、普通自動車（10トン積程度のトラック）や大型ホイールタイプフォワードの輸送能力に応じた規格・構造を有するものをいう。（⇒森林作業道）

林内相対照度（りんないそうたいしょうど）

林外の光をさえぎるものがない場所の照度（太陽光量；ルクス）に対する、林内の照度の比を％であらわしたもの。複層林を造成するときの林内の相対照度は20％必要と言われている。

林内道路密度（りんないどうろみつど）

単位森林面積当たりの道路延長のことで、m／haの単位で表す。林内道路延長には、林道のほか市町村道等の公道を含む。

林内路網密度（りんないろもうみつど）

単位森林面積当たりの路網密度のことで、m／haの単位で表す。路網延長には、林道、作業道（路）等の一時的な作業用道路のほか市町村道等の公道を含む。

林分密度管理図（りんぶんみつどかんりず）

林分は密度（本数）によって、林木の肥大成長（直径）に違いがでてくる。この関係には、上層木平均樹高ごとに一定の法則性がある。この法則のもとに密度管理の計画、伐採の目安、林分成長の予測を示した図を林分密度管理図という。

林齢（りんれい）

森林又は林木の年齢。人工林では、苗木を植栽した年を1年生とし、以後2年生、3年生と数える。

齢級（れいきゅう）

林齢を一定の幅でくくったもの。5年をひとくくりにし、林齢1～5年生をⅠ齢級、6～10年生をⅡ齢級と数える。（⇒林齢）

列状間伐（れつじょうかんばつ）

間伐作業の低コスト化を図るため、伐採や搬出に都合がよいように列状に間伐を行う方法。（⇒間伐）

連年成長量（れんねんせいちょうりょう）

ある林齢の前後1年間の林木の成長量。（⇒林齢）

路網整備等推進区域（ろもうせいびとうすいしんくいき）

林道等の既設路線や計画路線の配置状況、施業の集約化を行う箇所や木材等生産機能維持増進森林の配置状況等を勘案して効率的な森林施業を推進する箇所で、市町村森林整備計画で定められる。